

小序

日本の外交官は、正直でならぬ、虚偽を言ふことが下手でならぬ、事に裏面と云ふものがあることを知らぬ、ひとり外交官ばかりではない、法官も然り、辯護士も然りだ、大久保時三郎の如き譎詐狡猾極まりなきものに對しては、聊か梃搯ざるを得ぬ、是れ正直から生じてくる過失である、ひとり法官と辯護士ばかりではない、政治家に於ても然るを見る、軍人に於いても然るを見る、伊藤侯の李爺にしてやられたも、つまり正直で裏面と云ふことを知らぬものである、つまり以上に述べた人々は、否お役人様方は、武士的精神を有して居らるゝからである、予の思ふ所にては、どふか商人的根性を以て、事を處して貰いたい、職に當つてほしいと云ふのである、あゝ韓非子を讀む人は、古來人品が悪化すると言はれて居る、是れ裏面のある人間となりて、譎詐狡猾、測られざる人となつたを云ふのである、世の外交に當る人、大悪人共を相手にする人、國家の安危

明治
44 7 30
内交

を雙肩に荷へる人々は、此の書を繕いて、如何に韓非の舌の弄し方は、巧妙でありしか
を想見されよと云ふのである、商人的なる米國人を對手にし、變詐極まりなき露國人を
彼岸^{カッ}に廻はして居る我等日本人は、どうしても之を一讀せざるを得ぬのだ、ア、愉快な
るは韓非の痛言諷罵である、

明治四十年六月下浣

河村北溟

○韓非子讀法

支那古代の法律の見るべきものは、先づ管子、韓非子、商子の如きものに指を屈せざるを
得ず、されど今日の科學の發達せる時代の、人の目より見るときは、實に駁雜極まれるも
のにして、單に之れを稱して法律と言はれざるが如き觀がある、是れは今より二千年以上
の古代にありて、人々の腦髓より出てしものと思はゞ、決して深く咎むるに足らざるべし
と思ふのである、

然りと雖も韓非の意見は、人間は決して道德を以て治め得べきものにあらず、何處までも
峻法嚴刑を以て、壓伏すべきものとして居たのである、そこで孔孟の仁義を主とせし人々
からは、邪法だの左道だのと擯斥されたのである、されど今日我等の目に映じた韓非は、
實に言語同斷の悪人であるかと言へば、決して悪人ではない、實に希世の俊傑であつたの
である、唯惜しむらくは、之れに注釋せし人々の、孔孟の學派の人のみなりしを以て、恣
まゝに増減補削して、讀み易すからざるものとしたことである、土臺孔孟の教へとは撰を
異にして居る、仁義道德の迂遠なる目を以て、此の活馬の目をも抜く峻刻なる論理の、

解し得らるべき譯はない、だから之れを讀まる、諸君も、最初から法律書の秩序の確然と立たざるものとして、讀まれんことを望むのである、實に其の心の峻刻にして、其の血の冷やかなることは、果してどの位であるか、測知すべからずと思はるゝのである、古人は一概に之を殘酷と云ふて撥斥して居るが、韓非の眞心を知らぬからである、

倍最初の計畫は、講義とする目的であつたけれど、今日の讀者は、漢文を習つても何の役にも立たぬ、韓非を讀む人々は、其の意見を知らんとする人のみであるから、そこで衍義として、其の義を敷衍して解し易くしたのである、のみならず、六かしくて了解に苦む所は、クドク引きのばして、分かるやうに書いたが、一目判然と讀み分けらるゝ所は、直譯にわづかばかり文字を挿入した所もある、だから讀み行かるゝ時、之れを見て不親切とせられては困まる、

それから脱字誤字らしく思はるゝ所は澤山ありて、如何に注解を搜りても、判然とせぬ所がある、是れは古來の學者先生が、寄りてたかつて研究した跡であるから、分り相であるが、やはり分らぬのである、是れは其の説のうちにて、尤もらしく思ふものを採用したのである、且つ此の書は、元は決して讀み難き書ではなかつたのである、それが今日の如く

になつたのは、儒家先生方が併に搦いて、此れを改め彼を削ぐり、彼を増し此を減らし、以て今日の如くにしたのである、だからあまり手をつけられぬ所は、今でもスラ／＼と讀過することが出来る、諸君は豚尾漢チンビ漢と云へば、二束三文の價格もないやうに思はるゝが、どうして／＼、此等を繙閲しては、畏るべき人種であることが分かる、唯此の書には、良書のないので恐れる、且つ法律思想のない人が註解を書くのであるから、一言にして罵倒し去りしものも多くある、支那にて不幸な人々は、管仲、商鞅、韓非子、李斯、王安石の如き人々である、此等の人々は、實に人の言ひ得ぬことを言つて居る、されば之れを讀む人も、其の心の如くなりて、讀んでやらなければならぬ、是れは倫理書でもなく、哲學書でもなく、純然たる法律書であるのだ、

目次

前編

第一 初見秦……………三

此の書初めて秦王に見ゆるために作る、故に其の筈全く従を破る一着に在り、中間反覆、咎めを謀臣不忠の處に歸せり、波瀾起伏、汪洋千頃、戰國雄辯の士なり、

第二 存韓……………一六

韓非韓の削弱せらるゝを見、秦を以て韓を存せんと欲し、書秦王に呈せしに、李斯忌んで之れを問せり、

第三 難言……………二九

此れ亦初めて秦王に見えし時の詞となす、憤悶孤抗、故に其文連類曠肆、感忿特奇、

第四 愛臣……………三五

人主は、如何に臣を愛するも、權を借すべからず、人臣は、如何に寵を得るも、成を擲まゝにすべからず、

第五 主道……………三九

通篇御臣の術を論ず、純ら是れ老子の作用、

第六 有度……………四七

法を奉ずれば國強く、法を廢すれば國弱し、群臣百官、法に一にして私なければ、則ち國治まる、

第七 二柄……………五八

國家の人事、惟賞と罰となり、賞其の勞に當れば、功なきもの自から退き、罰其の罪に當れば、惡をなすもの威な懼る、則ち賞罰の輕行すべからざるを知る也、

第八 揚權……………六五

揚は、之れを舉げて明らかならしむるを云ひ、權は、事を量りて謀を設くるを云ふ、蓋し人君權を用ゆるの事を開揚せし也、

第九 八姦……………七九

姦臣の、姦を成すに八術あることを述べ、其の作用を摹寫せしなり、

第十 十過……………八六

人に君たる人の、政を行ひ人に任ずるに、往々十過あることを細論せり、

第十一 孤憤……………一〇

孤直の時に容れられざることを憤して、長號せしなり、

第十二 說難……………一九

游說の道の、至難なることを説破せり、

第十三 和氏……………二八

和氏の玉を獻せしことを以て起し、人主臣を御する能はず、忠誑分たざれば、人臣の和氏たるもの、少きことを説明す、

第十四 姦劫弑臣……………三二

人主法を執りて姦臣を御せざれば、劫殺死亡の災に遇ふとの意を述べたり、

第十五 亡徵……………四八

四十七の亡國の徵効を細論せり、

第十六 三守……………五七

固密を守りて言を漏らす勿れ、獨威獨福を守りて他人の毀譽を聽かず、守りて自から政を親からし、大臣に移す勿れ、

第十七 備内……………一六〇

父子夫妻骨肉相近きの間と雖も、能く注意して氣を許すべからず、

第十八 南面……………一六六

通儒臣を御することを脱けり、其の患ひとする所は、人を信ぜざるにあり、

第十九 飾邪……………一七二

人主法度を立て、以て臣を御せず、法度の臣を用ゐて以て法を行はずして姦臣にきけば、以て法を亂り亡を取る、

第二十 解老……………一八四

申韓の學は老子より出づ、故に解老を作りて道德の用を發揮せり、

第二十一 喻老……………二一五

事な比し類を連れて、以て老子の言を明らかにせり、

第二十二 說林上……………二四八

言を以て人に驗し、自己に従はしめしものなり、

第二十三 說林下……………二四八

上篇に同じ、

第二十四 觀行……………二六五

明主は法術の士を得て以て寶鏡となせば、自から見るに利あり、

第二十五 安危……………二六八

病を治するは痛みを忍ぶにあり、亂を撥らしくは忠を開らくに在り、

第二十六 守道……………二七三

賞罰明らかければ、下のものを盡くすとの意を述べ、

第二十七 用人……………二七八

能く人を用ゆれば、上下親み、内功立ち、外名成ると云ふ、

第二十八 功名……………二八五

夫を得、人を得、我を得、勢を得れば、功名成る。

第二十九 大體

大體上に就いての觀察を述べたり。

韓非子講話

河村定靜 衍義

前編

支那の文明を阻礙して、今日の如く頑鈍固陋の國民たらしめたものは、實に儒學者の辜である、古來韓非、商鞅、王安石の如く、毛色のかはりし新進氣銳の士の、生出せざる譯ではなかつた、世の氣運を察して、愉快なる改革を斷行せるものゝない譯でもなかつた、されど斯くの如き新進氣銳の士生出する時は、常に頑鈍固陋の儒學者共の、四圍攻撃する所となり、忽ちまた堯舜禹湯の半野蠻的時代に引き戻され、折角新進に向へる氣運を阻止して、醉生夢死の國民たらしむるの觀があつた、試みに支那歷代の歴史を縮きて見よ、實に勃々たる新氣運の、新天地を開き出さんとする事の、一再にして止まらざるを見るであらふ、然るに常に之れを打破して、舊時のあはれむべき境遇に逆もどりせしめたものは、

實に彼儒學者輩の四圍攻撃し山つてあつた、故に管仲、荀卿、申不害、韓非の如く毛色のかはりたるものは、白晝大手をふつて、横行濶歩されぬやうであつた、故に國民は常に倫理的學術の小圈内にのみ踞踏して、宇内を達觀して他の領土を侵略せんとする氣象などは、藥にしたくも起らなかつたのである、今日の支那國民の現状を見たならば、其の如何に儒學の毒液のために、神心を腐敗せしめ居るか分かるであらふ、支那國民と雖ども、決して教化されぬ人民ではない、導びきやうに由つては、漢武時代の人民ともなる、唐の太宗時代の百姓ともなる、今韓非子を敷衍するに當り、韓非子の長く世人に捨てられて居て、今日に至りて始めて其の所論の世人の注意をひけるを喜び、茲に一言して以つて韓非子の所論の世用をなすに至れるを祝するるのである、

第一 初見秦

此の篇は、初めて秦王に見ゆるがために、六國の合従を破り、天下を取るの計策を述べたところである、汪道昆は之れを評して、此の書初めて秦に見ゆるがために、其の策全く従を破る一著に在り、中間反覆、皆めを謀臣不忠の處に歸す、波瀾起伏、汪洋千頃、戰國雄辯の士なりと云ふて居る、

臣聞くに、古言に斯云ふことがある、先方の人が、未だ自己の人となり知らざるに、己その人に向つて意見を述べは、是れ不智たることを免れぬものじや、又己に己の人となりを知れるに、かくして我が意見を吐露せざるは、是れ不忠實者たるの譏りを免がること能はざるものじやと、されば人の臣下たる身分でありながら、其の君に對して不忠實なるときは、其の罪死にあたるものである、若し意見を述べて、其意見が事理にあたらぬときは、その罪やはり死刑にあたるものである、併しながら、臣はかゝることを畏れて居る暇がない、だから願くは是れまで聞けるところを盡くして、悉くお聴きに入れやうと思ふのである、唯大王は其の言をきいて、其の罪の有無を裁決せらるれば、有りがたいことなのである、

臣非聞く、今の天下のありさまは、燕の國は陰に位して北にあり、魏の國は陽に向つて南

にあり、それに荆の地を連接させて齊の國のかためとなし、それから韓の地を味方に取り入れて、從約を成して以つて趙の國が之れが首長となり、將さに西にむかつて疆大なる秦の國と、難を構へて雌雄を決せんとして居ると、臣は之れをさいて竊かに之れを笑はざるを得なんだ、なぜかと云ふに、世に三つの國をほろぼすべき道があつて、そうして之れを失ふ所で、天下に之れを得る人が出てくるのじやといふことがあるためである、臣その三亡の說をさくに、左の如く云ふて居る、亂れて居る國を以つて、治まれる國を攻むるものは、キツト其の國をなくしてしまふ、邪しまなる身を以つて、正しき人を攻むるものは、キツト其の身を亡ぼしてしまふ、暴逆なる道を以つて、順正なる人を攻むるときは、キツトその家をなくしてしまふと、

今天下の諸國の府庫を見るに、貨財の盈ちて居るものはない、困倉を見るに、空虚にして穀粟の貯はへあるものはない、(府庫は貨財をおさむるクラを云ひ、困倉は穀粟をおさむるクラを云ふ、而して圍さを困と云ひ、方を倉と云ふ)而るに其國の士民を悉くして、軍營を張りて兵士をたむろさせること、實に數十百萬に及んで居る、それから白刃は目の前にあり、斧頭は身のうしろにありて、進まざるものを誅するのであるが、兵士はそれでもあつ

の方へ退却して、進んで敵に死することが出来ぬ、是れは其の士民の、敵と戦つて死することの出来ぬ譯ではない、上位にある人が、才能がなくつてからに、士民の心を收攬して戦死せしむることが出来ぬのである、それと云ふは、戦功があるからして、賞を與へてくれと云ふても、之れを與へてくれぬ、罪があるからして、罰を行つてくれと云ふても、之れを行つてくれぬ、斯く賞罰が信實でないからして、士民は國事に死なぬのである、

今、秦の國は如何にと願へりみれば、實に見上げたものじや、なぜと云へば、一旦號令を出した上は、信賞必罰を期して、唯有功と無功を取り調べることに、相從事して居るばかりであるからである、だから其の人民は、其の父母のふところの中を出てたばかりで、生れて以來、未だ嘗て寇敵を見たこともないのに、耳に戦鬪があるときくと、足をおどらし、空拳をうちふり、肩はだぬぎをやつて、敵の白刃を犯して進み、鎧火の中をも恐れずして踏み込み、斷然と敵前に死して願みざるやうな、強勇絶倫なものばかりであるのだ、さて斷然死してかへりみざると、斷然生きて死なざるとは、其の情大いに同じからざるところのあるものじや、而るに人民共が死ぬことを何にとも思はずして、かく奮戦するものは、是れ國法に奮戦して死することを責ぶためである、夫れひとり兵士が奮戦して死すると

今秦の領地は、長き所を折つて、短き所に足せば、四方五六千里位はある、それから名を得たる勇敢の師は、數十百萬ある、又秦の號令の賞罰にあきらかなる、地形の利害に適切なる、天下の諸國之れに上越すものはない、斯くの如き國を以つて、天下の諸國と覇を争ふときは、天下を兼併して、之れを所有するは、綽々として餘力があると思ふ、だから秦は敵と戦つて、未だ嘗て勝たないことはない、敵を攻めて、未だ嘗て取らないことはない、當る所の敵、未だ嘗て破れぬことはない、それに由つて土地を開らくこと數千里の遠きに及んだ、此れ其の絶大なる功績である、

然るに韓國の實況は大いに之れに反して居て、兵甲はつかれ、士民はやみ、たくはへつめるものはつきでなくなり、田はたは荒れすたれ、米ぐらはからになり、四方のとなりの大名は服従せず、天下に覇者となり王者となるの名は成らずと云ふ、あはれむべき實況で居

るのは、他に異なる理由のある譯ではない、其の謀臣共が、みな其の忠義をつくす心がないからである、臣は敢へて其の理由を言明しやうと思ふ、

往昔齊の閔王の二十三年に、齊の國では秦と共に荆(楚)を攻めて、南の方淮北の地を奪ひ取つたことがある、又三十八年には宋を伐つて、東の方宋を破りて其王を殺したことがある、又二十六年に、韓魏と秦を攻め、西の方函谷關に至つたこともある、又十五年に燕を破り、北の方其土地を取つたこともある、又中間にては韓魏を攻め、之れに伏従せしめたこともある、斯く土地が廣くて兵士が強いから、戦へばキツト勝ち、攻むればキツト取つて、天下の諸國に命を下してさしづぶることが出来た、齊の國の清濟濁河(濟水はスメリ、故に清濟と云へり、河水はニゴレリ、故に濁河と云へり)の二水は、敵を禦ぎてクギ入となすに足るところである、長城巨防の兩所は、寇をふせぎて要害とするに足るところである、齊と云ふ國は、四面及び中央にまで兵を受けて、五所にて戦はねばならぬ國である、然るに一所のたゞかひにして勝利を得ねば、齊の國が亡びてなくなつてしまふ、此れに由りて之れを見れば、かの戦争と云ふものは、萬乘の國の存立と滅亡に大關係を及ぼすものである、國を有するものゝ戒めとなさねばならぬところである、

且つ臣之れを聞くに、世のコトワザに左のやうな言がある、跡を削づり去らんと思ふならば、決して其の根をのこしてはならぬ、禍と隣接してはならぬ、若し禍と隣接しては、存立して居ることは出来ぬものであると、秦が會つて荆人(楚)と戦ひ、大いに荆を破りて、其の首都郢を襲ひ、洞庭、五湖、江南の地を取つたことがある、その時荆王の君臣は、みな逃げ走りて、東の方陳城に赴ひき、其の内に伏しかくれて、僅かに死を免れたことがある、此の時に當りて、荆王のあとに隨がはせるに兵士を以てせば、荆の國は取りて我が物とすることが出来たであらふ、荆の國を取りて我が物とすれば、其の人民は貪ぼりて我が利益とするに足るてはないか、其の土地は取りあげて我がまふけものとするに足るてはないか、そればかりではない、東の方は之れを以て齊燕の二國を弱くすることが出来る、中間は之れを以つて、韓、魏、趙の三晋を凌壓することが出来る、したならば、是れ一舉して、天下に覇者となり王者となるの名稱は、成し遂げることが得たであらふ、四隣の大名共をば、入朝させることが出来たであらふ、而るに謀臣共は之れを爲さず、軍隊を引き退却し、復た荆人と和睦をなし、荆人をして、滅亡せる國を收め、離散せる民をあつめ、社稷の主を立て、宗廟の令(令とは、中書令、尙書令の令の如く、宗伯屬官を云ふ也)を置きて、

天下の諸侯を率ひ、西面して以て秦の國と難を構ふことを得せしめた、此れまことに、天下に覇者となり、王者となるの道を失ふた第一であるのだ。

天下の諸侯が又もヒトツになつて、華陽の下に軍立したことがあつた、其の時大王は、白起に詔命して一戦に之れを撃破したことがある、のみならず兵士は梁の郭下に至り、梁の都を圍み攻むることを得るやうになつた、若しあの時に、之れを圍み攻むること五六十日間に至つたならば、大梁(魏の都)はキツト抜くことを得たであらふ、大梁を抜くことを得たならば、魏の國はみな擧ぐることを得たであらふ、魏の國を全く擧ぐることを得れば、楚の國と趙の國の意志が中絶して、疏通することが得ぬやうになる、楚と趙の意志が中絶して、疏通せねば、趙の國が危殆になる、趙の國が危殆となれば、楚の國が疑ひ惑ふやうになる、そうすれば、東の方は以て齊と燕を弱くすることが出来る、中間にては韓趙魏の三晋を凌駕することが出来る、したならば、是れ一舉して天下に霸王となるの大名は成就したてはないか、又四隣の諸侯をば、入朝させることが出来たてはないか、而るに謀臣共は之れをなさず、軍隊を引き退却し、復た魏氏と和睦をなして、魏氏をして反て滅亡せる國を收め、離散せる民をあつめ、社稷の主を立て、宗廟の令を置くことを得せしめた、此れまこ

とに天下に霸王たるの道を失ふの第二である。

前者穰侯魏冉の秦の國を治むるや、秦一國の兵を用ひて、秦と我が私邑とのふたつの國の、功を成就せんと欲したものであるから、兵士は身をまはるまで國外にあつて、日にさらされ雨にうたるゝことを免れず、士民は國內にあつて、病み疲かるゝことを免れず、又天下に霸王たる大名も成就せなんだ、此れまことに天下に霸王たるの道を失ふの第三である。

趙氏の國は、燕の南方、齊の西方、魏の北方、韓の東方に位いして居て、中央の地にある國である、だから燕齊韓魏四國の雜民の、雜居して居るところである。そのためにや、人民は輕躁にして使用し惜ぐい人民である、特に號令は統一しないし、賞罰は信實でないし、地形は便利でないし、其の下の人民は、なまけて其の民力を十分に盡くすことが出来ぬ、だから彼れ趙の國は、固より滅亡する形狀を備へた國である、それに人民と云ふものをば少しも心配せぬ、(萌は氓に同じ、野に在るを氓と云ふ、)そこで其の士民のあらんかぎり悉くして、長平の下に軍だてし、以て韓の上黨の地を争ふた、ところが大王は、一個の命令を下して之れを破らせ、以て武安縣を抜いてしまつた。

是の時に當てや、趙氏の國は、上下不和にて相親しまなんだ、貴賤相疑ふて信じ合はなん

だ、したならば其の首都邯鄲も、守ることは得ないであらふ、守ることを得なければ、邯鄲を抜くことが出来る、邯鄲を抜けば、山東河間の地を管轄することが出来る、それから軍隊をひいて邯鄲を去り、西の方修武を攻め、羊腸を踰へ、代と上黨を降さふ、代は四十六縣あるし、上黨は七十縣ある、而るに一領甲を用ゐず、一士民を苦しめずして、此れ等のみな秦國の所有となるであらふ、したならば、代と上黨は戰はずして、畢く反つて秦の所有となり、東陽河外の地は、戰はずして畢く元にかかへりて齊となり、中山滹沱以北の地は戰はずして畢く燕となるであらふ、さうなると云ふと、趙の國は取れる、趙の國が取られるれば、韓の國が亡びる、韓の國が亡びれば、楚と魏の二國は獨立することが出来ぬ、楚と魏が獨立することが出来なければ、是れ一舉にして韓をやぶり、魏をくるしめ、(蠶は、其中をなやますを云ふ)楚を抜き、東の方は以つて齊と燕の國を弱くし、それから白馬の河口を切り開らいて、以て魏の國に沃き込めば、是れ一舉して韓趙魏の三晉が滅亡して、合従は茲に壞敗してしまふ、そこで大王は手を拏ぎてゆつたりと待て居られても、天下の諸國が繩を以て物をあみて次第するが如く、續々とひきつゝいて降服するであらふ、さすれば天下に霸王たるの大名は、キツト成就すべさである、而るに謀臣共は之れを爲さず、軍

勢を引きて退却し、復た趙氏と和睦してしまつた、さて大王の如き明主で、秦兵の如き強兵を有しながら、天下に霸王たるの大業を棄て、地を得んことを望んでも、曾つて之れすらも得られず、乃ち却つて欺侮を與國から取つて、世の物笑ひとなるは、是れ謀臣の計策の拙劣なるためである。

且つそればかりではない、趙の國は亡びねばならぬのに亡びず、秦の國は覇たらねばならぬのに覇たらぬから、天下の人々は固より之れを以て、秦の謀臣の果してどの位の才智を有するかを、推量せらるゝが、一である、乃ちまた、國內の士卒をつくしてからに、趙の邯鄲を攻めながら、之れを抜き取ることが出来ずして、甲兵を棄て弓弩を負ひてブル／＼ふるひを恐れ退却した、天下は固より之れを以て、已に秦の兵力のどの位であるかを推量することを得る二である、そこで軍勢を引いて去つて、また李下の兵と合併したに、大王は又軍勢を併せて来て、共に戦つたが之れに勝つことが出来ず、又兵をひいてかへることも出来ず、軍隊がつかれて戦ふ能はざるに由つて、己も去ることを得た、天下は固より之れによつて、秦の兵力の果して成すことあるに足るか、足らざるかを推量することを得る三となつた、斯くの如く、内は吾が秦國の謀臣の才智を推し量られ、外は吾が秦國の兵力の程度を推し

きはめしむ、之れに由つて之れを觀れば、天下諸侯の合従も、之れを成立さするに別に六かしくないことを知つた、右の如く、内は吾が甲兵はつかれ、士民はやみ、蓄積は盡き、田はたは荒れ、米倉はからになり、外は天下の諸國はみな同意して、相結合することは甚だ固い、願くは大王よ、よろしく思慮をめぐらして、深くはかる所がなくてなりませんぞ。且つ臣之れをきくに、古語に斯云ふことがある、戰々とのゝ栗々とあそれ、一日は一日より、謹慎の度を加へよと、苟くも其の道を慎しんで守る所があるならば、天下は日を期して有つことが出来る、何を以て其の然かることを知つたか、昔者般の紂王の天子たる時、天下の甲兵百萬をひきいて、左の方は淇溪の水に馬にみづかひ、右の方は洹谿の水に馬にみづかひ以て陣營を敷きしに、軍馬の數のあまりに多きため、淇水は竭きて流れず、洹水もかれて流れなかつたほどの軍勢を以つて、以て周の武王と難をかまへた、而るに武王は素甲とは、組甲に漆せざる甲にて身をかため兵士三千人をひきい、紂の百萬の兵と戦ふこと一日にして、紂の國を破り、其のからだを禽にし、其の土地に據りて、其の人民を領有したけれども、天下の人々一人として、之れをいたみかなしむものはなかつた、

晋の大夫知伯は、知氏、韓氏、魏氏の三國の衆をひきいて以て、趙襄主を晋陽に攻めて、

水をさきりひらきて之れに灌ぎ込み、三月にして城がまささに抜けんとした、すると襄主は龜を灼き筮を數へ（鑽は、火を以て荆華を齧し、之れを灼くを云ふ、共に吉凶禍福を卜ふを云ふ）其の占兆を（龜は兆と云ひ筮は占と云ふ）見て以て利害得失を考へ、三國のうち、いづれの國に降服すれば利なるかを決し、乃ち其の臣張孟談を使者にやつた、是に於いてこつそりと忍び出て、韓魏の二國に説き、知伯の約束に反かしてからに、韓魏二國の衆を得、以て知伯を攻撃し、其からだを禽にして以て、襄主の最初の如く、盛大なる趙國にかへらしめた、今秦の領地は、長を折り短を補へば、方數千里ある、又勇敢に名ある兵隊は數十百萬ある、秦國の號令賞罰、地形利害は、天下之れに及ぶものはない、此の優勢なる國力を以て天下と争ふては、天下の諸國はみな兼ね并せて、所有することを得べきであらふ、臣が死罪を味犯して願ふ所は、大王に謁見することを得て、天下の合従を破り、趙を抜き、韓をほすばし、楚魏を臣下とし、齊燕に親み交はり、以て霸王の大名を成し、四隣の諸侯に入朝せしむる所以の道を言上せんこと是れなのである。

大王がまことによく其の説を聽用されたのに、一舉して天下の合従破れず、趙の國が取れず、韓が亡びず、楚魏が臣下たらず、齊燕が親交せず、霸王の大名も成らず、四鄰の諸侯

も入朝せざるときは、大王はよろしく臣の首を斬りて以て、國內に徇へて知らしめよ、是れ大王のために謀りて不忠實なるものであると、臣の説にしてさへ聽かるれば、一死などは惜しむ所ではない、

第二 存韓

韓非韓の日に削弱せらるるを見、秦の力をかりて以て、韓を存せんことを欲せしに、韓王は韓非を用ゐず、是に於いて韓非韓王を疾み、意専ら秦に屬せり、故に存韓を以て之れに次ぐと、楊慎は云へり

韓王の秦國に事ふること、已に三十餘年となつた、外に出でたときは秦の扞蔽となり、扞蔽とは、敵をふせぎて味方を蔽ふの道具となるを云ふ、内に入るときは秦の蕭薦となつて、蕭薦とは、シキモノを云ふ、一意専心に秦のためばかりをはかつて居た、秦は特別に精銳なる軍隊を出して韓の土地を取りて、常に之れをあとに隨從させて、他の國を攻めて居た、だから韓を怨らむる天下の怨みは、天下到る所の國にかゝつて居た、而るに其の功績と云ふものは、みな強大なる秦の國にのみ歸してしまつた、つまり韓は、怨みをば天下の諸國より買ひ入れて、いさほをば悉皆秦の國に寄附したのである、且つそればかりではない、韓は常に貢賦を秦に納入することは、秦の郡縣と少しもかはつたことはなかつた、今臣竊かに貴臣の計策をさけば、兵をあげて將さに韓を討伐せんとして居ると、さて趙人は士卒をよせあつめ、合従の説をなすトモガラを養ひあき、以て天下諸國の軍兵を連綴せしめやうとしてある、それは、秦の國が弱くならねば、天下の諸侯は、かならず宗廟をほろ

ぼされると云ふことを、言明してからに、共に其の兵を西にむけて、秦を滅ぼして六國を存せんとするの意志を、斷行せんと欲して居ることは、一日や一月にたくんで居る計略ではないのだ、而るに今趙の秦國のうれいをなすをば棄て置いて、内臣の如き韓の國をばらひ除かれたならば、天下の諸國はいよく趙氏の秦を攻むるの計略を明なりとして、之れに左袒するやうになるであらふ、

夫れ韓は小國である、而るに天下諸國の四方から來て、攻撃する衝にあたつて居る、だから主は辱かしめられ、臣は苦しんでからに、上下相與に心配を同じくして、上の心配は下も共に心配し、下の心配は上も共に心配して、互いに相心配し合ふて居ることは、實に久しき以前からである、そこで守備を修め、疆敵の來攻にそなへ、蓄積を存し、城池を築造して、以てかたく守りて居る、今韓國を討伐しても、未だ一年間位にては、討滅することはいふに出来ぬ、さればとて一城を抜いた位で退却しては、秦國の威權が天下に輕んぜらるゝやうになる、天下に輕んぜらるゝやうになれば、天下の諸國はキツト我が秦國の軍兵をくじくやうになる、さうして韓も亦秦に叛くやうになる、韓が若し秦に叛くと云ふと、魏も亦之れに應じて秦の敵となる、趙は齊に據りて根原の地となし、秦に敵するの下地とする

てあらふ、此くの如くになれば、韓魏の二國を以て趙の資力をたすけ、齊の力をかりて以て、其の従約をかたくさせて、以て與に強弱を争ふやうになる、さうなれば、是れ趙の幸福にして、秦の禍災となるのである。

夫れ兵を進めて趙を撃つても、趙を取ることが出来ず、軍を退けて韓を攻めても、韓を抜くことが出来なければ、敵の銳兵をあとしいる、やうな士卒も、野戦につかれはて、兵糧を負ふて持ちはこぶ責任ある人夫も、内役に罷勞してしまふであらふ、(攻は功に同じく、内に居てはたらくを云ふ)さうするときは、おほくのつかれて弱はりはてたるものを合はせて、敵にあたへて資となして、趙と齊の二萬乗の國に向ふやうなものである、(共は向に同じ)斯くの如き結果となつては、秦の趙を亡さんと欲する所以の心であるまいと思ふ、若し秦王の心が均しく貴臣の計略の如くであつては、秦は必らず天下の的となりて、諸侯の兵を玆にあつむるやうになるであらう、(兵質とは、兵士のこと、云ふ心なり、質は射侯を云ふ)果してさうであるならば、陛下は金石を以てからだとなして、久しく死ぬるやうなことがなくつても、天下を兼併して秦のものとなすの日は、未だ容易に望むことは出来ぬ、今賤臣韓非が愚計を陳ずるときは、人をして楚に使者たらしめ、重幣を以て楚の

事務を擔當して居る臣に啖はしめ、趙の秦國を欺むける所以を明瞭にし、又魏には人質を與へて其心を安堵せしめ、さうして韓を従へて趙を伐つと云ふと、趙が好し齊とひとつになつても、少しも心配するに足らぬことである、若し齊と趙の二國の事がはりを告げたならば、韓の如きは唯檄文をおくつたばかりで、事なく平定するであらふ、是れ我一たび兵をあげて、齊と趙の二國に滅亡のかたがあらはれてくれれば、楚魏の二國も亦必らずおそれ入つて、自から降伏するであらふ、だから古語に、兵器は不祥なウツツモノである、之れを用ゆるときは、其の用法を審びらかにしなくてはならぬと云ふてある、

秦の國を以て趙と敵對して居るに、敵に加ふるに齊を以てしては、秦の心配は一通りではない、然るに今又韓に背むかれてひとつの敵を増したのに、秦の方にては未だ楚魏の心を堅く結びて、之れを味方にするの計略はない、夫れ一戰して之れに勝たなければ、禍がむすばりて解けぬやうになるものだ、計略と云ふものは、事の成敗を決定する所以のものじや、深く考へなければならぬ、韓秦二國の強弱は、全く今年にあるのであるから、秦は尤も注意せねばならぬ、且つ趙の國では、天下の諸侯と内密なる謀策をめぐらして居ることは、實に久しきものである、夫れ一たび兵を動かして、天下の諸侯に弱められるは、危殆

なる事ではないか、自國のために計略をなしながら、天下の諸侯をして自國を疑はするの心を起さしむるは、此の上もなき危険なることじや、斯くの如き二ツのスキマを暴露するは、秦の諸侯に對して強を誇る所以でなからうと思ふ、臣は之れについて、竊に願ふ所のものは、陛下の幸いに熟圖せられて、他日の悔ひを遺されざらんことである、夫れ人の國を攻伐して居て、合従の徒をして其のスキマをさかしめると云ふは、實に汕斷此の上なきことである。若しそれに由つて敵を利せしむるやうなこともあつては、悔いてもかへらぬことではあるまいか、(熟圖とは、うまくはかれと云ふ心、以上は韓非が秦王に上書して、意見を呈したところである)

韓非から以上の如き上書があらはれた、そこで秦王はニコトノリして、韓國の客人韓非と云ふものゝ、たてまつりし所の書に、韓國の未だ取るべからざることを言へるを以て、秦國の臣李斯と云ふものに其の書面を下し、其の議論の當否を論ぜしめた、そこで李斯の意見には、臣李斯は韓客の言を以て、甚だ然るべからざる議論と見とめる、なぜかと云ふに、秦國に韓のあるは、人のからだに腹心のヤマヒがあるやうなものであるからである、虚處とて平居無事なるときは、少しばかり妨碍があるると云ふ位に過ぎぬと、若し卑濕の地に住居

して久しく土着して去らざるか、或は力を極はめて走せ出したりするときは、キツトその病氣があらはれてくる、さて韓と云ふ國は、秦に服従して臣下となつて居るけれども、未だ嘗つて秦國のヤマヒとならざることはない、今日若し卒然たる變事が起れば、韓は決して信用されぬ國である、秦と趙と難を構へて戦端を開いた、そこで荆蘇と云ふものに命じて齊に使者にやつたが、未だ其の返辭が何と云ふてくるか分からぬ、臣を以て之れを見るときは、齊と趙との交情は、未だ必ず荆蘇の言を以て、中たがへしやうとも思はれぬ、若し齊趙が中たがへをせぬとすれば、是れ趙は國內の兵をつくして秦に抵抗するに、齊も之れをたすくるから、秦は二ツの萬乗の國に敵することゝなる、夫れ韓と云ふ國は、秦の義の高き所に心服して居るのではない、その兵力の強きに服従して居るのだ、今秦の國が、専心齊趙の二國に従事すれば、韓はキツト秦の腹心のヤマヒとなりて、あらはれ出づるに相違がない、韓が若し楚の國と相はかる所があらば、諸侯が必らず之れに應ずるであらうさうすると云ふと、秦はまた必らず、峭塞の上に於いて、齊兵のために苦しめられたやうな、心配に出會すであらう(秦策に、齊の宣王西の方策を攻む、秦齊兵のために峭塞の上に困すとあり)

韓非の秦に來たのは、未だ必らずしも其の力の、よく韓國を存立せしめ得るためではない、唯其の身の、韓人に重んぜられんがためである、其の述ぶる所の辯説を見、其のつゞれる所の文辭を見るに、非をかざりて是となし、ハカリゴトを詐はりて以て利を秦の國からひつぱり出し、以て韓のためにしやうとして居るから、ワザと韓の利をならべ立て、以て陛下の意向の如何なるかを闕ふて居る、夫れ秦韓の交際が親密であれば、韓非は韓に重んぜられる、此れ韓非が自己の身に便するハカリゴトである、臣韓非の言文を視るに、其のみだらなる論説、其のうつくしくかされる辯口は、共に其才能の甚だすぐれたるを見るのである、臣の恐るゝところは、陛下の韓非が辯説におぼれて、其の泥棒的心をゆるし、それがために事情を詳らかに視察せられざる一事である、今臣の愚見を以て議するときは、秦は先づ兵を發して、未だ其の伐つところを名乗らぬのである、さうすると韓の事を用ゐて居るもの共は、兵を己れに加へられんことを恐れ、必らず秦に事ゆるを以つて計とするであらう、そこで臣李斯は、請ふ韓に往きて韓王を見、韓王に説きて秦に來朝し、入つて大王に謁見せしめましやう、大王は韓王を見られたならば、因つて韓王の身をうちに内れて、國にかへしてはなりませぬ、さうして段々其の

社稷の重臣を呼びよせ、王のからだを以て韓人と交易をなし、韓人が土地を割きて我に與へたならば、韓王をかへしてやるのである、さうすれば韓はキツト深く地面を割きて、秦に與ふるであらうと思ふ、因つて其の機をばづさず、臣象武に命ぜられ、東郡の士卒を發して兵を境上に檢閲せしめ、さうして其の向ふ所を名のらねば、齊人は必らず己を討つもの疑ひ、恐怖して荊燕の計略に従ふであらう、是れ我が秦兵が未だ國內を出でざるのに、勤韓は威力を以て擒にされ、強齊は義を以つて秦に服従するやうになる、斯云ふことが諸侯にきこゆると、趙氏は驚いて膽をつぶし、荆人(楚人)は狐の如く疑心を起し、必らず秦に對して忠義をつくす計略をなすであらう、荆人さへ怖れて兵を動かさねば、魏などは少しも心配するに足らぬ、さうしたならば、諸侯の土地は段々と蠶の桑葉を食むが如くに喰ひつぶして往つて、喰ひつくしてしまふことが出来るであらう、又趙氏などは、與に戰つてひとおしにおしつぶすことを得るであらう、願くは陛下よ、幸に愚臣の計略を審察されつた、

李斯は韓に往き、韓王に告ぐる所あらんとしたに、未だ韓王に見ることを得ない、因て上

書して斯云ふた、むかしは秦韓の二國は、共に力をあはせ心をひとつにして、相侵犯するやうなことはなかつた、だから天下の諸國は之れを憚つて、敢へて來て犯すことはなかつた、此くの如きもの五六代傳はつた、ところが前世になると、趙、魏、楚、齊、燕の五諸侯が、嘗て相共に兵を并せて韓を伐つたことがある、其の時秦は直ちに兵を發して白起を大將とし、其急を救ふたことがある、(韓の僖王二十三年)韓と云ふ國は、秦楚齊燕趙魏六國の眞中に居て、其の地面は千里に滿つることが出來ぬ、而るに天下の諸侯と班列を同じくして、諸侯の位に居ることを得て、君臣共に其の無事を保つことを得る所以のものは、世々の君が相戒めて、秦に奉事して居る力に由つてある、是れより先きに、楚齊燕趙魏の五諸侯が、共に兵を并せて秦を伐つたことがある、而るに韓は反つて諸侯に合體し、先づ雁行をなして(次を以て進むを雁行と云ふ)秦に向ひ、函谷關の下に軍だてをしたことがある、其の時諸侯の兵は困憊し、力がつきて如何んともされぬやうになつて、諸侯の兵が空しく退却したことがある、時に秦は杜倉と云ふものを國相とし、兵を起し將を發して諸國を攻め、以て天下の怨みを報ひやうとして、先づ楚の國を攻めた、すると楚の令尹が心配して云ふには、さて韓と云ふ國は、秦の所爲を以て不義となして、共に秦を攻めなが

ら、又忽ち秦と兄弟の如くになつて、秦と共に天下を苦しめて居る、已にして又秦に背き、先づ雁行をなして以て秦の函谷關を攻めた、韓は諸侯の中央の國に居て、ゴロく都合のよい方にころがつて、反覆の知られぬ國であると、天下の諸侯と共に韓に逼り、韓の土地十城を割き、秦に與へて其の罪を謝し、僅かに其の兵を解くことを得た、さて韓は、嘗つて一たび秦に背きしたために、國は敵に迫られ、地は人に侵され、兵士は自から弱くなりて今日に至つた、去るアリサマになつた譯と云ふものは、姦臣の浮きたる議論をあやまりき、事實をはかり見ずして、つまらぬ野心を起したからである、だから姦臣を殺して誅罰を加へたとは云ふもの、韓をしてふた、び元の如く疆國ならしむることは出來ぬ、今趙では兵士をあつめて秦を伐つを以て、務めとなさんとしてからに、人をして韓に來りて道を借らしめ、言ふやう、秦を伐たんことを欲するのだと。さて秦を伐たんとするときは、其勢ひ必らず韓を先きに伐つて、而る後に秦に及ぶのである、且つ臣は之れをさくに、唇が亡びてしまつて、そこで齒が寒くなるのだ、唇のあるうちは、齒の寒さことはない、夫れ秦韓の二國は、唇齒の關係があるやうで、同一なる心配がなしと言はれぬ、なぜと言へば、其形勢上然ることは見へて居るからである、さきに魏の兵を發して韓

を攻めんとした時、秦は態と人をして魏から秦に來た使者を韓にちくり届けさせ、以て魏の心を知らせたことがある、今秦王が臣李斯をして、來りて告ぐる所あらしめんとするに、王に謁見することを得ぬ、臣の恐るゝ所は、王の左右にあるもの共の、又も曩の姦臣の計略を襲ひつぎ、韓をしてふたゝび土地を亡はさせざるやうな、心配あらしめることである、臣斯王に謁見することを得ぬならば、請ふ國に歸りて其事を秦王に報告しやう、さうすれば秦韓の交誼が必らず絶へてしまふ、斯の使者となつて韓にきたのは、秦王の歡心を奉戴して、韓のために便利なる計略をいたさんことを願ふてゐる、又どうして陛下の、卑賤なる李斯をおひかひ下された所以の本心ならんやである、臣斯の願ふ所は、一たび謁見することを得て、進みて愚計を言上せんこと是れである、若し然ることを得ば、退いて狙戮につき、身體を寸断されても、決して怨む所でない、願くは陛下のこゝに意をいたされんことを、

今臣を韓に於いて殺されても、大王は別に強くなられる譯でもあるまい、若し臣の愚計をさゝい入れられぬならば、禍が必らず構へられて、兩國の不和が目の前にあらはれるであらう、秦が兵を發し、行を留めずして進んできたならば、韓の社稷の危くなれるを心配せね

ばなるまい、臣斯韓に殺され、身を韓の市上にさらされては、賤臣愚忠の計略を視察せられんとしても、得られぬことであらうと思ふ、韓の邊鄙の地は殘破され、國城が固く城守するやうになつたならば、鼓鐸の聲が近く王の耳にさこゆるやうになるであらう、かくなつてから、臣斯の計を用ゐられんとしても、モウ時におくれて間に合はぬ、且つ夫れ韓の兵力の如何なるものかは、天下に於いて知つて居る、今又強秦に背きて、何をなさんとするるのであらう、夫れ城を棄て、軍を破るときは、腋の下から起り立つた叛臣が、(反接の寇とは、肘腋の下にあつて叛せんと欲するものとの心)必らず城を襲ひうつものである、城の力がつきて落城すれば、聚れる人数は離散してしまふ、聚徒が離散してしまへば、軍隊はひとりもなくなる、軍隊がなくては戦争がされぬではないか、若し城をしてかたく守らせやうとすれば、秦は必らず兵を起してきて、王の一都を圍み攻むるであらう、都城が圍み攻めらるれば、道路が通せぬやうになる、道路が通じなければ、必らず他と謀ることが六かしくなる、さうしては、其の勢ひ必ず救はれぬやうになる、かくなりては、好し左右に之れを計かるものが居ても、モウ用ゆるヒマがなくなる、願くは陛下之れを熟圖されよ、

若し臣斯の言ふ所が、事實に照らして不相應のことならば、願くは大王幸に其の辭を王の

前につくすことを得せしめよ、其の辭をつくすことさへ得れば、役人に下されて、誅戮せらるゝとも、少しも怨らみぬ、又遅いこともあるまい、秦王は飲食しても甘くなく、遊觀しても樂しまず、唯その意志と云ふものは、專一に趙を伐たんことを圖るにあるのだ、そこで臣斯をして來りて大王に言はしむるのだ、臣は謁見を得んことを願ふのは、固より急速に陛下と計ることがあるためじや、今使臣たる李斯の言ふ所が王に通ぜざれば、韓の信實は未だ知られぬ、さうすれば秦は必らず趙の心配をば棄てゐいて、兵を韓に移つして韓を伐つてあらう、願くは陛下幸にまた之れを察しはかりて、臣斯に決然たる返報を賜はれと云ふてやつた、

第三 難言

此れ亦初見秦のコトバである、趙用賢云ふ、文書遠密、字々奇警と、劉辰翁云ふ、辭然たる茂古、此れ先秦の辭、西漢自から別と、

臣非は、言ふことをはゞかりて、それて言はぬのではない、唯言ひがたき所以のものは、凡そ十二ほどあるから、それて言はぬのである、其の^{コトバ}が、すなほにしてなめらかであつて、洋々としてうつくしく、纏々然としてつらなつて居れば、見るものは花やかにして、實のなき^{コトバ}と云ふであらう、(順比とは、順從なるを云ひ、滑瀉とは、なめらかにしてすべきを云ふ、洋々とは美なる貌、纏々とは、連なる貌、見以爲とは、おもはると云ふ心、又いはれると云ふ心、)あつくつゝしむ、ふかくうやまい、かたきこと此の上なく、つゝしむことまつたければ、見るものに拙劣にして次第が判然とせぬと言はれる、(敦祗とは、あつくつゝしむを云ひ、恭厚とは、ちやくしきことあつきを云ひ、鯁固とは、かたすぎるを云ひ、慎完とは、つゝしむことの完全なるを云ふ、不倫とは、秩序なさを云ふ、)多く言ひ繁くなへて、類をつらねて文をかざり、物をくらべて句をとくなふれば、虚偽

に〇〇して〇〇必用〇〇なき〇〇コト〇〇バ〇〇じや〇〇と言〇〇は〇〇れる〇〇、(連類とは、似た事實をならべ立てるを云ひ、比物とは事物をくらべて引證を多くするを云ふ、無用とは必用のなきことを、ならべたてるを云ふ、總べく〇〇いる〇〇ところ〇〇があ〇〇き〇〇ら〇〇か〇〇て〇〇説〇〇き〇〇あ〇〇か〇〇す〇〇こ〇〇と〇〇は〇〇つ〇〇ま〇〇や〇〇か〇〇て〇〇あ〇〇る〇〇上〇〇に〇〇、〇〇其〇〇の〇〇言〇〇ふ〇〇所〇〇は〇〇ち〇〇か〇〇み〇〇ち〇〇に〇〇し〇〇て〇〇、〇〇無〇〇用〇〇を〇〇は〇〇ぶ〇〇き〇〇て〇〇、〇〇か〇〇ざ〇〇る〇〇所〇〇が〇〇な〇〇け〇〇れ〇〇ば〇〇、〇〇大〇〇け〇〇づ〇〇り〇〇に〇〇け〇〇づ〇〇り〇〇て〇〇、〇〇辯〇〇なら〇〇ず〇〇、〇〇と〇〇言〇〇は〇〇れ〇〇る〇〇と〇〇思〇〇ふ〇〇、(徑省とは、ちかみちをゆきて、無用なる所をはぶき去るを云ふ、劇とは、大きくけづりてみがきの足らざるを云ふ、)其〇〇の〇〇コト〇〇バ〇〇が〇〇婉〇〇曲〇〇を〇〇缺〇〇き〇〇て〇〇、〇〇あ〇〇ま〇〇り〇〇に〇〇人〇〇情〇〇に〇〇切〇〇迫〇〇し〇〇て〇〇、〇〇深〇〇く〇〇其〇〇の〇〇實〇〇情〇〇を〇〇知〇〇り〇〇さ〇〇は〇〇む〇〇れ〇〇ば〇〇、〇〇僭〇〇上〇〇に〇〇し〇〇て〇〇謙〇〇讓〇〇な〇〇ら〇〇ず〇〇と〇〇言〇〇は〇〇れ〇〇る〇〇、(激急とは、せまることのはげしさを云ひて、婉曲ならざるの心、親近とは、親み近づくの意にて、切迫なるを云ひ、僭とは、人臣の分に過ぐるの意にて、僭上なるを云ふ、)あ〇〇ま〇〇り〇〇に〇〇大〇〇き〇〇く〇〇、〇〇又〇〇あ〇〇ま〇〇り〇〇に〇〇博〇〇く〇〇し〇〇て〇〇、〇〇其〇〇の〇〇お〇〇く〇〇ぶ〇〇か〇〇さ〇〇こ〇〇と〇〇測〇〇り〇〇知〇〇ら〇〇れ〇〇ざ〇〇る〇〇と〇〇き〇〇は〇〇、〇〇妄〇〇り〇〇に〇〇ほ〇〇こ〇〇り〇〇過〇〇ぎ〇〇て〇〇、〇〇用〇〇ゐ〇る〇〇所〇〇な〇〇し〇〇と〇〇言〇〇は〇〇れ〇〇る〇〇、(闊大とは、共におほいなりと訓じ、廣博とは、共にひろしと訓ず、妙遠とは、遠きことのはかられざるを云ひ、夸とは、華言にして實なきを云ふ、)

こ〇〇ま〇〇か〇〇に〇〇計〇〇り〇〇、〇〇ち〇〇い〇〇さ〇〇く〇〇談〇〇じ〇〇て〇〇、〇〇數〇〇を〇〇を〇〇な〇〇へ〇〇て〇〇あ〇〇や〇〇ま〇〇ら〇〇ざ〇〇る〇〇や〇〇う〇〇に〇〇言〇〇へ〇〇ば〇〇、〇〇陋〇〇劣〇〇な〇〇る〇〇コト〇〇バ〇〇と〇〇言〇〇は〇〇れ〇〇る〇〇、(織計とは、こまかく計算するを云ひ、小談とは、こまかなる談話をなすの意、)

其〇〇の〇〇言〇〇ふ〇〇所〇〇が〇〇俗〇〇に〇〇近〇〇か〇〇く〇〇し〇〇て〇〇居〇〇て〇〇、〇〇コト〇〇バ〇〇が〇〇人〇〇の〇〇氣〇〇に〇〇も〇〇と〇〇り〇〇も〇〇せ〇〇ず〇〇、〇〇又〇〇さ〇〇か〇〇ら〇〇い〇〇も〇〇し〇〇な〇〇け〇〇れ〇〇ば〇〇、〇〇生〇〇命〇〇を〇〇む〇〇さ〇〇ば〇〇り〇〇て〇〇、〇〇上〇〇の〇〇人〇〇に〇〇あ〇〇へ〇〇つ〇〇か〇〇を〇〇言〇〇ふ〇〇と〇〇言〇〇は〇〇れ〇〇る〇〇、(近世とは、世俗に近かづくと云ふ心、悖逆とは、人主の心にもどりさからはざるを云ふ、)

其〇〇の〇〇言〇〇ふ〇〇所〇〇が〇〇俗〇〇人〇〇の〇〇言〇〇ふ〇〇所〇〇と〇〇は〇〇遠〇〇く〇〇へ〇〇だ〇〇い〇〇り〇〇、〇〇且〇〇つ〇〇い〇〇つ〇〇は〇〇り〇〇多〇〇く〇〇し〇〇て〇〇世〇〇間〇〇の〇〇人〇〇を〇〇さ〇〇は〇〇が〇〇す〇〇や〇〇う〇〇て〇〇あ〇〇れ〇〇ば〇〇、〇〇世〇〇の〇〇人〇〇に〇〇妄〇〇誕〇〇な〇〇る〇〇コト〇〇バ〇〇と〇〇言〇〇は〇〇る〇〇て〇〇あ〇〇ら〇〇う〇〇、(詭譎とは、脆辯を弄して世人をさはがすを言ふ、誕とは、みだりに大言をなすを云ふ、)

口〇〇達〇〇者〇〇に〇〇し〇〇て〇〇コト〇〇バ〇〇に〇〇さ〇〇し〇〇つ〇〇か〇〇へ〇〇る〇〇こ〇〇と〇〇な〇〇く〇〇、〇〇何〇〇事〇〇に〇〇も〇〇か〇〇ざ〇〇り〇〇た〇〇て〇〇る〇〇こ〇〇と〇〇に〇〇富〇〇ん〇〇で〇〇居〇〇れ〇〇ば〇〇、〇〇文〇〇書〇〇を〇〇司〇〇ど〇〇る〇〇史〇〇の〇〇や〇〇う〇〇じ〇〇や〇〇と〇〇言〇〇は〇〇れ〇〇る〇〇、(捷敏とは、すばやきを云ひ、辯給とはコトバたくみにしてさしつかへざるを云ひ、文采はかざりていろどれるを云ひ、史は、フビトとて、

文〇〇書〇〇を〇〇司〇〇ど〇〇る〇〇役〇〇人〇〇を〇〇云〇〇ふ〇〇、〇〇論〇〇語〇〇に〇〇、〇〇文〇〇質〇〇に〇〇勝〇〇ば〇〇て〇〇則〇〇ち〇〇史〇〇と〇〇あ〇〇り〇〇、)文〇〇學〇〇な〇〇ど〇〇云〇〇ふ〇〇も〇〇の〇〇を〇〇は〇〇放〇〇棄〇〇し〇〇て〇〇か〇〇ら〇〇に〇〇、〇〇唯〇〇々〇〇天〇〇性〇〇の〇〇質〇〇朴〇〇な〇〇る〇〇所〇〇を〇〇以〇〇つ〇〇て〇〇言〇〇へ〇〇ば〇〇、〇〇野〇〇鄙〇〇な〇〇る

練をうゑたオトシアナの中に投げ込まれ、司馬子期は白公の亂に死して死體を江上に浮べられ、田朋は罪なくして射殺され、宓子賤、西門豹はたゝかわずして人手にかゝりて死し、董安干は知文子のために死して市にさらされ、宰予は田常の亂にくみして死を免れず、范雎は魏相に忌まれて脇骨を折られた、此の十數人の人々は、みな世の云ふ仁賢忠良にして道術あるの士である、而るに不幸にも悖亂闖惑の人主に遇ふて殺されてしまつた、して見れば、聖人賢士といへども、死亡を逃るゝことは出来ぬ、戮辱をさけることも出来ぬ、これは、一體どう云ふ譯であらう、馬鹿な人間には説きさすことが六かしいからつゝ、だから君子は言ひがたしと云ふのじや、且つ道理の至極せるコトは、耳にさからつてきこえ、心に反して思はるゝものじや、聖君賢主にあらざれば、よく此れをさくことが出来ぬものじや、大王のとつくりと之れをかながへられんことを願ふのである、

第四 愛臣

此れ、人主は權を借すことを得ず、人臣は威を握まゝにすることを得ずと云ふことを、述べた所である、孫臏は之れを評して、稱頌を用ひ、愈佳なりと云へり、
 人主が臣を愛すること甚だ親しきにすぐれば、必らず自己の身を危殆ならしむるものである、人臣がはなはだ政事をほしいまゝにすると、必らず人主の命令を取りかへて、自分の思ふやうに號令を出すものじや、正妻と妾に差等を設けておかなくては、必らず自分の生める子を立てんとして、嫡子を危殆ならしむるものじや、兄弟中がわろくて相服従せざる時は、必らず社稷をあやうくするものである、

臣聞くに、千乗の君に十分なる設備がなければ、必らず百乗の臣が其のかたはらに在つて、其民を己の方にうつして、其の國をかたむけし、以て己のものとなすものがあるものじや、萬乗の君に十分なる設備がなければ、必らず千乗の家のもが其のそばにあつて、其の威權を己の方にうつし、其の國をかたむけて自分のものとするものがあるものじや、斯云ふわけあひであるから、姦臣がふえてくると、主道が衰へて滅亡するものである、だから諸侯の國のひろくして大なるは、天子に取つては妨害となるものである、多くの下臣

の[○]は[○]な[○]は[○]だ[○]し[○]く[○]富[○]む[○]は、君[○]主[○]の[○]失[○]敗[○]を[○]取[○]る[○]元[○]で[○]あ[○]る、國[○]に[○]大[○]將[○]た[○]る[○]も[○]の[○]や[○]宰[○]相[○]た[○]る[○]も[○]の[○]、
 主[○]人[○]の[○]こ[○]と[○]を[○]ば[○]あ[○]と[○]ま[○]は[○]し[○]に[○]し[○]て、自[○]分[○]の[○]家[○]ば[○]か[○]り[○]さ[○]か[○]ん[○]に[○]す[○]る[○]も[○]の[○]は、此[○]れ[○]人[○]に[○]君[○]た[○]る[○]
 人[○]の[○]、よ[○]ろ[○]し[○]く[○]疎[○]外[○]す[○]べ[○]き[○]所[○]の[○]も[○]の[○]で[○]あ[○]る、世[○]の[○]中[○]に[○]は[○]よ[○]ろ[○]づ[○]の[○]物[○]が[○]あ[○]る、さ[○]れ[○]ど[○]自[○]分[○]の[○]
 身[○]の[○]尤[○]も[○]貴[○]く、位[○]の[○]尤[○]も[○]尊[○]く、君[○]主[○]の[○]威[○]力[○]の[○]尤[○]も[○]重[○]く、君[○]主[○]の[○]勢[○]力[○]の[○]尤[○]も[○]さ[○]か[○]ん[○]な[○]る[○]に[○]上[○]
 越[○]す[○]も[○]の[○]は[○]な[○]い、此[○]の[○]四[○]ツ[○]の[○]う[○]つ[○]く[○]し[○]き[○]も[○]の[○]は、何[○]に[○]も[○]之[○]れ[○]を[○]外[○]か[○]ら[○]求[○]む[○]る[○]に[○]及[○]ば[○]ぬ、又[○]
 人[○]に[○]請[○]ふ[○]に[○]及[○]ば[○]ぬ、唯[○]之[○]れ[○]を[○]評[○]議[○]し[○]て[○]借[○]さ[○]ぬ[○]や[○]う[○]に[○]す[○]れ[○]ば、之[○]れ[○]を[○]得[○]る[○]こ[○]と[○]が[○]出[○]來[○]る、だ[○]
 か[○]ら[○]云[○]ふ、人[○]主[○]に[○]し[○]て[○]其[○]の[○]富[○]を[○]用[○]ゆ[○]る[○]こ[○]と[○]が[○]出[○]來[○]ね[○]ば、必[○]ら[○]ず[○]下[○]臣[○]の[○]た[○]め[○]に[○]放[○]逐[○]せ[○]ら[○]れ[○]て、
 國[○]外[○]に[○]於[○]いて[○]其[○]生[○]命[○]を[○]お[○]は[○]る[○]も[○]の[○]で[○]あ[○]る、さ[○]れ[○]ば[○]此[○]の[○]四[○]ツ[○]の[○]も[○]の[○]は、人[○]に[○]君[○]た[○]る[○]人[○]の[○]、職
 と[○]して[○]守[○]ら[○]ね[○]ば[○]な[○]ら[○]ぬ[○]所[○]で[○]あ[○]る、

む[○]か[○]し[○]般[○]の[○]紂[○]王[○]の[○]ほ[○]ろ[○]び[○]た[○]の[○]も、周[○]の[○]東[○]遷[○]し[○]て[○]い[○]や[○]し[○]く[○]な[○]つ[○]た[○]の[○]も、皆[○]諸[○]侯[○]の[○]土[○]地[○]の[○]博[○]大[○]に
 して、天[○]子[○]の[○]勢[○]力[○]弱[○]は[○]さ[○]た[○]め[○]で[○]あ[○]つ[○]た、晋[○]の[○]分[○]れ[○]て[○]趙[○]魏[○]韓[○]と[○]な[○]つ[○]た[○]の[○]も、齊[○]の[○]陳[○]恒[○]の[○]た[○]め
 に[○]奪[○]は[○]れ[○]た[○]の[○]も[○]み[○]な[○]群[○]臣[○]の[○]は[○]な[○]は[○]だ[○]富[○]め[○]る[○]を[○]以[○]つ[○]て[○]の[○]故[○]で[○]あ[○]つ[○]た、か[○]の[○]燕[○]や[○]宋[○]の[○]其[○]の[○]君[○]を
 弑[○]し[○]た[○]所[○]以[○]の[○]も[○]の[○]も、み[○]な[○]其[○]の[○]臣[○]下[○]が[○]國[○]君[○]に[○]類[○]し[○]て[○]居[○]た[○]た[○]め[○]で[○]あ[○]つ[○]た、だ[○]か[○]ら[○]上[○]は[○]之[○]れ[○]を
 般[○]周[○]に[○]比[○]し[○]て[○]見[○]、中[○]ご[○]ろ[○]は[○]之[○]れ[○]を[○]燕[○]宋[○]に[○]比[○]し[○]て[○]見[○]る[○]に、み[○]な[○]此[○]の[○]道[○]に[○]由[○]ら[○]ぬ[○]も[○]の[○]は[○]な[○]か[○]つ

た、是[○]の[○]故[○]に[○]明[○]君[○]の[○]其[○]臣[○]を[○]養[○]ふ[○]や、貴[○]賤[○]の[○]別[○]な[○]く、之[○]れ[○]に[○]盡[○]く[○]さ[○]せ[○]る[○]に[○]一[○]定[○]の[○]法[○]則[○]を[○]以[○]て
 さ[○]せ、之[○]れ[○]に[○]た[○]ゞ[○]さ[○]せ[○]る[○]に[○]い[○]ろ[○]く[○]の[○]防[○]備[○]を[○]以[○]て[○]さ[○]せ[○]た、だ[○]か[○]ら[○]故[○]な[○]く[○]死[○]を[○]赦[○]す[○]こ[○]と[○]を[○]し
 し[○]な[○]い、又[○]刑[○]を[○]な[○]だ[○]む[○]る[○]こ[○]と[○]も[○]し[○]な[○]い、若[○]し[○]死[○]を[○]赦[○]し[○]た[○]り[○]刑[○]を[○]な[○]だ[○]め[○]たり[○]す[○]れ[○]ば、之[○]れ[○]を
 主[○]君[○]の[○]威[○]勢[○]が[○]散[○]亡[○]す[○]と[○]云[○]ふ[○]て、社[○]稷[○]も[○]そ[○]れ[○]が[○]た[○]め[○]に[○]危[○]殆[○]な[○]ら[○]ん[○]と[○]す[○]る[○]で[○]あ[○]ら[○]う、國[○]家[○]も[○]か
 た[○]く[○]の[○]み[○]重[○]く[○]な[○]つ[○]て、(君[○]の[○]威[○]が[○]散[○]じ[○]て[○]臣[○]の[○]威[○]が[○]成[○]る、故[○]に[○]偏[○]威[○]と[○]云[○]ふ)君[○]臣[○]は[○]兩[○]立[○]す[○]る
 こ[○]は[○]出[○]來[○]ぬ、是[○]の[○]故[○]に[○]大[○]臣[○]の[○]封[○]祿[○]が[○]如[○]何[○]に[○]高[○]大[○]で[○]も、其[○]の[○]威[○]力[○]を[○]城[○]市[○]内[○]に[○]耕[○]き[○]行[○]ふ[○]こ[○]と[○]を
 許[○]さ[○]ぬ、黨[○]與[○]が[○]如[○]何[○]に[○]衆[○]多[○]で[○]も、士[○]卒[○]を[○]臣[○]下[○]に[○]加[○]ふ[○]る[○]こ[○]と[○]を[○]得[○]ぬ、だ[○]か[○]ら[○]人[○]臣[○]た[○]る[○]も[○]の[○]は、
 國[○]に[○]居[○]つ[○]て[○]は[○]私[○]家[○]に[○]朝[○]を[○]設[○]く[○]る[○]こ[○]と[○]を[○]し[○]な[○]い、軍[○]中[○]に[○]居[○]つ[○]て[○]は[○]四[○]隣[○]の[○]國[○]と、私[○]の[○]交[○]際[○]を[○]す
 る[○]こ[○]と[○]は[○]な[○]い、其[○]の[○]府[○]庫[○]に[○]あ[○]る[○]財[○]物[○]は、私[○]に[○]人[○]に[○]貸[○]す[○]こ[○]と[○]を[○]し[○]な[○]い、此[○]れ[○]明[○]君[○]の[○]其[○]の[○]臣[○]下[○]
 の[○]ヨ[○]コ[○]シ[○]マ[○]を[○]な[○]す[○]を[○]禁[○]止[○]さ[○]れる[○]所[○]以[○]で[○]あ[○]る、是[○]の[○]故[○]に、心[○]に[○]ま[○]か[○]せ[○]て[○]四[○]方[○]に[○]う[○]つ[○]り[○]あ[○]る[○]く
 を[○]許[○]さ[○]ぬ、く[○]し[○]き[○]兵[○]器[○]を[○]車[○]に[○]載[○]せ[○]る[○]こ[○]と[○]を[○]許[○]さ[○]ぬ、傳[○]遞[○]と[○]て、物[○]を[○]運[○]ぶ[○]驛[○]遞[○]の[○]も[○]の[○]で[○]な[○]く
 て[○]居[○]て、く[○]し[○]き[○]兵[○]革[○]を[○]車[○]に[○]載[○]せ[○]て[○]居[○]る[○]も[○]の[○]は、其[○]の[○]罪[○]死[○]に[○]あ[○]た[○]り、決[○]して[○]赦[○]す[○]こ[○]と[○]を[○]し[○]な[○]い、
 此[○]れ[○]は[○]明[○]君[○]の[○]不[○]意[○]に[○]起[○]る[○]變[○]災[○]に、備[○]ゆ[○]る[○]所[○]以[○]の[○]道[○]で[○]あ[○]る[○]の[○]だ、(奇[○]兵[○]は、兵[○]器[○]の[○]常[○]用[○]に[○]あ[○]ら
 ざる[○]も[○]の[○]を[○]云[○]ふ、傳[○]遞[○]は、驛[○]傳[○]に[○]て、物[○]を[○]は[○]こ[○]ぶ[○]所[○]な[○]り、四[○]從[○]は、四[○]方[○]に[○]從[○]ふ[○]の[○]意[○]に[○]て、

うつりあるくさ云ふ。

第五 主道

此れ人君と云ふものは、惟虚静無爲なれば、群臣各其職を盡して、敢へて權を擅まゝにして、其の主を覆蔽せずと云ふ意を言明せしものである、陳深は之を評して、通編御臣の術を論じ、純ら是れ老子の作用と云ふて居る、孫鑣は、通編俱に虚静、微しく連珠に似たり、亦稍續を用ゆと云ふて居る。

道と云ふは、儒者の云ふ道ではない、老子の云ふ所の道に同じく、宇宙間に於けるすべての物の體の、之れに由つて運動行止する所の道を云ふのである、故に道は宇宙間すべての物の基である、だから萬物の始めと云ふたのじや、さて道と云ふものは、萬物の此の世に生れ出た始めてある、是非も之れに因つて判明するから、是非の綱紀と云ふたのじや、是れを以て明君は、萬物の始めなる道を守りて、萬物の生じ來れる本源を知り、是非の綱紀をおさめて以て、事の成敗の端緒を知るのである、だから明君と云ふものは、心を虚静に持ちて以て、臣下の如何なるはたらきを爲すかを待つてある、(虚とは好を去り悪を去り、賢を去り智を去り、一物をも胸中に止めおかざるを云ふ、静とは、常に心をあちつけて、動搖せしめざるやうにするを云ふ、されど茲にては、成を責め能に任じ、君臣下の先きを爲さざるを云へるにて、つまり動かさずして臣下に功を責むるを云ふ、)名をして自から命ぜ

しめて、君は少しも之れに關せぬのである、事をして自から定めしめて、君は決して之れにあづからぬのである、是れ虚靜にして待つために、すべてを先方まかせにするのだ、己が虚であれば、實の情が知れるものじや、己が靜であれば、重くものゝ正否は分かるものじや、言あるものは、おのづから名が生じてくる、事あるものは、ひとりてに形が出来てくる、そこで此の形と名とを參同して、一に歸せしむるときは、君は事なきことを得るのだ、さうして之れを其の物情に歸せしめて、君があづからぬから、無事て無爲なることを得るのだ、だから予は斯云ふ、人君たるものは、自己の嗜欲する所を外にあらはしてはならぬ、若し君が其嗜欲する所を外にあらはすと云ふと、臣下のものはひとりてに、將さにかざりたて、其の心にかなはんとするものじや、(彫琢とは、かざりつけるを云ふ) 又人君は其の意の在る所をあらはしてもならぬ、若し人君が其の意のある所を人に見せると云ふと、臣下のものは野心を起して、將さに自から異能をあらはして、人君の意にかなはんとするものじや、だから云ふ、人君が好む所を去り、惡む所を去れば、臣下のものは乃ち素質のかざらぬ所を示めすものじや、故舊を去り才智を去れば、臣下は乃ち人君の意向を知りかねて、自から用心するものであると、

だから人君に才智があつても、其の才智を以て事をおもんばからねば、萬物をして其の所を知らしむるものじや、人君に高行があつても、其の高行を以て人にまされりとせねば、臣下のものゝ因る所は、何事であるかと云ふことが觀へる、人君に勇氣があつても、其の勇氣をたのんで怒らねば、群臣をして十分に其の武勇を盡くさしむることが出来る、斯云ふ譯であるから、人君が智を去つて用ゐねば、君明が蔽はるゝことがないから明があるのだ、賢を去りて用ゐねば、臣下をして十分に力を盡さしむるから、功の見るべきものがある、勇を去りて用ゐねば、臣下が思ふまゝはたらくから、國がひとりて強くなつてくる、群臣はものゝ其の職を守り、百官は常にきまつた役がありて、其の才能の如何に因つて之れを使用して居る、是れを習常と謂ふ、習常とは、其用を藏してきはまりなしと云ふ心じや、だから云ふ、寂乎と其れヒツソリとして、位なき所に處り、濫乎とそれおくぶかくして、其所を得やうとしても得られぬと、明君はかく上に居て無爲であると、群臣は君の力の程度を計り知ることが出来ぬから、下におぢおそれ居る、されば明君たるの道は、智者をして十分に其智慮を盡さしめて、君は臣の智慮に因つて以て、其の事を裁斷するにあるのだ、さうすれば君は決して智慮に窮することはない、賢者をして其の材能を致さし

め、君は臣の材能に因つて之れをまかせるにあるのだ、さうすれば、君は材能に窮するこ
 とはない、のみならず、功があれば君が賢と言はれ、あやまちがあれば臣が其の罪にあた
 らねばならぬ、だから君は名に窮迫するやうなことはない、是の故に君は不賢にして居て、
 賢者たる臣下の師となり、不智にして居て、智者たる臣下の表的となるのだ、(智者正の
 正は、正鵠の正にて、表的と云ふ心)そこで臣には常は苦勞があるに反し、君には常に其

の成功がある、此れ之れを賢主たるの常法と云ふのだ、
 人君たるの道は、見るべからざる所にある、用は、知るべからざる所にある、虚静にして事
 思慮を亂すものがなければ、闇を以ても臣下の疵は見得るものである、疵あることを、目
 に見ても見たとしてはならぬ、耳に聞いても聞いたとしてはならぬ、心に知りても、知れ
 りとしてはならぬ、臣下より呈する所の言を知つたのちは、變へてもならぬ、更めてもな
 らぬ、さうして前言と後言とを照らし合せて、よく考閲せよ、是れ其の實を責むるため
 である、それから官毎に一人の責任者を置き、人君の耳目となして以て、群臣をして其の
 言語を相通せしめてはならぬ、さうすれば、萬事萬物悉くみな人君の掌中におさめられて、
 其の柄を失ふやうなことはない、行くときは其のあしあとを掩ひ、爲せるときは其の端を

おしかくせば、臣下のものはたづねあてることが出来ぬ、其の智慮を去りて用ゐず、其才
 能を絶ちて用ゐねば、臣下のものは測度することは出来ぬ、(意は、意を以て之れを度かるを
 云ふ)吾が心の往く所を保持して、よく之れをかんがへあはせ、謹んで其二柄を執りて
 かたく之れを握り、臣下のもの、覬望を絶ち、其の野心を破り、之れを得んと欲するの非
 望を起さしめてはならぬ、其の閑をつゝしまずして外から内を窺はれたり、其門をかたく
 せずして妄りに人に入らせしめては、君國を篡ひ取らんとする虎の如きものが將さに其の
 内に存在せんとするものじや、其の外事をつゝしまずして人に知られたり、其の内情をか
 くさずして人に聞かれたりするときは、王位を盗み取らんとする國賊は、將さに其國に生
 出せんとするものである、其の主命をほしいまゝにして、其の位のある所に通りたりする
 から、すべての人は之れにくみせぬものはない、だから之れを虎と云ふのじや、其の主君
 のかたはらに居て、姦臣のために其の主君のあやまちを聞達などさするから、それで之れ
 を賊と云ふのだ。

其黨與をば解散せしめて、其餘のくみせざるものを收めて主君の黨となし、其の入口の
 門をばかたく閉ぢて、其の黨をたすくべきものを奔竄せしめば、國內に虎の如き姦臣がな

くなる、其の大なるものは量られぬやうにし、其の深きものは測られぬやうにし、刑名をばてらしあはせ法式をば審らかに吟味し、擅まゝに事をなすものをば誅戮するときは國內に盜賊がなくなる、是の故に人主に五壘と云ふ品目がある、臣下が其の主人の耳目を閉ぢて、下情を上通せしめざるを、壘と云ふのだ、臣下が財利を制して、福利の柄をぬすむを壘と云ふのだ、臣下がほしいまゝに主命をためて行ふを壘と云ふのだ、臣下が義を行ふことを得て、名をぬすむを壘と云ふのだ、臣下がナカマを立つることを得て、衆をぬすむを壘と云ふのだ、臣下が主明を掩ふて、下情を上通せしめざれば、人主は明を失ふてささが分らぬ、臣下が財利を制して福利の柄を竊むときは、人主は徳を失ふて、人が服せぬ、臣下がほしいまゝに主命を行ふときは、人主制を失ふて刑政が行はれぬ、臣下が義を行ふことを得て名をぬすめば、人主は名を失ふて名義が立たぬ、臣下が人をたて、仲間を組織すれば、人主黨與を失ふて孤立する、以上に述べし事實は、人主のひとり擅まゝにするを得るところじや、人臣の得てあやつることを得るところではない、人主の道は、靜退を以て至寶として居る、だから自身事を操らずして、臣下の拙と巧とを知る、人主は自身に計慮せずして、福と咎とを知る、是を以て我は物言はねど善く應ずるものがある、我は約束せざれ

ども、よく増してくるものがある、言が已に應じたならば、其切符を執つて合ふや否やをしらべて見る、事が已に増したならば、やはり其割符を操つて、合ふや否やをしらべて見る、なぜと云へば、符契のシツクリと合ふ所は、賞罰の生ずる所であるからである、だから群臣が其の言を陳述すると、君は其の言に由つて其の事務を授ける、さうして其事務を以て、其の成功を責むるのだ、そこで功が其の事に當り、事が其の言に當つたならば、之れを賞するのである、功が其の事にあたらず、事が其の言にあたらぬときは、之れを誅してしまふのである、明君の道は、臣下のものが言を陳述した上は事に當らぬと云ふことを得ぬ。

是の故に明君の賞を行はるゝや、暖乎として時雨の時に及んで降るやうである。百姓として其澤を利とせぬものはない、其の罰を行はるゝや、畏乎として雷霆の時にとゞろくやうである、神聖の人も之が怒りを解き去ることは出来ぬ、だから明君は、かりそめなる賞與を行ふことはない、故なく罰をゆるすことをせぬ、さて賞與をかりそめにすれば、功臣は其業をおこたりて、本心に勤むることはない、刑罰を故なくゆるせば、姦人がわるいことを爲し易い、是の故に眞誠にテガラのあるものは、疏遠にして賤しさものと雖も、必らず

褒美をあたゆる、眞誠にあやまちのあるものは、ほとり近き愛臣と雖も、必らず誅罰を加へる、ほとり近く仕入る愛臣は、キツト誅戮するときは、疏賤なるものは怠らぬ、さうして君に近くして愛されて居る人は、おどりたかぶるやうにしない、

第六有度

此れ、法を奉ずれば國強く、法を廢すれば國弱く、群臣百官法に一にして、私することなければ、國治まると云ふ心を述べし篇である、

國と云ふものは、不變不易にいつまでも、強よくて居るものではない、又不變不易にいつまでも、弱くて居るものでもない、つまり法を奉ずるものが強ければ、其の國が強くなり、法を奉ずるものが弱ければ、其の國が弱いのである、

楚の莊王は人の國を攻め、國を并吞すること二十六に、土地を開らくこと三千里に及んだ、莊王の時の人民(氓)と、社稷に易はりはないけれども、頃襄王の廿一年に至りて、楚の國は遂に滅亡してしまつた、是れ法を奉ずるもの、強弱あるに由つて、かゝる結果を見たのである、頃襄王の時、滅亡してしまつたのではないが、滅亡したと同様であつた、故にシカ云ふたのだ、齊の桓公は人の國を併吞すること、すべて三十にして、土地をひらくこと三千里に及んだ、ところが其後になると、桓公の時の人民と社稷は其まゝであるけれども、齊は遂に亡びてしまつた、燕の襄王(昭王なり)は黄河を以て境となし、葡を以つて國城となし、涿郡の方城をば外がこゑとなし、齊の國を殘破し、中山を平定し、燕を味方に

して居る國は天下に重視せられ、燕を味方にせざる國は、鄰國に輕侮せらるゝ程の勢力であつた、ところが其後襄王の時の人民と社稷はそのまゝでも、燕は遂に亡びてしまつた、魏の安釐王は趙を攻めて燕の國を救ひ、報酬として燕の河東の地を取り、又攻めて陶魏の地を取りつくし、且つ兵を齊に加へて、平陸の都を取り、以て其の私都とした、それから韓を攻め管を抜き、淇下に勝利を占め、睢陽の軍には楚軍つかれて敗走し、蔡召陵の戦ひには楚軍大敗して逃げ、魏の兵は天下到る處に散布し、威力は冠帶を用ゆる國々に行はれたが、安釐王が死すると間もなく、魏の國は亡びてしまつた、だから楚の莊王齊の桓公が世にあれば、楚も齊も天下に覇たることを得る、燕の襄公魏の安釐王が國にあれば、燕も魏も強國たることを得た、然るに今みな國を滅亡させたものは、其の國の群臣官吏共のみな國家を亂だす所以のみを務めとして治平となる所以を務めぬからである、つまり其の國の亂れたのも弱くなつたのも、群臣共の無責任なためである、のみならず、又皆國法を棄て、國法外に私利を營なんぞ居た、是れはチヨウド、薪を山の如くに負ふて、火のもゆるのを救ひ消さんとはたらくやうなものだ、其の亂弱はたゞく甚だしくなるばかりじ

だから今の時に當り、よく私心と奸曲を去り、公然たる國法につくものは、人民が安堵して、國家が治平となる、よく私心なる行爲を去りて、公然たる國法を行ふものは、自國の兵は強くなつて、敵國が弱くなる、だから國家の得失にくはしくして、法度の制にあかるきものを舉げて、群臣の上に加へておけば、人主を欺くに詐僞行爲を以てされぬ、又得失にくはしくして、物の輕重をはかるに、あきらかなるものを舉げて、遠外の事を取りはからせておけば、人主を欺くに天下の輕重を以てされぬ、(衡權は、はかりとさほを云ふ) 今若し名ばかりの譽れあるを以て才能ありとして之れを進むれば、臣下のもは上に離れて、下のものは一心合體となる、若し黨與があるからとて之れを舉げて官吏とすれば、人民はたゞ交際のみを務めとして、法を用ゆることを求めぬやうになる、だから役人に才能あるものを失へば、其の國は亂れる、虚譽を以て賞をあたへ、毀言を以て罰を行へば、賞與を好み刑罰をいやがる人は、公平なる行爲をすて、私曲なる邪術を行ひ、一致合體して以て相ためにするものじや、人主を忘れて外のものとの交はり、其のナカマのものばかりを引きあぐるときは、其の下のものが上のために計る所以のものは、キツト薄いものじや、若し交際するものが衆く、なかまのものが多く、外と内のものが組を立て、相助けあへば、

大なる過失があつても、おしかくして知らせぬやうにすることが多い、だから忠臣は罪にあらざる罪におちて死し、姦邪の臣は、功績の見るべきものなきに安然として福利を得て居る、(危死とは、身を危くしたり、又死したりするの意) 忠臣が身を危くしたり、又死したりするに、其罪を以てしなれば良臣は恐れて伏しかくれてしまふ、姦邪の臣が安然として福利を得て居るに、其の功を以てしなれば、姦臣のみが進んで事を用ゆるやうになる、此れ國家を亡ぼすの本である、是の如くなれば、群臣は法律と云ふものを棄て、私に、私のことばかりをやり、公平たるべき國法を或は重くしたり、又軽くしたりする、それからたびく能人として、當路專權の臣に往き來しても、一たびも主君の庭に行くことをしない、私家の便利はいろく考がへて見るけれども、一たびも主君の國事を圖らぬ、官屬の員數が多くても、主君を尊敬する所以ではない、百官が備具して居ても、國事に任ずる所以ではない、して見れば、人主は唯人主の名ばかりあつて、其の實は群臣の家に身を託せてるやうなものじゃ、だから臣は、亡國の朝廷には、國を憂ふる人がないと云ふのである、朝廷に憂國の人のないは、朝廷の衰へたのではない、臣下のものが其の家の私務のみを務めて、國を富ますことを務めず、大臣共は互いに務めて相尊敬し合ふて、主君を尊

敬することを務めず、小臣共は封祿のみを大切にし、唯阿諛して人の氣に入らんことをのみを務め、官事を以て己の事務として居らぬためである、此れ其然る所以のもの如何にと云ふに、人主の何事にも、法に由つて處斷することを上ばずして、臣下にまかせて之れをなさしむるためである、故に明主は法をして人才を擇ばしめて、自から人を擧ぐることをせぬ、法をして功勞を量らしめて、自から功を度ることをしない、才能のあるものは蔽ひかくされぬ、失敗せるものはかざりてやられぬ、ほまれがあるからとて進用されぬ、そしるものがあるとして退けられぬ、斯して見れば君臣の間は、誠にはつきりとして治め易いではないか、故に人主は法の可否を校正すればよいのである、賢者の人臣となるや、質を委して北面して人君に仕へ、決して二心を抱くことをしない、朝廷に在つては賤職をいなまぬ、軍旅に在ては危難を辭さぬ、何事も上の所爲に従ひ、君の法律に従ひ、心をからにしてさしづを待つ居るばかりだ、決してよいのわるいのと云ふことを言はぬ、だから口があるからとて、私のことを言はぬ、(君のために言ふ) 目があるからとて、私のことを見ぬ(君のために見る) さうして上に在るものが盡く之れを制

して居る、人臣たるものは、物にたとへて言へば手のやうなものじゃ、上は以つて頭のこととを修飾し、下は以て足のことを修理する、清しくても暖たかでも、寒くても熱くても、手を以て救助しなくてはならぬ、(入の字衍たらん) 鍔の如き利刃がからだにせまらば、手は、手を以てたゞさちとさいるを得ない、賢者の臣だからと云ふて、智能の士だからと云ふて、決して之れに私することをせぬ、故に人民は郷里を越して人と交らぬ、だから百里外の親戚もない、貴賤も等を踰へて犯すことなく、智愚も對立して相下ることをせぬ、是れは治平の其の極に至つたのである、以て其主君を擇り好みするは、人臣の今夫れ爵位食祿を輕視し、去來逃亡を容易にして、法にもどれる議論をなし、無理に主命廉潔なるものとは言はれぬ、いつはれる説を立て、法にもどれる議論をなし、無理に主命に倍きて強諫するは、人臣の忠節なるものとは言はれぬ、仁惠を行ひ福利を施し、下民の心を收攬して自己の名のためにするは、人臣の仁慈なるものとは言はれぬ、俗界を離れて山野の間にかくれ、而して主君を彼此と誹毀するは、人臣の義あるものとは言はれぬ、外にして諸侯に使者にゆき、内にしては其の國財を耗消し、其の國の危險に臨める際を時として、それを以て其の人主をおどかし、曰く、國交は我等でなくては親昵ならず、忿怨は

我等でなくては氷解せずと、而るに人主も乃ち之れを信用し、國事を以て之れにまかせ、人主の名をば卑しくして、其身を世にあらはし、國の基本をばこぼちへらして、其の家を利するやうにするものは人臣の智能あるものとは言はれぬ、此の數のものは、危險なる時代の議論であつて、先王の法に於いては、棄て、顧みぬところである、先王の法に、人臣たるものは、威力を以て人をおどしつけてはならぬ、福利を以て人を引きつけてはならぬ、唯王者の意思に従ふやうにせねばならぬ、奸惡なことをしてはならぬ、王者の路に従ふやうにせねばならぬ、古者世の太平であつた時の人民は、公法を奉戴し、私術を撤去し、意志を専らにし、行爲をひとつにして、君の任命を待つておるばかりであつた、さて此等の人間の上位にあつて、身自から百官の事務を視察するは、時日も不足であるし能力も行き届かぬ、且つそればかりではない、上にある人が目を用ひて視察すれば、下位にあるものは外觀を飾る、上のものが耳を用ひれば、下のものは音聲をかざる、上のものが智慮を用ひれば、下のものは言語を繁多にする、先王は此の耳目慮の三者を以て、人を視察するに不足じやと思ひて、そこで自己の智能を捨て、法則と術數に因り、以て賞罰をつまびらかにしたのだ、先王の守る所は簡要のひとつである、決して繁雜せる手段を用ゆるのでは

ない、故に法は省略しても、決して侵犯されることはく、ひとりの力て四海のうちを制御して、姦臣共に國事を擅まゝにすることをさせぬ、聰明なる智識のあるものも、其の詐術を用ゆることが出来ぬ、陰險にして輕躁なるものも、其の佞辯を用ゆることを得ぬ、姦曲邪惡なるものも、其の路を依托する所がなく、遠く隔たゝりて千里の外にあるものも、敢て其のコトバを取り易へて、我がまゝなる所爲をやるものはない、勢力は郎中（近侍の官）の手裏にあるけれども、敢て善をかくしたり、非をがさつたりすることをせぬ、上は朝廷より、下は群下に至るまで、闕下に昵近して（直湊は、淮南氏に、指湊とある、高誘曰く、指は行く所なり、湊は合ふ所なり）、指湊は行止と云ふに同じ、又或は曰ふ、湊奏相通ず、直奏は昵近するなりと、微小の事まで上申すれど、敢へて職を踰へて人の分まで侵すことをしない、だから政治（事務）は年々少なくなつてきて、日に餘暇あるやうになつてくる、是れ上の人の任用の勢、法教に違はざるの致す所である、否然らしむる所である、夫れ人臣の其の主君を侵犯するや、地形の耕作に由つて、削滅するやうなものである、積漸の餘威を以つて、だん／＼と進み寄り、人主をして政權の端緒を失はせ、東西其の面する方向を易へて、人主は人臣の位につき、人臣は人主の位に登るやうなことあつても、人

主をして自から知らざらしめるやうにする、だから先王は司南と云ふものを作り、人民に方向を示めされたるが如く、國法と云ふものを立て、朝夕群臣の法禮に違ふものをたゞされた、故に明主は其の群臣をして、意を法の外に遊ばせたり、惠を法の内になさしめたりするやうなことをさせぬ、一舉一動とも、みな法に由らしむるやうにする、なぜなれば、法と云ふものは、過失をさびしく責めて、私心を滅却させるためであるからである、又刑をさびしくするは、命令を滞るところなく行はせて、下民を懲戒するためである、威權と云ふものは、臣下に貸して施行せしめてはならぬ、制度と云ふものは、人主の獨裁すべきもので、臣下と共に門を同ふして錯置してはならぬ、若し威制を臣と共にすれば、衆くの奸邪が顯用される、法令が信實ならねば、之れを信用するものがなくなるから、人君に危険な事がある、刑獄が斷行せられれば、奸邪に勝ちて、之れを壓伏することが出来ぬ、故に曰ふ、巧匠の目と心は、シカと繩墨にあたりて居る、されど必らず先づ規矩を以て度となして、目と心の力に任かせぬ、上智の人の事を成すは、敏捷にして道にあたりて居る、されど必らず先づ先王の法令を以て比照として、捷徑なる才智には任かせぬ、だから繩が眞直な所で、枉れる木はけづり直される、準が平夷な所で、高さ所がへらされて平

等になる、權衡と云ふものにつけられると云ふと、重き方がへらされて、輕き方に増加され、斗石と云ふものが設け出されて、多い方をへらして、少なき方に益して、共に平均をたもつことが出来る、故に法を以て國を治むるには、法を擧げて之れを置くばかりじや、措くとは、施行すると云ふことである、法と云ふものは、貴人であるからと云ふて阿諛せぬ、細は曲れるに會つて、たゆむと云ふことはない、だから法の加ふるところは、智者でもいなむことは出来ぬ、勇者でも決して争はぬ、過失のあるものを刑するときは、大臣だからとて避くることをしない、善事を賞めるときは、匹夫だからとて遺すことをせぬ、故に上の人の過失を矯め直し、下のものゝ邪惡をさはめ糺し、亂を治めあやまりを斷じ、其の健羨を細け、其の非を爲すを排して、(齊は擠に同じく、排の意) 人民のふむべき道を一定するは、法令に如くものはないものじや、又官吏をはげまし人民をおどしつけ、淫殆のものを退け(淫殆とは、論語に、鄭聲は淫なり、佞人は殆しと云ふに出て) 詐偽の徒を止むるは、刑罰に如くものはない、刑罰が嚴重なれば、貴くして勢力のあるものは、卑賤のものを侮むることをしない、法令が審明であれば、上に在る人が尊くして、下のものに侵犯されぬ、上の人が尊くして下のものに侵犯されぬければ、人主の威強くして、守る

ところが簡約である、故に先王は此の法令を貴びて、後世に傳へられたのだ、若し人主が此の法令を棄て、私意を任用するときは、上下の區別が立たなくなる、

第七 二柄

此れ賞罰已に出ずして、人臣をして之れを竊ましむる故に、箕弒の禍ありと云ふことを、反覆述べたのである、
楊升庵曰ふ、二柄の語、慎子に出づ、而して曲引直叙、情を盡さざるなしと、

「二」明主の其の臣下のものを道びいたり、又あさへつけたりする所のものは、二柄あるばかりじや、二柄とは何んのことである、刑と徳の二つを云ふのじや、(之れを道びくに徳を以てし、之れを制するに刑を以てするの意)何を刑徳と云ふのだ、人を殺戮するを刑と云ひ、慶賞するを徳と云ふのだ、人臣たるものは、孰れとて誅罰を畏れて、慶賞を福利としてよろこばぬものはない、故に人主たるものは、自分で其の刑徳を用ゐて、臣下にまかせねば、群臣は其の威力を畏れて、其の利恵になつかぬものはない、世のいはゆる姦臣と云ふものはさうじやない、自分の悪む所のものは、よく其の人主を欺むき、其の許可を得て之れを罪する、自分の愛する所のものは、よく其の主人をだまくらかし、其のゆるしを得て之れを賞する、今人主が、賞罰の威と利をして、自己の手より出でしめず、其の臣の言ふ所をきいて、其の賞罰を行ふときは、一國內の人々は、みな其の臣ばかりを畏れて、

其の主君をば輕侮する、其の臣に歸服して、其主君をば振り棄てるであらう、此れ人主の刑徳を用ゆるの道を失せる、疾患と云ふものである、さて虎と云ふ猛獸の、能く狗を怖れ服させる所以のものは、爪牙と云ふおそろしきものがあるためじや、虎をして其爪牙を棄て去らしめて、狗に之れを用ゐしめば、虎が反つて狗に服従するやうになる、人主は刑徳と云ふ爪牙を以て、臣下を制御するものである、今人君の身として其刑徳を棄て、からに臣下に之れを用ゐしめば、人君が反つて臣下に制御せらるゝことになる、

故に齊の田常は、上は主君に爵祿を請ひ、之れを群臣にあたへて私恩を樹て、下は斗斛を大きくして、百姓に私惠を施し、大いに人心を收攬してからに、國を篡ふの計をなした、此れ齊の簡公の徳を失ふて、臣下の田常が之れを用ゐたのである、故に簡公は弒されて、齊の國を田氏に奪はれた、宋の子罕は宋君に向つて、夫れ慶賞賜予は、人民のよろこぶ所である、故に君自から之れを行へ、殺戮刑罰は、人民の厭惡する所である、故に臣請ふ之れに當らんと曰ふて、其の如くにした、是に於いて宋君は刑罰の權を失ふて、子罕之れを用ゆるやうになつた、故に宋君は遂に臣下のものにおびやかされて、其の政權をなくしてしまつた、さて田常は徒らに徳のみを用ゐたけれども、簡公は弒された、子罕は徒らに刑

罰のみ用ひたけれども、宋君はあびやかされて、其の政權を失ふた、故に今の人臣たるもの、刑徳をかねて用ゆるを見ては、是れ世主の危殆なること、簡公宋君よりも甚だしきことを知るのだ、故に劫殺擁蔽の人主、刑徳をかね失ふて、臣をして之れを用ひしめて、危殆滅亡せざるものは、未だ嘗てあつたことはない、

〔三〕人主、若し臣下の奸を爲すを禁止せんと思はゞ、つまびらかに刑名を参照して、其の合否を察し見ねばならぬ、つまびらかに刑名を参照して見れば、言と事とを別々にするとは出来ぬ、(言は名なり、事は刑なり、言と事とを以て相考んがへるときは、合否知るべしとの心なり)人臣たるものが、事を述べて言ふたならば、人君は其の言を以つて、之れに其の事を授けるのだ、さうして専ら其の事を以て、其の成功を責むるのである、功が其の事に相當し、事が其の言に相當するならば、之れを賞してやらねばならぬ、若し功あつても其の事にあたらぬ、事が其の言にあたらぬときは、之れを罰するのだ、故に群臣に若し其の言のみ大にして、其の功が小なる時は、之れを罰するのだ、其の功が小なるために罰するのではない、功と名と不相當なるを罰するのだ、若し群臣に其の言が小にして、功の大なるものがあつたなら、やはり之れを罰するのである、此れは大功をよるこばぬの

ではない、名にあたらぬから、それで之れを罰するのである、名にあたらざるの害は、大功あるよりも甚だしき害をなすからである、

昔者韓の昭侯が酒に酔ふて寝られた、典冠の役人が之れを見て、昭侯の寒むからんことをおもんばかり、衣服を君の身の上に加へて、其のさむさをふせいだ、昭侯は眼をさまされ、痛く其のこゝろをよろこばれ、左右のものに問はるゝには、衣を加へてくれたものは誰であるぞと、左右のものは之れに對へて、典冠の役人であると、すると昭侯は典衣の役人と、典冠の役人とをあはせ罪された、其の典衣の役人を罪されたのは、其の自己の職事を失ふて、人にやられたからである、典衣と云ふ役は、主君の衣服をつかさどる役人である、其の典冠の役人を罪されたは、自己の職務を越えて、他人の職務に手をつけたからである、典冠と云ふ役は、主君の冠冕を司どる役である、昭侯は自分の身の、寒きことを悪くまれないのではない、他人の職務を侵犯する害は、自己の身のさむさ害より甚だしきを以ての故である、故に明主の臣を畜はるゝや、其の臣は官を越えて他人の職務を侵し、功あることを許さぬのである、又言のみを述べて、事にあたらざることを許さぬのである、官を越えて他の職を犯せば其の罪死にあたる、功が事にあたらねば、キツト罪せられる、業を守

りて官にあたり、官を守りて言にあたるものは、之れを稱して忠貞と云ふ、此の如くすれば、群臣は互いに相朋黨して、相たすけ合ふことを得ぬのだ、朋黨とは、ナカマを立て、相助け合ふを云ふのだ、人主に二つの心配がある、賢者を見たて、之れに任ずれば、臣は自己の身の才智多きに乘じ、その君をおびやかして吾が私をなさんとする、さればと云ふて、賢を撰ばずして妄りに人を舉げ用ゆるときは、事務が沮害せられて、心配に勝へぬものである、故に人主が賢を好めば、群臣は行ひをかざりて外を衒ひ、以て人君の欲望に迎合せんとするものだ、さうすると、群臣の眞情がかくれて外にあらはれぬ、群臣の眞情が外にあらはれぬと云ふと、人主は其の臣下の眞偽を見わけることが出来ぬ、故に越王が勇を好むと、人民が多く死を輕んじて、死ぬことを何んとも思はぬ、楚の靈王が細腰なる美人を好めば、國中の婦人に食を節して、餓死するものが多く出た、齊の桓公は男色を妬みて女色を好んだ、(外は男色を云ひ、内は女色を云ふ)故に豎刁は自分て勢を割いて、内宮の官となつた、(勢を割くとは、男根をささて、用にたぬやうにするなり、故に女ばかりの内宮に入りて、之れを統治することを許さる、當時の清朝にも、宦官と云ふものがある、是れ内官とて、豎刁と同じものなり)桓公は又甘味の食を好まれた、そこで易牙は自分の

長子を殺して、其の肉をむしものにして桓公に進めた、又燕王の子噲と云ふ人は、甚だ賢者を好まれたものであるから、子之と云ふ燕王の宰相は、我等に燕國を譲られても、決して之れをくくるものにあらずと明言して、遂に子噲より燕の國をゆづられた、故に人君が悪む所を示せば、群臣は端緒をかくして、己が悪事を知られざらんことを務むる、人君が好むところを見せば、群臣は互いに其の能を誣ひて、己先づ用ゐられんことを望む、又人主の欲が外にあらはるれば、群臣其の情態は、人主の欲に縁因して、自分の資を求めんとして居る、故に子之は賢にかこつけて、其の君子噲の國を奪つた、豎刁易牙は其君桓公の欲に因つて、其の君權を侵して私利を營んだ、ところが其の終りに至り、子噲は亂を以て死なれ、桓公は死して長く葬らず、尸蟲ながれて死體より出た、此れ其の故は何んてあるかと云ふに、人君が好悪の情を以て、臣下に借したから起つた疾患である、人臣の内情と云ふものは、必らずよく其主君を愛するに由つて、職務に忠實なる譯ではない、つまり重利を得んとするために外ならぬのである、今世間の人主が、其の情を掩ひかくしもせず、其の端を見せぬやうにすることもなく、人臣をして、それに縁りて其の至君を侵凌することあらしめば、群臣はみな子之となり、田常となるに六かしいこともないのだ、だか

ら云ふ、人君が好悪の情を棄て去ると云ふと、群臣は縁因して私をされぬから、必らずか
さらぬ所の下地をあらはすものであると、群臣にしてかざりのなき誠實をあらはすやうて
は、人君の明は決して掩蔽されることはないものじや、

第八 揚權

此れは、人君權を用ゆるの事を闡揚せし篇である。揚權、又は揚權等の説あれど、取らず、

(一) 天の道に循ひて萬物を育するは、是れ大命あるためである、人の天から賦する所を
稟けて、性命となして居るは、其の大命を以て大命としたのである、そこで天に大命あり、
人も大命ありと云ふたのじや、夫れ香美脆味、(かほりよく、あぢはひのうまさを云ふ)、
厚酒肥肉は、人の口には甘味けれども形體を病しめてならぬ、曼理皓齒は、(曼理は、ま
めのこまかくして、肌のやはらかなるを云ふ、皓齒は、しろき齒を云ふ)、人のこゝろを
悦ばすけれども、之れに耽けりて度を過せば、必らず精氣を損害してしまふ、だからはな
はだしきを棄て去れば、其の身を害することはない、
政權と云ふものは、人に見せてはならぬものじや、無爲に向つて、人の目につかぬやうに
するが肝要である、事務は四方の臣民の爲すべきことで、要を抑へて四方を統轄するは、
中央にある主君の務めである、だから聖人が要を執りて中央に居れば、四方のものがひと
りてやつてきて、其の誠を致すものじや、そこで主君が心を虚にして之れを待てば、彼等
は各みづから其の能を用ひて、應分なるはたらきをやるものじや、かく四海が既によき

られて我が有となれば、君は静かなる所に居て、臣の動作するのを制せねばならぬ、(道陰見陽とは、陰にみちして陽を見ると云ふ心にて、静に居て動を制するを云ふなり、)左右の輔弼も既に立て設けられて、事が遺憾なく運んだならば、門を開いて天下の賢才を來し、己其の衝に當りて之れを拒ぎ止めてはならぬ、のみならず、各その職を執りて、變じてもならぬ又易へてもならぬ、左右と共に其の職を行ふて、功果を見るまで中止してはならぬ、斯くの如くするを、道理を履むと云ふものじや、夫れ物には宜しき所あるものじや、材にも施こし用ゆべき所あるものじや、おのゝ其のよろしき所に居て、共に其職を執るから、上下無爲で居ることが出来る、鶏をして夜を司らしめて時をつくらせ、野猫(狸は野猫を云ふ)をして鼠を執らしめて田畑の害を除かせるは、皆其の才能に由つて、之れを用ゆるのである、さうすれば上にある人は、至つて無事太平なものじや、ところが上の人が、自から所長ありとして、自分を以て事を爲せば、其の事が圓成せぬものじや、若し上のものが才能に矜りてその才能を用ゆることを好めば、下のものが必らず其能をかざりて、うまく之れを欺むものじや、若し自から伶俐なりとして、(辯惠とは、材あるを云ふ)我より出すことを好めば、下のものは其の材に因つて、諛佞を入れて利する所あらんと

するものじや、かくの如く、上のものは下任にあたり、下のものは上權を操りて、上下用を易ゆるときは、その國決して治まらぬものじや、一を用ゆとは、道を用ゆと云ふ心じや、何故に一を道と見るかと云ふに、道なるものは、萬古に亘つてひとつしかなきものであるからである、宇宙の萬物を造くり出したのも此の道である、今日宇宙間を維持して破壊せしめざるものも此の道である、此の道は古今を通じて一つである、故に一と云ふのである、さて此の道と云ふものを用ゆるの道は、名分を正すを以て先務とせねばならぬ、名分が正しければ、物もおのづから一定して動かぬものじや、名と云ふものは物に倚りて、徙つるものじや、故に聖人は一の道を執つて動かず、名をして自から命ぜしめて我之れを命ぜず、事をして自から定らしめて我之れを定むることをしない、上のものが其文采を見せぬ、だから下のものは正を下地としてかざらぬ、その正に因つて之れに任じて、彼をして自から之れを事とせしめねばならぬ、其の正に因つて之れを予へるときは、彼は將さに自から奮つて之れを擧げんとするものじや、上のものと下のものは、正さに與に之れを處断して、皆自から之れを定めしめ、上の者が従つて名を以て之れを擧ぐれば、刑名が共にあきらかなものじや、若し其の名を知らざるときは、またかへつて其の形を修めねばならぬ、

さうして形と名とを参照して、其の因つて生ずる所を用ゆる、形名の二ツのものにして誠信であれば、下のものは乃ち情誠を貢獻するやうになる、人君たるものが、謹しんで自己の事とする所を修め、以て天命の下るを待つべきである、それから其の要を執つて失ふてはならぬ、其の要を失はなければ、聖人となるのだ、聖人となるの道は、智と巧とを去るにあるのだ、智と巧との二ツのものを去らねば、常にして變易のないやうにすることは出来ぬ、若し民人が此の智功を用ゆれば、其の身に殃禍多きものじや、人主がこれを用ゆれば、其の國が危殆に通りて滅亡することがある、そこで上は天の道に因り、下は人の理に反り(形之理とは、人の道と云ふが如し、天カタチなく、人にカタチあり、故に形之理と云へり)之れを督考參驗鞠盡してからに、其の事が茲に終れば、また其の始めにかへるべきである、さうして常に虚静にして人におくれ、未だ嘗て己の能を用ゐて先唱をなしてはならぬ、

凡そ上に在る人の心配は、必らず其の臣下の陳ずる所の事端に同意して、其の可否を擇ばぬところにあるのだ、だから其事を信じてもよろしいが、雷同してはならぬ、萬民の一齊に従ふ所に、此方も従ふやうにせねばならぬ、夫れ道は、廣大にして見るべきカタチのないものじや、又徳は、あきらかなる道理にして、至らぬ所のないものじや、されば之れを用ゐて群生(百姓を云ふ)に至るときは、うまく之れを斟酌して宜しきを失ふてはならぬ、萬物はいづれも皆さかんにして、道徳と一所にならなくても、自から安寧であるのだ、道と云ふものは、あまねく萬事に行きわたつて居る、だから其の道に因つて、お前の天命をかんがへ、時と其生死を共にし、興廢を共にせねばならぬ、異事について其の名を参考し、同情について一理を推し究はむべきことである、

故に曰ふ、道と云ふものは萬物に和同せぬ、故によく萬物を生ずるのだ、徳と云ふものは陰陽に和同せぬ、故によく陰陽を成すのだ、權衡と云ふものは輕重に和同せぬ、故によく其の輕重を知るのだ、繩墨と云ふものは出入に和同せぬ、故によく出入を正すのじや、中和と云ふものは燥濕に和同せぬ、故によく燥濕を均しくするのじや、人君と云ふものは群臣に和同せぬ、改によく群臣を制するのじや、凡そ此の六つのものは、道から生出したものである、道と云ふものはふたつないものじや、故に之れを一と云ふのじや、是の故に明君は獨と云ふものを貴ぶ、獨とは無雙の謂ひて、道のカタチを云ふのじや、君臣は道を同じくせぬものじや、下のものは名を以て上に求むることのあるものじや、(講は、求むる

所あるを云ふ)そこで君は其の名を操り、臣は其の形を效し、形と名とを參同して、相背くことがなければ、上下がよく調和して、君臣共そのよろしきを得るものである。

〔二〕凡そ言をさくの道は、若し其の言をさいて不審あらば、其の出す所の言を以て、其の出せる人に問へ、さうすれば彼は反つて其理を求め、之れを我に入れて其の不審を解くことに盡力するものだ、故に其の名をつまびらかにして以て、事位を定め、其の分をあきらかにして以て、物類を辯ずべきものである。

人の言をさくの道は、溶として甚だしく酔ふたもの、やうにせねばならぬ、(溶とは、間漫の貌とあり)是れ彼をして其の言を盡くさしむる所以である、さて唇も齒も元言語を發すべき道具である、されど吾は發言の始めを爲さず、彼をして先づ發言せしむれば、彼の齒と唇とはいよいよ昭々となるも、吾はますます憚々となつてしまふ、して彼は自ら之を分析して、明瞭たらしむるから、吾は因つて之れを知るの便を得るのじや、のみならず、是非が如何に多く輻輳(あつまる)してきても、吾は之れと抵抗して、共に争ふやうなことをしない、
虚靜にして無爲なるは、道の情態である、參伍にして物に比するは、事の形狀である、之れ

を參にして以て物の情を比し、之れを伍にして以て虚の數に合して考ふるときは、必らず其の虚實が分かる、さて根幹が堅植して移革することあらざれば、動泄共に失ふ所なきものである、されば之れを動かしたり、之れを溶らしたりしてからに、無爲にして之れを改め行かねばならぬ、我若し下の言ふ所をさいて、之れを喜ぶときは、下のものは必ず自ら媚びて求むるから、事がますます多くなる、若し之れを惡むときは、怨恨の心を生じてからに、求むることが止めになる、故に我にして喜を去り惡を去り、心を虚にしてさしはさむ所なければ、きつと道のやどる所となる、又下のもの、事を爲すや、上のものが與に其の事を共にせざれば、下のものが自から其の事を専らにすることを得て、其の事がキツト成就する、そこで下民は其の寵榮を受ることを得るのだ、又上のものが與に之れを評議せずして、下のものをして獨り之れをなさしめ、上の人は固く内のトビラを閉ぢ、室内より庭上を見て居るやうにすれば、群下の舉動は咫尺の内に參し、ひとつも遺らず其所にあつまりきて、我が目の中より逃がれ去ることが出来ぬ、だから賞すべきものは之れを賞し、刑すべきものは之れを刑して、曾つて乖謬することはない、つまり利賞は、其の爲す所の善惡に因つて、各自から之れを成すのである、善なれば必ず賞に及び、惡なれば必ず刑

に及ぶので、孰れとて之れを信用せぬものはあるまいと思ふ、賞罰の規矩は既に設けられたること、斯くの如しとすれば、他事も皆斯くの如くになつて三隅も乃ち同列となつたに相違ない、

人主と云ふものは、神明の如く測り知るべからざるものと、思はせなくてはならぬものじや、若し爾く思はせねば、下のものは之れを測度して、將さに之れに因縁して利するところあらんとするものじや、若し人主の爲す事が、常理に當らぬときは、下のものは其の事を測りて、其の故常を考ふるやうになるものである、若し人主が天の如く、地の如くにして測り知られねば、之れを稱して累解と云ふ、累解とは、煩累を氷解すると云ふ心にて、下のものから受くる總べての疑ひを、陸き去ることを得べしとの意である、若し又人主が地の私載なきが如く、天の私覆なきが如く、孰れを疎むの、孰れを親しむのと云ふことなく、よく其の其の徳を天地にかたどるときは、是れを聖人と云ふのだ、人君の秘密内を治めて、失敗することなからしめんとするには、そのかゝりの臣を置いて、之れに親近してはならぬ、百官の政(外)を治めて、失敗せしめざらんと欲せば、そのかゝりの役人ひとりやを置け、かくして自から専恣ならしめねば、どうして移并兼并の事あるべき、大臣の門

には、唯人の多からんことを恐るゝものじや、何故となれば、威權のその手に在る證據であるためである、

凡そ治道も其の極に達すれば、下のものは之れを測らんとしても、測り得るものではない、刑(事)と名(言)とを審査すれば、人民はひとりてに其職を守るものじや、是れが即ち治道の至要である、今此の至要を棄て、更らに他に求むる所あらんとせしは、是れ大なる惑ひと言はねばならぬ、さうすれば、狡猾なる人民がいよく衆くなつて、姦佞邪智の徒が、君側に充滿するやうになる、故に云ふ、人を富裕にして、恩を人民に加へしめてはならぬ、人を貴くして、自己の位地に逼らしめてはならぬ、専心にひとりものを信用して、その國都を失ひなくしてはならぬと、胙ヒラが股ヒラよりも肥大であると、かけあるくに六か

しいものぢや、人主が其精神を失ひなくすと、奸臣が虎となりて、其のあとに隨ふて其の隙をのみ伺ふものじや、人主が若し其の臣の虎となれることを知らねば、虎たる奸臣が、將さに威をかくし用をおさめてからに、狗のやうにならんとする、人主が早く法を以て之れを止めぬと云ふと、狗共がますます悪事をなして、止むときなきものである、虎共が群集をなして、益々悪事をなして行くと、遂いには其の主人たる、母までも殺してしまふもの

じや、人主たる身にて、一人の臣下もなきときは、如何にして其の國家を保存し行くべきや、若し人主が其の法令を施行して、法に従はざるものを宥すことなければ、大きな虎も怯れてちみ上りてしまふ、又其の刑罰を實施すれば、大虎も怖れて道に従ひ、自から安寧となる、法刑がよく行はれると、狗共も自然に之れを信じて、虎を助けぬやうになるから、虎も自然に化されてからに、普通の人となり、復た其の元との本物となり、君は君、臣は臣となつてしまふ、

よく其の國を治めんと欲せば、必ず其朋黨を伐つて群集を離散せしめねばならぬ、若し其の群集せる朋黨を伐たずにおけば、彼は將さに群衆をよせあつめ、不良なることを計らんとする、又其の土地を治めて何事もなからしめんとするには、必ず其賜與を慎しんで、よろしきに適はしめねばならぬ、若し其の賜與よろしきに適はねば、亂人共は益を求めて、他くと云ふことを知らず、彼求めて我之れを予ふと云ふことになる、ちやうど敵人に斧鉞を假してやるやうになる、之れを臣下に假すことは至つてわるい、何故となれば、彼は將さに之れを用ゐて、我を伐たんとするからである、黃帝が曾つて言はれたことがある、下の者は上の人の幸福を羨やみ、之れを得んとして得る能はざる所より、下のものは他く

まても之れを取らんとし、上の人は何處までも之れを拒まんとして、上下のものが一日の間にも百戰もして居るありさまじや、して下のものは其の私心をかくし、以て其の上の人をためして居る、そこで上の人には法度を執つて、其の下の者の私心を割斷せんとして居る、故に法度のよく樹立するは、實に人主の寶である、何故となれば、下の野心を制し得る故である、それから黨與の具備するは、臣下のもの、寶である、何故と云へば、君の位を奪ひ得るからである、されば臣下の其の主君を弑さぬ所以と云ふものは、つまり黨與が具備せぬためである、故に上の方で扶寸（扶とは、指四本ならべた丈の長さを云ひ、寸は一寸を云ふ）位失へば、下では一ひる又は八尺からの利益を得るものである、有國の君は其の都を大きくせぬ、是れ臣下の據りて以て國に叛かんことを畏るゝためである、有道の臣は其の家を貴くせぬ、是れ臣下の己を凌がんとするを拒ぐためである、有道の君は其の臣を貴くせぬ、是れ貴に依つて私を爲さんことを慮りてある、だから之れを貴くし之れを富ましたならば、將さに臣下の人君に代らんとする防備をせよ、危険に備へ危殆を恐るゝなら、大急ぎに太子を置け、さうすれば禍災の従つて起る心配がない、索の中に入れて人を縛りつけるときも、囹圄から人を出すときも、主君は必ず身自から其の法

度を操りて、之れを失はぬやうにせねばならぬ、勢威の厚きものは之れを虧損し、薄きものは之れを摩切し、法度に従はせるやうにせよ、されど之れを虧損し之れを摩切するにホドがある、下民をして相共同一致して、野心を抱かしてはならぬ、若し共同一致せしめると、其の上の人を欺むくやうになる、之れを虧損するときは月の缺ける如く、漸々に缺きて人に知れぬやうにせよ、之れを靡するときは熨斗の衣を熨するが如く、知らず識らずのうちに倏めしめよ、法令をえらび、誅罰をつゝしめ、必らず其の刑罰の理をつくして、遺憾なきやうにせよ、

汝の（而は爾に同じく、ナンヂと訓ず）弓を弛めて、防備に油断してはならぬ、君臣の此の世にあるは、一つの棲のうちに、二羽の雄鶏のあるやうなものじや、一つの時チカラに兩雄鶏が栖んで居ては、其のあらそひが嘯々として、止むときなきものである、又豺狼を牢柵内に畜ひおけば、別に害することがなくても、羊は蕃息せぬものじや、是れ羊をして畏縮せしむる心配があるためである、一家にふたりの貴き人があつては、すべての事に功なきものじや、是れ服従するものゝ、何づれの命に従ふべきやに惑ふためである、又夫妻にて家政を執つては、其の子供はいづれに適従すべきか、其の採擇に迷ふものじや、故に人君た

るものは、しばく其の木の枝を切り拂ひて、其の木の枝を繁茂ならしめてはならぬ、（扶疎は、四布索散の貌）若し木の枝が繁茂すれば、將さに公門をふさぎ止めんとするものじや、私門が將さに充實せんとすれば、公庭は將さに空虚ならんとするものじや、又人主が將さにふさぎかこまれて、其の耳目を蔽はれんとするものじや、だからしばく其の木の枝を切り拂ひ、木の枝をして外の方に旁生せしめてはならぬ、木の枝が旁生すれば、將さに人主の所に推し逼らんとするものじや、だからしばく其の木の枝を切り拂ひ、木の枝をして大ならしめて、本幹をして小ならしめてはならぬ、枝が大きくて本が小さいときは、將さに春風にも勝へること能はず、吹き折れんとするものである、若し春風に勝へざるときは、ひとり枝を害するのみならず、將さに木心を害せんとするものじや、公子があまりに多すぎると云ふと、適子を凌ぐの恐れがあるから、宗室の人々は憂苦呻吟するものである、之れを止むるの道は、しばく其の木の枝を切り拂ひ、枝をして繁茂せしめざるが如くにせねばならぬ、木の枝をしばく切り拂ふやうにすれば、黨與は乃ち離叛するものじや、其の根本を掘り起せば、木は伸びることは出来ぬ、又其の涌き出づる淵をふさぎて、其の水をして清澄ならしめてはならぬ、其の水清むときは、之れに頼るもの多い故である、

だから臣下のものゝふところのうちを探ぐり見て、之れが威力を奪ふやうにせねばならぬ、之れを奪ふて人主がたくみに之れを用ゆれば、臣下の之れを怖るゝこと、電の如く雷の如くにて、臣下のものが自から畏服するものである、

第九 八姦

此れ姦臣の作用を摹寫し、精言壯詞、千年見るが如し、古今の奇絶妙品と謂ふべき論である、

凡そ人臣の由りて姦惡を成し遂げる所のものに、都合八術ある、其の八術の一をば同牀に在りと云ふ、何を同牀と云ふかと云ふに、貴夫人や愛孺子の、(愛孺子は、男色にて寵愛せらるゝものを云ふ)か、又孺子は婦人の美和とも云へり)便僻にして美色あるは、此れ人主の大いに惑溺する所のものである、ところで此等の美人共は、さかもりのたのしみにかこつけ、(虞は娛に通じて、娛樂するを云ふ)美酒に酔ひ佳肴に飽ける時につけこみ、自己の欲する所を述べて、之れを許されんことを求むる、此れさつとさゝ納れらるゝ手術である、人臣たるものが、内貴夫人愛孺子に事ふるに金玉を以てして、其の色を以て人主を惑はしむ、此れ之れを同牀と云ふのである、

二を旁に在りと云ふ、何を旁に在りと云ふか、優笑(俳優のよく嘲笑するものを云ふ)侏儒(短人の、よく戯れて人を笑はせるもの)及び、左右の近習は、此れ人主の未だ命ぜざるうちに、唯々として奔走し、未だ使めざるうちに、諸々として馳驅し、人主の意に先き

だち、旨を承け、かたちを觀、かほいろを察して、人主の心にさきたちて、事を爲すもの共である、又みな俱に俱に進退し、皆もろともに應對し、コトバを一つにし道を同ふして、以て人主の心を他に移つさせるもの共である、人臣たるものが、内近習の臣に事ふるに金玉玩好を以てし、外之れがために不法の事を行ひ、之れをして其の人主を悪化せしむるやうにする、此れ之れを旁に在りと云ふのだ、

三を父兄と云ふ、何を父兄と云ふか、妾腹の公子は、(側室は妾を云ふ)人主の殊に親しみ愛する所である、又大臣や廷吏は、人主の與に相談して何事も決定する所の人である、此等の人はみな力をつくし議をつくして、國家のために心配する人々であるから、人主のきつときいれる所の人達である、人臣たるものは、公子や側室に事ふるに、聲音や子女を以てし、大臣や廷吏に取り入るに、コトバと約束とを以てする、事を人主に言上して、其の事が成就すれば、それがために爵位を進め、秩祿を益してもらひ、以て其の心を不義に勧め、共に其の人主を犯して圖る所あらしむ、此れ之れを父兄と云ふのだ、

四を殃を養ふと云ふ、何を殃を養ふと云ふか、人主は宮室臺池を美麗にするを樂しむものじや、子女狗馬をかざりたてるを好むものじや、此れ等のことをなして以て、其の心をた

のしましむるものじや、此れが人主の殃禍なのである、人臣たるものが、人民の力を盡くして以て、宮室臺池を美麗にし、賦斂を重くして以て、子女狗馬を飾りたて、以て其の主君をたのしましめて、其の本心を取り亂させ、其の欲する所に従つて、私利を其の間に樹て、ふところを肥す、此れ之れを養殃と云ふのだ、

五を民萌と云ふ、何を民萌と云ふか、人臣たるものが公財を散布して、以て民人の心を説ばしめる、些少なる恩恵を行ひて、以て百姓の心を取り込む、さうして朝廷の人にも、又市井のもの共にも、皆自己をほめさせて、以て其の主君の耳目を塞ぎ、さうして自己の欲する所を成就させる、此れ之れを民萌と云ふ、

六を流行と云ふ、何を流行と云ふか、人主たるものは、其の言論談話の道をかたく壅がれ、名論卓議をさくことが希れてある、だから辯説を以て其の心に移つすことが容易である、そこで人臣たるものが、諸侯の辯士を求め、國中のよく説話するものを養ひおき、之れに篤と其の私情を語りさかせ、巧文の言と流行の辭とを君前に爲さしめ、人主に示めすに福利と形勢を以てし、之れをおそらすに憂患と禍害を以てし、浮虚の言辭を施設綴屬して以て、其の主君の用意を破壊してしまふのである、此れを之れ流行と云ふのだ、

七を威疆と云ふ、何を威疆と云ふか、人に君たる人は、群臣と百姓を以て、國中に威疆を爲すものである、されば群臣と百姓の、善する所は、君も之れを善し、群臣百姓の善みする所にあらずれば、君は之れをよみせず、而るに人臣たるものは、帶劍の客を呼び聚め、必死の士を養ひ置き、以て其の威福をあらはし、自己のために盡力するものは、必らず利益を與へ、自己のためにはたらかぬものは必ず、殺してしまひ、以て其の群臣と百姓を恐怖せしめて、其の私心を行はせるのである、此れ之れを威疆と云ふのだ、

八を四方と云ふ、何を四方と云ふか、君子は、國小なれば大國に事へ、兵弱ければ疆兵を畏る、大國の索むる所のものは、小國は恐れて必ず聽き、疆兵の加ははる所は、弱兵は必らず服従する、人臣たるものは、賦斂を重くし、府庫の蓄積を盡くし、其の國內を空虚にして、以て大國に事へて、其の威力を用ゐてからに、其の君を誘惑せんことを求め、甚だしきものは、兵を擧げて以て、其兵を邊境の地に聚め、國內を箝制もし、聚斂もするものがある、やゝ薄きものは、しばしば大國の使者を入れてからに、其の主君をおどしつけ、之れをして恐懼措く所を知らざらしむるものがある、此れ之れを四方と云ふのだ、

凡そ此の八つのものは、人臣の由りて姦惡を成す所以である、世間の人主の、壅塞劫制せ

られて、其の所有を失ふ所以である、よく観察しなければならぬ、明君の内事に於けるや、其の色を娛しむは娛しむけれども、決して女謁を行はしめぬ、内々に請ふ所あらしめぬ、其の左右の近習に於けるや、其の身をして必ず其の言を責めしめて、コトバを増加せしむるやうなことをせぬ、其の父兄大臣に於けるや、其の言をきいて其の人を用ゆるも必ず得を以て後日に任せしめて、其の人用に耐へざるときは、舉人をして其の責に任せしむる、決して妄りに擧ぐることを許さぬ、其の觀樂玩好に於けるや、必ず之れをして從つて出づる所あらしめ、擅まゝに進ましめぬ、又擅まゝに退けしめぬ、そこで群臣が其のトバをおそれて居る、其の徳を施すことに於いては、禁庫の財を發散し、増積せる倉粟を發出し、人民に利益あるものは必ず君より出て、人臣をして其徳惠を私しせしめぬやうにする、其の説議に於けるや、ほめるもの、善しとする所でも、そしめるもの、惡む所でも、必ず其の才能を考實し、其の過を詳察し、群臣をして相ために語らしむることをせぬ、其の勇力の士に於いてや、軍旅の功は制を踰へて賞することなく、邑人と私闘する勇者は、故なくして其の罪を赦すことをせぬ、のみならず、群臣に私財を勇士に行はしめて、其の心を收めしむるやうなことをさせぬ、其の諸侯の求索に於いては、法にかなへるものは之

れをきい入れ、不法なるものは之れを距ぐのだ、いはゆる亡君と云ふものは、其の國を所
 有するものなしと云ふ心ではない、之れを有するものがあつても、みな自己の所有にあら
 ずとの心であるのだ、人臣をして、外の力を以て制を内に爲さしむるときは、是れ人に君
 たるものが滅亡するのじや、元と大國の云ふことをさくは、滅亡を救ふためである、而る
 に其の滅亡は、大國にさかざるよりも急速なのだ、故に群臣の言ふことをさかぬ、群臣が
 人主のさかざることを知れば、外諸侯に交はりて、我君を人に賣るやうなことをしまひ、
 諸侯に之れ聽かざれば、臣の其主君を譏誣するコトバなどはさし、いれぬ、明主の官職爵祿
 を爲すや、賢材を進め、有功を勸むる所以であるのだ、故に曰ふ、賢材のものは厚祿に居
 り、大官に任じ、功大なるものは尊爵ありて、重賞を受ける、賢者に官をあたへるには、
 其の才能をはかりて見る、食祿を分賦するには、其功勞をはかりて見る、是を以て賢者は
 才能をいつはりて其の主に事へることをしない、有功のものは、其の業を進むことをたの
 しむ、故に事が成就して功勞が立つのだ、今はさうでない、官爵を人に與ふるに、賢不肖
 を分つこともなく、功勞の有無を論ずることもなく、諸侯の貴重するものを用ゐ、左右近
 習の請謁をきいて之れを用ゐ、又父兄大臣杯は、上は爵祿を上から請ふて、下は之れを臣

下に賣り、以て財利を收めたり、及び私黨を樹てたりして、自己の都合のよいことばかり
 をやつて居る、だから財利の多きものは、官を買ひ入れて貴きものとなり、左右の近習と
 交際あるものは、請謁をやつて世に重んぜらるゝ本を成し、功勞のある人は論選さるゝこ
 となく、官職を遷さるゝ人々は皆よろしきを失つて居る、是を以て役人は官職を偷みて外
 人と交はり、事務をば放棄してからに、貨財にばかり親しんでゐる、是を以て賢者は怠り
 なまけて勸むものなく、功あるものはおこたりて其の業をなげやりにして居る、此れは何
 んと云ふ風であらうか、つまり亡國の風なのである、(簡は棄てると訓ず)

第十十過

此れ人に對たるもの、政を行ひ人に任ずるに於いて、少しく防檢せざれば、十過あるものなりとの意を論ぜり、過は失誤にて、十個の失誤と云ふ心である。

十過とは、如何なるものを云ふかと云へば、一に曰く、小忠を行ふは大忠の賊なり、二に曰く、小利を顧みるは大利の殘なり、三に曰く、行僻自ら用ゐ、諸侯に無禮なるは、身を亡すの至りなり、四に曰く、治を聽くことを務めずして、五音を好むは、身を窮するの事なり、五に曰く、貪復利を喜ぶは、國を滅し身を殺すの本なり、六に曰く、女樂に耽り國政を顧みざるは、國を亡すの禍なり、七に曰く、内を離れ遠く遊んで、諫士を忽にするは、身を危ふするの道なり、八に曰く、過ちて忠臣に聽かずして、獨り其の意を行ふは、高名を滅し、人の笑ひを爲すの始めなり、九に曰く、内力を量らず、外諸侯を恃むは、國を削づるの患ひなり、十に曰く、國小にして禮なく、諫臣を用ゐざるは、世を絶つゝの勢ひなり、(是れ十過の目次である、以下に載するところは、此の十過を解釋して往つたところである、故に此の目次を忘れてはならぬ)

〔傳一〕 奚を小忠と云ふのである、昔者楚の共王が、晋の厲公と鄆陵に戰つた、ところが楚の軍隊が敗北して、共王が其の目にさすを受けた、戰ひのたけなはなる時、司馬子反と云ふものが喉が渴いて水を飲まんことを求めた、子反の内豎(小使)穀陽と云ふもの、觴に入れた酒を操て之れを進めた、子反は酒と見て、ア、取り去れ、是れ酒なりと云ふた、穀陽が云ふ、酒ではないと、そこで子反は受けて之れを飲んだ、子反と云ふ人の人となりは、生來酒を嗜しんで之れを甘しとして居た、今之れを口にしたのだから、口から杯を離すと能はずして、ひどく酔ふてしまつた、戰鬪が既に罷んだ、併し共王は復た戰はんと欲して、人をして司馬子反を召させた、司馬子反辭退するに、心の疾ひの起つたと云ふことを以てした、共王はそこで車に駕して自から往き、其のクレマクの中に入ると、酒のにほひがする、そこで其のまゝ還つてきて云ふには、今日の戰爭に、不穀(人君自から謙して稱する名稱)は親しく戰つて負傷した、力と恃む所は司馬のみである、而るに司馬は又酔ふてあのやうじゃ、是れ楚國の社稷を亡ぼして、吾が人衆を恤へないのである、不穀は復た戰ふ勇氣がないと、是に於いて軍隊を率ひて立ち去つたが、遂に司馬子反を斬つて、其の罪を正した、故に内豎穀陽の酒を進めたのは、それを以て子反に讐しやうとしたのではな

い、其の中心と云ふものは、實に之れを忠愛したのであるが、適々それが讐となり、之れを殺すやうになつたのだ、だから云ふのだ、小なる忠實をやるは、大なる忠義をつくすの賊であるよ、

〔傳二〕 奚を小利を顧みると云ふのだ、昔者晋の獻公と云ふ人が、往來の道を虞と云ふ國に借りて、號と云ふ國を伐たんとした、其の時荀息と云ふ人の云ふには、君其れ垂棘の地から出た美玉と、屈と云ふ地から産出した良馬とを以て、虞公に賂ひ、以て道を假る、ことを求められよ、キツト我に道を貸すであらうと、獻公の云ふには、垂棘の璧は吾が先君から傳へられた國寶じや、屈産の良馬は、寡人の乗用する駿馬じや、若し吾が幣物を受けて置きながら、道を假さぬときはどうする、荀息曰く、彼が我に道を假す心がなければ、キツト我が幣物を受け取らぬ、若し我が幣物を受けて我に道を假さば、是の寶はちようと内府から取り出して、之れを外府に入れておくやうなものじや、又馬は、ちようと内府から引き出して、之れを外廐に飼養しておくやうなものじや、君心配されることはないよ、そこで獻公は承知したと云ふて荀息に垂棘の美璧と、屈産の良馬とを以て、虞公に賂ひして道を假る、ことを求めしめた、虞公は其の美玉と良馬を貪ることを利とし、之れを許さ

んとした、宮之奇が諫めて云ふには、許してはならぬ、虞の國の號の國あるは、車に輔のあるやうなものじや、(輔は兩旁夾車の木) 輔は車に依りて全く、車は亦輔に依つて、其のはたらきをなすものじや、虞と號の國勢を云へば、正に之れと同じである、若し之れに道を假したならば、號は朝に亡びると、虞は夕に之れに従つて亡びるであらう、甚だわるい、願くは許されてはならぬと、虞公が宮之奇の言をきかず、遂に之れに道を假した、荀息は號を伐つて還つてきて、三年ばかり過ぐると、又兵を興して虞を伐ち、之れに勝つた、荀息馬を牽き壁を操つて還つて獻公に獻じた、獻公は説んで曰く、璧は猶ほ元のまゝであるが、馬の如きは、其の齒も亦益々長じて、乗りよくなつて居ると、故に虞公の兵の危殆に逼つて、土地の削がり取られたは何故であるか、些小なる利益を愛して、其の大害を虞からぬためである、だから云ふ、小利を顧みて忘れかねるものは、大利を得るの害となるものであるよ、

〔傳三〕 奚を行僻と云ふぞ、昔楚の靈王が申と云ふ所で會合をやつたことがある、其の時宋の太子が後れて來た、すると人と約しておくれたとて、執へて之れをおしこめた、又徐の君を輕侮して、耻をかへせ、一齊の慶封と云ふ人を拘へて還へさぬ、すると中射士(官名)

が靈公を諷めて曰ふには、諸侯を會合するときは、禮儀がなくてはならぬ、何故と云へば、此れ國の存亡の機のあるところであるからである、昔者夏の桀王が有戎の會を爲したため、有緡が其の無禮を怒つて之れに叛した、殷の紂王は黎丘の莛を以て爲め、戎狄も怒りて之れに叛いた、是等はみな無禮に由つてあつた、君も其れ之れを圖りて、無禮の所爲をなし給ふなと戒めたが、靈公はさへ入れず、遂に其の心に思ふ通りをやつた、居ること未だ一年にもならずして、靈公が南方に遊ばれた、すると群臣が従つて之れを劫やかした、そこで靈公は物を喰ふことが出来ず、乾溪の上りて餓死してしまつた、故に曰く、行ひ僻にして自から用ゐ、諸侯に禮なければ、身を亡ぼすの至りなりと、

〔傳四〕 奚を音を好むと云ふか、昔者衛の靈公將さに晋に行かんとされて、濮水の上りに至り、車を税て、馬を放ち、野營を設けて宿泊された、夜半に新聲を鼓くものゝあるを聞かれて之れをよるこび、人をして左右のものに問はしめた、盡く聞かぬと云ふのだ、そこで師涓を召して之れに告げて曰く、新聲を鼓くものがある、人をして左右に問はしむるに、盡く聞かずと云ふのだ、其の状はどうも鬼神のシワザに似て居る、子爲めに其のこゑをきいて之れを寫つし取れと、師涓曰ふ、かしてまりましたと、因つて靜坐して琴を撫て、之

れを寫し取り、明日となり師涓報告して曰く、臣は心に之れを得た、而して未だ習熟せぬ所がある、請ふ復た一宿して之れを習ひましやうと、靈公曰く、承知したと、因つて復た留宿し、明日にして之れを習ひ、遂に去つて晋に行かれた、晋の平公は之れを施夷の臺に招待し、酒を振舞ふこととなつた、して酒のたけなはなる頃、靈公は起ちあがり、平公に言つて曰く、新聲あり、願くは請ふ之れを示さんと、平公曰く善しと、そこで師涓を召し、師曠のかたはらに坐せしめ、琴を援つて之れを鼓かしめた、未だ終はらざるに、師曠はあさへ之れを止めて云ふ、此れは亡國の聲である、おはりまで鼓かしめてはならぬと、平公の云ふ、此の曲は何づれより出しと、師曠曰く、此れは師延と云ふものゝ、作りて殷の紂王に與へたもので、靡々の樂と云ふものである、(靡々の樂は、淫亂の樂と云ふに同じ) 周の武王の紂王を討伐するに及び、師延は東方に逃げ去り、濮水に至りて自から水に投じて死んだと云ふことじや、だから此の聲を聞く人は、必ず濮水のほとりて於いてすると云ふことである、先づ此の聲を聞くものは、必ず其の國削らると云ひ傳へ居れば、曲のおはりまで鼓くこと無用じやと云ふた、平公の云ふには、寡人の好む所は、音樂である、おはり何事も言はず、其の曲を終らしめよとのことじや、そこで師涓は之れを鼓きて、おはり

まで鼓きおはつた、平公は師曠に問ふて曰ふには、此れはいはゆる何んと云ふ聲であるぞ、師曠曰く、此れ所謂清商である、公曰ふ、清商の聲は、固より最も悲壯なるものか、師曠曰く、清微の悲壯なるには及ばぬと、公曰く、その清微と云ふものをさしたいが、さくことを得らるか、師曠曰く、それはいかぬ、何故となれば、古への清微をさいた人は、皆徳義のある人君であつた、今吾が君の徳は至つて薄い、之れを聴く資格がない、平公曰く、寡人の好む所のものは音聲じや、願くはためしに之れをさかしてくれよと、師曠は止むことを得ず、琴を撥つて之れを鼓いた、一たび之れを奏すると、くろき鶴が二八十六羽あつて、南方より飛んで来て、廊門の棟の端(境は棟端なり)に集つた、二たび之れをかなると、がらりと並らんだ、三たびかなでると、頸を長くして鳴き、翼をひろげて舞ふてゐる、音は宮商の聲にあたり、聲はたかく天まできこえた、平公は大いに悦び、其場に坐して居たものも皆喜んだ、平公は觴を提げて起ちあがり、師曠のために壽をなし、坐に反つて問ふて曰はれた、音は清微より悲壯なものはないかと、師曠曰ふやう、清角の悲壯には及ばぬと、平公曰ふ、清角をさしたいものであるが、聞くことを得られやうかと、師曠曰ふ、それはいかぬ、昔者黄帝鬼神を泰山の上に會合した時、象にひかせた車に駕り、六匹の蛟

龍がつき従ひ、畢方(神の名)は轄をならべ、蚩尤(星の名)は前に居り、風伯(風のかみ)は進んで途を掃ひ、雨師(雨のかみ)は道に水を灑ぎ、虎狼は前に在り、鬼神は後にあり、螭蛇は地に伏し、鳳凰は上を覆ふて居る、さうして大いに鬼神を會して、此の清角と云ふものをこしらへたのだ、今主君は徳薄くて、之れをさくに足れぬ、若し無理にさかんとすれば、將さに失敗するやうなことがあるであらうと、平公曰く、寡人年老いたり、好む所のものは音のみじや、願くは遂に之れをさかしめよと、師曠止むを得ずして之れを鼓く、之れをかなでると、くろき雲があつて、西北方から起つてきた、再び之れをかなでると、大風が至り、大雨之れに随つてきて、帷帳をひきさき、俎豆をうちやぶり、廊上の瓦をおとし、坐して居たものは、散亂疾走した、平公はおのゝぎあそれ、廊室の間にうつ伏しになつて居た、是れから晋國に大旱あつて、土地が赤くなつて、何物も生ぜざること三年で、平公の身は遂に瘡病となり、見るもいたはしき死様をした、故に曰ふ、政治をさくことを務めずして、五音を好みて止まざれば、其の身を窮せしむる事ありと、

〔傳五〕 奚を貪悞と云ふかと云ふに、昔者知伯瑤と云ふもの、趙韓魏の三氏を率ひて、范氏と中行氏とを伐つて之れを滅し、國に歸つて兵を休めること五六年に及び、因つて人を

して土地を韓氏に請はしめた、韓康子は與へまへと思ふた、段規と云ふものが諫めて曰ふには、與へなくてはならぬ、かの知伯と云ふ人の人となりは、利を好んで驕傲で、又剛愎である、あやつが来て土地を請ふたのに、若し與へなければ、兵を韓に移して韓を攻むること必然じや、だから君其れ之れに與へられよ、之れに與へると彼之れに狂れて、又土地を他の國迄に請ふやうになる、他の國では其の請ひをさかぬ人もあるであらう、若しさかぬ人があると、知伯は必ず之れに兵を加へて攻むる、さうなれば韓は心配を逃がれることが出来て、其の騷動の起るのを待つて居るによい、韓康子曰ふ、よろしい、承知したと、因て使者をやつて、萬家の縣一ヶ所を知伯にくれてやつた、知伯は悦び、又人をして土地を魏に請はせた、魏宣子は與へまへとした、趙葭が諫めて云ふには、彼は地を韓に請ふた、韓は之れを與へた、今地を魏に請ふたに、魏が與へぬと云ふと、是れ魏は内にしては、自から強しとして、外は知伯を怒らすのである、若し手へぬと云ふと、キツト兵を魏に措いて、魏を攻むるであらう、之れを手へた方がよいと、宣子は承知して、因て人をして萬家の縣一ツを知伯に致した、知伯は又人をして趙に行かしめ、蔡皐狼の地を請はしめた、趙襄子は與へぬ、知伯は因て内密に韓魏二子に約束し、將さに趙を伐たんとした、襄子は張

孟談を召して、之れに告げて云ふ、知伯の人となりは、陽は規則正しくして、陰は疏略である、今三たび韓魏に使者をやつたのに、寡人の所へは使者をよこさぬ、それ兵を寡人の國において、寡人を攻めんとするは必然じや、今吾いづれの地に居て、よろしいであらう、張孟談曰ふ、夫の董闕子と云ふものは簡主の才臣であつた、其の晋陽を治むるに大功あつたに、尹譯は之れに循ふてよく治めた、其の餘教は今も猶ほ存じて居ると云ふことじや、君はたゞ居を晋陽に定めたならば、安全であらう、襄子云ふ、承知したと、そこで延陵生を召し、將軍車騎をして先づ晋陽に至らしめ、襄子は因て之れについて往つた、襄子が行くと、其の城郭及び、五官の倉庫と云ふものを巡視した、ところが城郭は治りて居らぬ、倉に蓄積せる粟がなく、府にたくはへたる錢がなく、庫に甲兵なく、邑に守備の道具がない、襄子が畏懼し、張孟談を召して曰く、寡人城郭及び五官の倉庫を巡視したに、どれくも備具して居らぬ、何を以て敵に應じてよからう、張孟談曰く、臣聞くに、聖人の治め方は、臣の手に藏して、府庫に藏せず、務めて其の風教を脩めて城郭を治めずと云ふ、君其れ命令を出し、民をして自から三年の食物を遺さしめ、餘分の粟があるなら之れを倉に入れしめ、又三年の用度を遺させ、餘分の錢があらば、之れを府に入れしめ、奇人あらば、

(奇人とは、間人の意にて、ヒマある人を云ふ) 城郭の修繕に従事せしめよと、そこで襄子^{ウラハ}が其の夕に令を出すと、明日は倉は満ちて、粟を容れられず、府は満ちて、錢を積む所なく、庫は満ちて、甲兵を受け取らぬ、居ること五日にして、城郭は已に修治し、守備は己に備具し、錢粟は已に充足し、甲兵は餘分あるやうになつた、吾に箭なし、如何んすべきと云へば、張孟談曰く、臣聞く、董子の晋陽を治むるや、公宮の垣は皆荻蒿^{チヂ}樁楚^{チヂ}を以て作り、墻の樁ある、その高サ一丈に至るものがある、君之れを出して用ゐられよと、是に於いて取り出して之れを試みたが、其の堅きことは、菌の如き美竹を用ゐた幹のつよさと雖も、過ぐることは出来ぬ、襄子曰ふ、吾が箭は已に充足した金鐵の無いを如何しやう、張孟談曰ふ、臣聞く、董子の晋陽を治むるや、公宮及び令舍(役人の宅)の堂は、皆鍊銅を以て柱下の石質としたと云ふことである、君取り出して之れを用ゐよと、是に於いて取り出して之れを用ゐたら餘分の金があつた、號令も已に決定し、守備も已に具足した、三國の兵が果して至りて圍んだ、そこで晋陽の城に乗りて遂に戰つた、三月間かゝつて抜くことが出来ぬ、因て軍隊をのべひろげて、之れを圍み、晋陽の水を決して之れに灌ぎ、晋陽を圍み改むること三年になつた、城中のものは、鳥の巢のやうに、樹の上に居に占め、釜

を木にかけて炊ぐと云ふさはぎとなつた、貨財も食物も將さに盡さんとせし上に、士大夫はつかれて病むものも出てきた、襄子張孟談に謂つて曰ふ、糧食は乏しくなり、財力はつきてなくなり、士大夫はつかれて病むものがある、吾が恐るゝ所は、守ることの能はぬことじや、城を以て降參しやうと思ふ、何づれの國がよからう、張孟談曰く、臣聞く、亡びるのを存することが出来ず、危くても安んずることが出来ぬならば、智慧を貴はなくてもよいと、君は此の計を失つてるのじや、臣請ふ試みにこつそりと出て、韓魏の君に謁見せんと、張孟談は韓魏の君に見へて曰ふ、臣聞く、唇が亡ぶれば、齒が寒むくになると、今知伯二君を率ゐて趙を伐つに、趙は將さに亡びんとしてゐる、趙が若し亡びたならば、二君は之れが次ぎとなるであらうと、二君曰く、我も其の然ることを知つてゐる、されど知伯の人となりは、中心蠶暴にして親昵の情少なき人じや、我謀つて覺られると、其の殃禍はキット来る、之れを何如したらよからうと、張孟談曰く、謀計は二君の口から出て、臣の耳に入るばかりじや、人は之れを知るべき等がないと、二君因て張孟談と三軍の共に反せんことを約束し、之れと日限を期して期の至るを待つて居る、さうして夜半に張孟談をやりに晋陽に入れ、以て三軍の反せんことを陽子に告げ知らせた、襄子は孟談を出迎ひて

これを再拜し、一は謀計の泄れんことを恐れ、一は約束の成れるを喜んだ、韓魏の二君は已に約して張孟談をやり、因て知伯に朝して出て、智過に轅門の外に遇ふた、智過其の顔色を恠み、因て内に入りて知伯に見へて曰ふ、二君の貌を見るに、將さに變あらんとして居る、知伯曰く、如何して、智過曰く、其の行步矜りて、意志に高ぶる所があつて、他時の禮節とは相違して居るからである、君之れに先さんじて、兵を加ふるに如かずと、知伯曰く、吾二主との約束殊に謹んで居る、趙を破りて其の地を三分するは、寡人の之れに親睦する所以じや、必ず侵し欺むくやうなことはない、兵の晋陽を圍み攻むること三年じや、今且暮に將さに之れを抜いて、其の利益を享けんとする所じや、何んの譯を以て他心あるべき、必ずそんなことはない、子棄て、措け、必配してはならぬ、又口よりそんな言を出してはならぬと、明旦二主又朝して出づ、後に智過を轅門に見る、智過入りて見えて曰ふ、君は臣の言を以て、二主に告げられたりと見ゆ、如何、知伯曰く、何を以て之れを知つた、曰く、今日二主朝して出て、臣を見て其の色動搖せるやうであつた、して視線は一に臣の身に屬して居た、此れ必ず騒動があるであらう、君之れを殺すに如かずと、知伯曰く、子棄て置け、復た言ふこと勿れと、智過曰く、いけない、必ず之れを殺せ、若し之れを殺す

ことが出來ぬならば、遂に之れに親昵せよと、知伯曰く、之れを親むには如何する、智過曰く、魏宣子の謀臣を趙叟と云ひ、韓康子の謀臣を段規と云ふ、此れ皆能く其の君の計略を移つす力ある人々である、君其の二君と約束し、趙國を破つたならば、二子を封ずるに、各萬家の縣一を以てせよ、是の如くなれば、二主の心に變がないであらうと、知伯曰く、趙を破つて其の地を三分した上、又二子を各萬家の縣一ツづゝに封せば、吾が得る所少し、不可じやと、智過其の言のさかれざるを見、立ち出たが、因て其の族をあらためて輔氏となした、期日の夜に至ると、趙氏其の隄防を守る役人を殺し、其の水を決して知伯の軍中に灌いだ、知伯の軍隊は水に溺れるものを救ふために、大混亂した、韓魏は左右の翼となりて之れを撃つた、襄子は士卒を將ひて其の前を犯し、大いに知氏の軍を敗つて知伯を禽にした、知伯は身死し軍敗れ、國は分れて三となり、遂に天下の物笑ひとなつた、故に曰ふ、貪復にして利を好めば、國を滅し身を殺すの本となるものじやと、

〔傳六〕 奚を女樂に耽けると云ふ、昔者戎王由余をして秦の國に使聘たらしめた、穆公由余に問ふて曰ふ、寡人嘗て道の名を聞いたが、未だ目に其の實を見たことはない、願くは古の明主の、國を得た所以と、國を失ひし所以をきくことを得んと、由余對へて曰く、臣

嘗て之れを聞くことを得た、國は儉約を以て之を得、奢侈を以て之れを失ふと、穆公曰く、寡人耻を辱とせずして道を子に問ふたに、子はたゞ儉を以て寡人に對へたは如何云ふ心である、山余對へて曰く、臣聞く、昔者帝堯の天下を有つや、土簋にて飯を喰ひ、土劔にて水を飲んだ、而るに其の土地は、南方は交趾に至り、北方は幽都に至り、東西は日月の出入り入りたりする所まで至つて、賓貢歸服せざるものはなかつた、堯天下を禪りて、虞舜之れを受くるや、食器を作くるに、山木を斬りて之れを裁ち、鋸で削つた迹を磨りへらし、漆墨を其の上に流して澤をつけ、之れを宮中におくりにて食器とした、ところが諸侯は之れを見て侈れりとなし、服従せざる國が十三國あつた、舜は天下を禪つて之れを禹に傳へた、すると禹は酒のみ道具を作くり、其の外を墨で染め、其の内を朱であかくし、纓帛を茵となし、蔣草を席となし、之れに額縁を施してかざりとなし、觴にも酌にも采色があつて、樽にも俎にもかざりがあつた、此れますますいよく奢侈となつたのである、而るに國の服従せざるものが、三十三の多きに及んだ、夏后氏が歿して、般人が之れを受けると、大車を（輅は天子の車なり）造りて九流の旒を建て、食器は雕琢を施し、觴酌は刻鏤を加へ、四方の壁は聖壚で、茵席は彫飾のかざりあ

るものであつた、此れはいよくますます奢侈となつた、而るに國の服従せざるものは、五十三の多きに及んだ、君子は皆文章の美にして、威儀の盛んなることを知つて居る、而るに服することを欲するものは、いよく少なくなつた、臣は故に曰ふ、儉約と云ふものは、其の國を治むるの道であると、

山余は穆公に答へてそのまゝ出てしまつた、公はそこで内史廖を召して之れに告げて曰く、寡人聞く、隣國に聖人のあるは、敵國の心配となるものであると、今山余は聖人である、寡人は之れを心痛せざるを得ず、吾將さに之れを如何んすべきと、内史廖曰く、臣聞く、我王の居所は、かたよりて陋しく、且つ道遠くして、未だ嘗つて中國の音樂を聞いたことなしと、君其れ之れに女樂を遣くり、以て其の政治を亂し、而して後由余のために逗留の期日を延さんことを請ひ、以て其の諫めに入るの道を妨げよ、彼の君臣の間に隙間が生じて、而して後圖るべきであると、穆公曰く、承知したと、そこで史廖をして女樂二十八人をして、我王に遣らしめた、因て山余のために延期を請ふた所、我王は許諾した、且つ其の女子の樂人を見て大いに悦び、酒を設け飲を張り、日にく音樂をさし、一年あまりも同じところに居た、そのために牛馬は水草に究し、半分の餘死んでしまつた、山余は

國に歸つて其のさまを見、因て戎王を諫めたがきかぬ、由余は諫めがたきを見、遂に去つて秦に往つた、穆公は迎ひ入れて上卿に拜し、其の兵勢と地形とを問ひ、既に之れを得て、兵を擧げて之れを伐ち、國を兼并すること十二、土地を開らくこと千里に及んだ、故に曰ふ、女樂に耽けりて、國政を顧みざるは、亡國の禍ありと、

〔傳七〕 奚を内を離れて遠く遊ぶと云ふ、昔者田成子海に遊んで之れを樂しみ、諸大夫に號令して曰く、歸國せんと云ふものは、必ず死せんと、顔涿聚曰く、君海に遊んで之れを樂しむは、素より勝手じやが、たゞ人の國を取らんと、圖かるものゝあるを如何にされるか、若し國を失ふたなら、君之れを樂まんと欲しても、どうしてたのしむことを得らるべきと、田成子曰く、寡人令を布きて、歸國を言ふものは必ず死せんと曰ひしに、今子寡人の令を犯せり、宥すべからずとて、戈を拔きて將さに之れを撃たんとした、顔涿聚曰く、昔樂は關龍逢を殺して、紂は王子比干を殺した、今君は臣の身を殺して、關龍逢、王子比干と臣と三人にされても、よろしい、臣の言は國のために言ふたので、身のためではないと、頸を延べて前み、曰く、君之れを撃てと、田成子は何にも言はず、戈をすて駕を起して、歸つた、歸りて三日に至り、國人に田成子を國に入れざることを、謀れるものあり

しと云ふことをきいたと云ふ、田成子の遂に齊國を有つことを得たのは、つまり顔涿聚の力であつた、故に曰ふ、内をはなれて遠く遊ぶは、身を危くするの道である、

〔傳八〕 奚を過つて忠臣にさかすと云ふか、昔者齊の桓公は九たび諸侯を會合させ、一たび天下の亂るゝを匡して、五伯の長となつた、(五伯とは、齊の桓公、晋の文公、宋の襄公、秦の穆公、楚の莊王を云ふ)管仲夷吾之れを佐けて居たが、管仲は年老ひて、事を用ゆることが出來ず、休みて家に居た、桓公は其の家について之れに問ふて曰く、仲父は(管仲を尊びて云ふ)家居して病んで居る、萬一不幸にして全快せぬやうなことがあつたら、齊國の政務は誰れに遷つさんか、管仲曰く、臣年老いたり、問ふてもだめじや、されど臣之れをきく、臣を知るものは君に及ぶものなく、子を知るものは父に及ぶものなしと、君を試みに、君の心を以て之れをさめよ、桓公曰く、鮑叔牙はどうであらう、管仲曰く、いけない、鮑叔牙と云ふ人は、人となり剛愎で、上の人に抵抗する癖がある、さて剛である、民を犯すに暴を以てしてならぬ、復である、民心を得ぬ、悍である、下のものは用をなさぬ、且つ其の心に懼る所がない、霸者の佐たるべき人ではないと、公曰ふ、それでは堅刁はどうか、管仲曰ふ、いけない、さて人情と云ふものは、其の身を愛せぬものはない

ものじや、公は嫉妬ふかくして女色を好まる、そこで堅刁は自から勢を割いて、(猶は、豕の勢を去るを云ふ、猶、猶同字なり)以て内に居て婦人を統轄する役となつた、自分のからだを愛せぬ人である、どうしてよく君を愛せんやと、公曰ふ、さらば衛公子開方はどうじやと、管仲曰く、いけない、齊と魏の間は、十日ばかりかゝる道に過ぎない、開方は君に事ふるがために、君の心に適はんと欲するがために、十五年の間一度も歸りて其の父母を見ぬ、此れ人情ではない、其の父母でさへ親しまぬものが、又よく君に親しむ譯はないと、公曰く、さらば易牙はどうじやと、管仲曰く、いけない、易牙は君のために調味することを主として居る、君の未だ嘗め喰はざる所のものは、人肉ばかりじや、ところが易牙は其の長子を殺して其の肉を蒸して之れを進めた、是れ君の知らるゝ所である、人情と云ふものは、其の子を愛せぬものはない、今其の子の肉を蒸して膳となし、以て君にすむるとすれば、其の子を愛せぬ人である、其の子を愛せぬものは、どうしてよく君を愛すべさと、公曰く、さらば誰れがよからう、管仲曰く、隰朋がよろし、其の人となりは、中心堅固にして、外は廉潔である、欲が少なくて、信實が多い、夫れ中心堅固であれば、人の表率となるに足る、外廉潔なれば、大任を附與するによろしい、欲が少なければ、よく

其の衆に臨みて愛せらるゝ、信實が多ければ、よく隣國に親しむことが出来る、此れ覇者の佐たるの才ある人じや、君其れ之れを用ゐよと、君曰く、承知したと、居ること二年ばかりにして、管仲が死んだ、公は遂に濕朋を用ゐずして、政務を堅刁に與へた、刁が事に蒞むこと三年にして、桓公は南の方堂阜に遊んだ、堅刁は易牙、衛公子開方及び大臣をひきつれ、共に亂をなした、桓公は渴して水も飲まれず、餓えても食を得ずして、南門の寢所に死なれた、諸公子立たんことを争ひ、兵を以て其の室を守り、身死して三月の間、之れを收殮するものなく、尸蟲戸より出づるの慘を見るに至つた、故に桓公の兵は、大手を振つて天下に横行し、五伯の長とまでなつたが、卒いに其の臣下に殺されて、高名を滅し、天下の物笑ひとなつたのは、何故と云へば、管仲を用ゐなかつた過失である、故に曰ふ、過ちて居ながら忠臣の言をきかず、獨斷て其の意を行へば、其の高名を滅して人の物笑となるの始めてであると、

〔傳九〕 奚を内、力を量らずと云ふか、昔者秦の宜陽を攻むるや、韓氏急であつた、公仲朋韓君に問つて曰く、黨與の國だからと云ふて、力にはたのまれぬ、どうして張儀の力に因て和睦を秦とするに如かんやと、君曰く、善しと、そこで公仲朋の旅行の用意をいまし

め、將き西の方秦と和睦せんとした、楚王は之れをき、秦と合體するを恐れ、陳軫を召して之れに告げて曰く、韓朋將に西して、秦と和睦せんとして居る、今之れをどうしたならよからふと、陳軫曰く、秦は韓の都を得て、其の練甲を驅り立て、秦と韓と一となり、以て南の方楚國に向つてくるは、此れ秦王の先祖のミタマを嗣つて、代々求むる所のものであつた、して見れば楚國の害をなすことは必然じや、王すみやかに信臣（信任すべきの臣）を發遣し、其の車を多くし、其の幣物を重くし、以て韓王にさへけて曰く、不穀の國は、甚だ小であるけれども、援軍の兵士は既に悉く發起して居る、之れを以て大國（韓をさして曰ふ）の意を十分に秦に向つて信べられんことを願ふ、因て願ふ、大國の使者をして我が境内に入れしめ、楚の士卒を起せし事實を視られんことをと、韓王人をして楚に行かしめ、その實地を見分せしめた、楚王因て車騎を發し、之れを下路に陳列し、韓の使者に謂つて曰く、韓君に報ぜよ、弊邑の兵士、今將きに境に入らんとする所であると、使者還つて韓君に報告した、韓君大いに悦び、公仲の秦に行くを止めた、公仲曰ふ、いけない、夫れ實を以て我に告ぐるものは秦である、名ばかりを以て我を救援するものは楚である、楚國の虚言をきいて、輕々しく疆秦の眞實なる兵禍をまねぐは、是れ國を危殆ならしむる

本であると、韓君はさへ入れぬ、公仲は怒りて歸つてしまつた、さうして十日も入朝せぬ、宜陽の圍みがあります、急になつた、韓君は使者をして、救ひの士卒を楚に催促させたが、冠と蓋と、相望み見て引ききれなしに、使者をやつたけれども、来るものはひとりもない、宜陽が果して抜き取られ、諸侯の物笑ひのタネとなつた、故に曰ふ、内は自國の力を量らず、外は諸侯を力にたのむものは、國を削弱せらるゝの心配あるものじやと

〔傳十〕 奚を國小にして禮なしと云ふか、昔者晋の公子重耳出亡して、曹の國を過ぎる、曹の君祖揚（はだぬぎになるを云ふ）して居ながら之れを觀た、釐負羈と叔瞻とは、前に侍して居たが、叔瞻曹君に謂つて曰く、臣晋の公子を觀るに、常人ではない、それに君は之れを待遇するに、あまり無禮であつた、彼若し時を得て、國に反つたならば、必ず兵を起して曹の害を爲すであらう、君之れを殺されたがよいと、曹君はさかぬ、釐負羈は家に歸つて、樂しまぬかほ色が見へる、其君之れに問ふて曰ふた、公は外より來て、樂しまざる色あるは、何の故であるかと、負羈曰く、吾之れを聞く、幸福があるときは我が身に及ばざるも、禍の來るときはキツト我にも連及すると、今日吾が君晋の公子を召がれたが、之れを待遇するに無禮であつた、我もあづかりて前に居たから、禍の及ばんことを憂ひ、

是を以て樂しまぬのだ、其妻曰ふ、吾晋の公子を觀るに、萬乘の主君である、其左右に從へる人は、萬乘の宰相である、今困窮して出亡されて、曹の國を過ぎられた、ところが曹て之れを待遇するに無禮であつた、此れ若し國に反へり、必ず無禮の罪を誅むるときは、曹は其のはじめであらう、子奚ぞ先づ自から二心を抱いて事を處せざると、負羈曰く、承知したと、そこで黄金を壺に盛り、之れに充つるに餐を以てし、美玉を其の上に加へ、夜人をして公子に遺らしめた、公は子は使者を見、再拜して其の餐を受けて、其璧をば辭退して取らぬ、公子曹より楚に入り、楚より秦に入り、秦に入つてから三年に、秦の穆公群臣を召して謀つて曰く、昔者晋の獻公寡人と交はれるは、諸侯聞知せざるなし、獻公不幸にして群臣に離れて以來已に出入十年となつた、ところが其の嗣子が不善で、國內が亂れて居る、吾の恐れるところは、其の宗廟をはらひきよめるものなく、又社稷の祭祀を絶たんと是れてある、是の如き危急に際して、之れを平定してやらねば、人と交際するの道であるまい、吾重耳を輔けて之れを晋に入れてやらんと欲す、どうであらうと、群臣皆曰く、善しと、公は因て兵卒を起し、革車五百乘、疇騎（疇職の騎士）二千騎、歩卒五萬を率ひ、重耳を輔けて之れを晋に入れてやつて、立て、晋君とした、重耳位に即いて三年、

兵を擧げて曹を伐つた、因つて人をして曹君に告げしめて曰く、叔瞻に細をうつて出されよ、我且さに之れを殺して以て、大なる罪をたゞさんとする、又人をして釐負羈に告げしめて曰く、軍旅城にせまる、吾は子の城を棄てざるを知る、其れ子の門閭に表して、子の家たることを知らしめよ、寡人將さに軍中に令して、敢へて犯すことなからしめんとすと、曹人は之れをきき、其の親戚を率いて、釐負羈の閭に生命を保持せるもの、七百餘家に及びしと云ふ、此れ禮を以て人を遇せし作用である、故に曹は小國じや、さうして晋楚の間に逼られてゐる、其の君の危殆なることは、卵をかさねたやうじや、而るに人に蒞むに無禮を以つてした、此れ世を絶つ所以である、故に曰く、國小に禮なくして、諫臣の言を用ゐざれば、世を絶つるの勢を免れぬものであると

第十一 孤憤

此れ孤直にして時に容れられざるを憤して、作れるものじや、孫鑲曰く、文氣甚だ奇峭、其の辭鋒却つて隼筆を以て之れを得、議論は則ち刻深痛快と、

智術の士は、必ず遠い所まで見通して、細かな所まで明察するものだ、こまかな所まで明察しなければ、私と云ふものを燭すことが出来ぬ、能があつて法に精はしき士は、必ず疆毅にして勁直じや、(疆毅は心つよく氣たけしきを云ふ、勁直は、はげしく正直なるを云ふ) はげしく正直でなければ、姦惡のものを矯め直すことが出来ぬ、人臣が命令に循つて事務に従ひ、法度を按じて官事を治むるは、重人と云ふものではない、(重人とは、當塗事を用ゆるの臣の威權重きものを云ふ) 重人とは、命令なきにほしきまゝに事を爲し、法度を虧きて私利を利せんことを圖り、國の用度をへらして、自分の家に便利よくし、力がよく其の君をさへつ付けて、自己の意見に従はせるを云ふのだ、かくの如き權力のあるものは、所謂重人である、智術のある士は、明察であつて居て、聽用せらるれば、重人の目に見へぬ所の内所事を燭して見る、法令をよくする士は、勁直であつて居て、聽用せらるれば、

ば、重人の姦邪なる非行をため直す、だから智術能法の士が用ゐらるれば、貴重の臣は必ず、法度の外に居かねばならぬやうになる、是れ智術能法の士と、當路事を用ゆる人とは、兩立兩存することの出来ぬ、仇敵であるからである、當路の人が重要なる事務をほしきまゝにすれば、外内のものは皆悉く之れが用をなすやうになる、(外は百官を云ひ、内は左右近習を云ふ) 是を以て諸侯も此の重臣に因りたのんで事を求めざれば、其の事はさつと應ぜられぬ、だから重臣が事を用ゆれば、敵國は之れがために冤を訟ふやうになる、百官も此の重臣に因りたのまねば、自己の業務が進捗せぬ、故に群臣は重臣を恐れて、之れがためにはたらくのだ、主君の左右に居る郎中でも、重臣に因りたのまねば、主君の側に近よることは出来ぬ、故に左右のものは重臣のために悪いことをかくしてくる、學者も此の重臣に依りたのまねば、養祿は薄く、禮遇は卑い、故に學士も重臣のために談論するのじや、此の四つのだすけと云ふものは、姦邪の士の自からかざりたてる所である、重人は、如何に君に忠義だからと云ふて、其の仇敵を進むることは出来ぬ、人主は亦、四つの此のだすけ人を越へて、其の重臣を照し察することは出来ぬ、故に人主はいよく蔽ひよさがれて、大臣の權力はいよく重くなるばかりじや、凡そ當路者の人主に於けるや、信任愛

用せられざるものが希れてある、且つ又久しく職に在りて、事を用ゆること多きを以て、故事に慣習せること至れり盡せるである、かの郎中の如きも、(郎主は無論郎中のあやまり) 其の心は重臣と好悪を同一にして居る、なぜなれば、固より重人の盡力に由つて、進幸したからである、それから重人の官爵は貴重である、朋黨も又なか／＼に衆多じや、だから重人が咎めても享けやうとするときは、一國內のものが之れがために其の冤を訴へる、だから君も之れを誅することは出来ぬ、ところが法術の士が、上を干して求むる所あらんとしても、信愛する所の親みも、近習故舊に交はれる恩澤も有る譯ではない、又法術のことはを以て、人主のまがりてよこしまなる心を矯め直さんとしても、是れ却つて人主と相反對するばかりである、居る所の勢位は卑賤である、與黨がなくして孤峙特立して居る、さて斯くの如き疎遠の身を以て、人主のかたはら近くに居て、愛信する所の重人と争ふては、其の數理に於いて勝つことが出来ぬのである、新來の旅客たる身を以て、近習故舊と争ふは、其の數理に於いて勝つことは出来ぬのだ、人主の意に反對する身を以て、人主と同好の人と争ふは、其の教に於いて勝たれぬは知れて居る、軽くして賤しき身を以て、貴くして重き重人と争ふは、其の數に於いて勝たれぬは知れて居る、ひとつの口を以て、一國の

人と争ふは、其の數に於いて勝たれぬは知れて居る、法術の士は、五の勝たずと云ふ勢位に居るから、歳を以て數へる程の時日を費して居ながら、又見ゆることを得ずして居る、當路に居る重人は、五つの勝つべき資位に乗じて、且暮ひとりて其の前に説いて居るから、法術の士が如何にヤキモキするも、何に由つて進見することを得べき、さうして人主は、いづれの時に自己の不可なることを悟ることを得べきぞ、故に資位を以て言へば必ず勝たぬ、勢を以て言へば必ず兩存せぬ、法術の士と重人との中であるから法術の士はどうして、危殆ならざることを得んやだ、其の法術の士の、罪過を以て譏誣し得べきものなれば、公法を以て之れを誅戮する、其の被せやうと思ふても、罪過を以て罪されぬものには、世間に知れぬ私劍として、こつそりと人に知れぬやうに刃を以て、刺し殺させるのである、是れいくら法術にあさらかでも、人主の心に逆ふものは、役人に誅戮せられれば、さつと私人の振ふ劍のために、刺し殺されるのである、朋黨を組み立て、附和雷同して以て人主をこまらせ、故意とまがつたことを言ふて、私利をはかるに便するものは、キツト重人に信任されるのである、故に其の功伐(テガラ)を以て官爵を借すべきものは、官爵を與へて之れを貴くしてやる、其の借すに美名を以てされぬものは、國外なる諸侯の權を借りて、

之れを重くしてやる、是を以て主上を疲弊させて、私門にかけゆくものは、官爵に顯達せざれば、きつと外權を重くされる、今人主は、參驗を合して眞偽を確かめずして、濫りに誅罰を行ひ、現在の功績を見るを待たずして、爵祿を與へる、故に法術の士は、どうしてよくあたまから死亡を蒙りて（最初から死ぬ毒と云ふ心）其の説を進めやうや、姦邪の臣は、どうして肯へて利益を棄て、其の身を退けるやうなことをしやうや、故に主上はいよ／＼卑くなり、私門はますます尊くなる、

夫れ越の國は、國が富んで兵が彊くても、中國の人主は皆自己に利益のなきことを知つて居る、さうして曰ふには、越の國はあまりに遠くて、吾が制御し得べき所ではないと、今國をたもつて居るものにして、土地が廣く、人民が衆くても、人至の耳目は壅蔽せられ、大臣が權勢を勝手にして居ては、是の國は越と同じ國である、今自己の國の、越の國に類せぬと云ふことばかりを知つて、其の國の越に異ならざる所のある所以を知らざるは、其の類例を察せぬためである、人主の、齊の國が亡びたと謂ふ所以のものは、其の地と城の亡びたと云ふ譯ではない、呂氏が國內を制しかねて、田氏がうまく之れを用ゐたと云ふのである、晋が亡びたと云ふ所以のものは、亦地と城の亡びたと云ふ譯ではない、姬氏が國

内を制しかねて、韓、魏、趙、智、范、中行の六卿が、之れを勝手にしたと云ふのである、今大臣が政柄を執つて、何事もひとり断めて、人主が政柄を收むることを知らぬは、是れ人主が不明なためである、死人と同じ病ひをやめるものは、逆も生さられぬ、亡國と事を同じにして居るものは、存立して居ることは出来ぬ、今齊晋の蹟を襲いて居ながら、國の安泰にして存立せんことを欲するも、得べからざることである、

凡そ法術の行ひがたきは、獨り萬乘の國ばかりではない、千乘の國もさうじや、人主の左右に居るものだからと云ふて、きつと才智のあるものばかりではない、ところで人主がある人に於いて、是れは才智があると思ふ所があつて、一旦は此れの云ふことをききながら、又左右のものと其の言の可否を論ずるは、是れ愚人と共に、智を論ずることとなるのだ、人主の左右だからと云ふて、きつと賢者ばかりではない、人主はある人に於いて、賢者だと思ふ所があつて、之れを禮遇してまきながら、左右と又其の人の品行を論ずるは、是れ不肖と共に賢を論ずるやうなものだ、智者は策の得失を愚人に決められ、賢士は品行の善惡を不肖に評論されては、賢者も智士も、共に耻ぢて心よからず思ふであらう、さうして人主の議論は、道理にもどりて居ると言はれるだらう、

人臣の官爵を得んと欲するものは、其の修身の士なれば、精潔を以て其の身をかためる、其の智謀の士なれば、事を治め理を辯じて、其の業をあくまでも進める、其の修身の士が、貨賂を以て人に事ふることも出来ず、其の身の精潔なることを恃みて、更らに法を枉げて治を爲すことが出来なくては、修身の士も智謀の士も、人主の左右に事ふることをせず、請謁を請ふこともせぬであらう、人主の左右にある人は、其の行ひ伯夷のやうな人でもあつて、だから自分の求めたものをも得ず、貨賂も来なかつたらば、脩士の精潔も、智士の辭辯の功も、皆さえてからに、毀謗の言が起るであらう、治亂の功も、近習にあさへつければ、精潔の行ひも、毀譽に決められるやうでは、修智の役人はみな廢されて、人主の耳目の明は、ふさがつてしまふであらう、若し功伐を以て智行をさめず、參伍を以て罪過を審びらかにせずして、左右近習の言ばかりをきいては、無能の士が廷上に在りて、愚痴で汚れて居る役人が、官位に居ると云ふことになるのだ、萬乗の君の患ひとする所は、大臣の權力の甚だ重いのである、千乗の君の患ひは、左右の大いに信ぜらるゝにあるのだ、是れ人主の患ひもてむき心配する所である、且つ人臣に大罪あり、人主に大失あつて、人臣と人主の利益に、相共に異なる所あるは人の知る所じや、今何を以て之れをあきらかにす

べき、曰く、人主の利益は、能あるものを得て、之れを官に任ずるにあるのだ、人臣の利益は、才能なくして居て、事務にあづかることを得るにあるのだ、人主の利益は、功勞あるものを見て、爵祿を興ふるにあるのだ、人臣の利益は、功勞がなくして居て、富貴となるにあるのだ、人主の利益は、豪傑の人で、才能あるものを使用するにあるのだ、人臣の利益は、朋黨を立て、私をやるにあるのだ、是を以て國の土地は削られても、一私人の家は富むのだ、主上の位は卑ふして居て、大臣の權が重い、故に人主が威勢を失へば、人臣が國を得るのだ、人主が更らに自から蕃臣と稱して、家臣が符を削いで以て人に官を授くことを得、是れ人臣の、人主をたぶらかして私門に便する所以である、故に當世の重臣は、人主勢を失ふたのに、なほ寵をかたくすることを得るものは、十のうちで二ツ三ツしかない、是れは如何なる譯であらう、人臣の罪が大きいからである、人臣に大罪あるものは、其の行狀に於いて人主を欺いて居る、だから其の罪は死亡にあたつて居る、智士は遠く見て死亡することを畏れて居るから、必ず重人に從はぬ、賢士は修廉にして、奸臣と一所になりて、其人主を欺ひくことを羞ぢて居るから、必ず重人に從はぬ、是れ當路者の徒屬は、痴愚にして思ふべきことを知らぬのではない、必ず心が汚れて居て、奸惡を避けるもの共

である、大臣は此等愚汚の人を味方につけ、上は之れと共に人主を欺き、下は之れと共に利益を収め、侵漁朋黨（侵漁は、百姓を侵奪すること、漁者の魚を取るが如しとの意なり）比周相與にし、（阿黨を比となし、忠信を周となす）口を一樣にして人主を惑はし、法令を敗りて士民をみだし、國家をして危殆削弱せしめ、主上をして勢ひつきて屈辱せしむ、此れ大罪ではなからうか、人臣に此の大罪あるのに、人主は禁止せぬ、是れ大失策ではあるまいか、其の人主をして上に大失策あらしめ、其の人臣をして下に大罪あらしめては、國の滅亡せざることを求めても、得られぬことではあるまいか、

第十二 說難

是れ游說の道の至難なることを述べたるもの、而るに韓非遂に游說のために死せり、故に楊子雲云ふ、韓非說難を作りて卒いに說難に死せり、何ぞ反するや、曰く說難蓋し其の死する所以なりと、孫鐘曰く、奇古精險、章法字句間然する所なしと、張榜曰ふ、天地間乃ち此等の文字あり、鳳洲謂ふ、其人巧極まり、天工錯はると、虚言にあらざる也と、

凡そ游說の六かしいと云ふものは、吾が智術の是非利害を判定して、之れに説くことの（之の字は、先方の人を云ふ、人主を云ふ）六かしいのではない、又吾が辯舌の、よく吾が意見を辯明するの六かしいのではない、又吾が辯論の、敢へて縦横に放失して、よく其の思ふ所を盡くすことの、六かしいのではない、凡そ游說の六かしいのは、吾が説く所の先方の人の心を知りて、吾が意見を以て、之れにシツクリとあてはめる所にあるのだ、我が説く所の先方が、名聞高節を爲すに心ある人である、然るに之れに説きすゝめるに、自家を利することの厚つきと云ふことを以てするときは、下節なものとせられて、卑賤せらるゝのみならず、必ず棄遺して疎遠せらるゝものじや、我が説く所の先方が、厚利を爲すに心あるのに、吾之れに説くに名聞高節を以てしては、世事に無心にして、事情に迂

濶な奴とせられ、必ず收用さるゝことではない、説く所の人が、内實は厚利を爲すに心あるのに、表向ばかり名聞高節をなするのである、而るに之れに説くに、名高を以てするときは、あらはに其の身を收用してくれて、内實は之れを疎遠にするものじや、若し之れに説くに厚利を以てすれば、内實は其の事を用ゐて居ながら、おもてむきは其の身を棄てし、まふ、此れ等は深く察しなければならぬ所だ、
 夫れ事は秘密を以て成就し、言は漏泄を以て失敗するものじや、未だ必ずしも其の身が之れを泄らしたのではない、而るに言語が其の人の、かくして居る所の事に及ぶことがある、此くの如きものは其身が危険じや、彼はあらはに其の出す所の事があつて、之れを世に出したけれども、又避諱する所の事情があつて、人前は他のことのやうにして居るものがある、説くもの徒に其の出す所を知つてはばかりではなく、又其の爲す所以までも知つてることがある、此の如きものは其の身は危険じや、先方の人と、異なる事件を規畫したのであるけれども、不圖して先方の人の、規畫して居ることにブツ突掛つた、それは説くもの、泄らしたのではない、ある智術の人があつて、外にあつて之れを揣摩して其の事實を得、之れを外に漏らしたのである、ところが先方の人は、必ず自己に説ける人が、泄らしたの

だとする、此の如きものは其の身が危険じや、説くものと先方の人と、其のなかゝ未だあつくない、然るに其の言葉は極めて親密なやうじや、斯くの如き友情では、若し其の説が行はれて効果があれば、之れを忘れて徳としない、若し其の説が行はれずして、失敗でも招ぐときは、きつと疑ははれる、此の如きものは、其の身が危険じや、先方の貴人に何にか過失の端緒があるのに、説くものが明瞭に禮義を言ふて、以て其の悪事を發揚する、此の如きものは其の身が危険じや、貴人或は一つの計を得て、之れを以て身自から功をなさんと居るのに、説くものが其の計を興かり知ると、功を攘まるゝかと疑ははれる、此の如きものは其の身が危険じや、無理に強ゆるに其の爲すこと能はざる所を以てし、無理に止めるに其の己めることの出来ぬ所を以てするものがある、此の如きものは其の身が危険じや、故に之れと共に大人のことを論ずれば、それを以て自己を悪口するものとする、之れと小人のことを論ずれば、それを以て細人のことをあげて、己の重きところを賣りひろめるとなし、其の人の愛する所の人のことを論ずれば、それを以てモトテを借りたがるものとする、其の人の憎む所の人のことを論ずれば、それを以て自分の心をこゝろむるものとする、徑ちに其の説を省略すれば、それを以て不智として之れをシリぞける、米鹽の

如○些○細○な○る○こ○と○を○、ひ○ろ○く○辯○明○す○る○と○き○は○、そ○れ○を○以○て○、多○言○に○し○て○煩○雜○な○り○と○す○る○、
 事○を○省○略○し○て○意○見○を○陳○述○す○れ○ば○、怯○懦○に○し○て○事○情○を○盡○さ○ず○と○云○は○れ○る○、事○を○あ○も○ん○ば○か○る○
 に○、あ○ま○り○に○廣○く○し○て○放○肆○な○れ○ば○、草○野○(い○や○し○い)に○し○て○倨○傲○慢○侮○な○り○と○云○は○れ○る○、此
 れ○游○説○の○六○か○し○い○所○で○あ○る○、知○ら○な○け○れ○ば○な○ら○ぬ○、

凡○そ○説○客○の○務○め○と○す○る○所○は○、説○く○所○の○先○方○の○人○の○、矜○り○と○し○て○居○る○所○を○ば○飾○り○て○や○つ○て○、
 其○の○耻○と○し○て○居○る○所○を○ば○、消○滅○し○て○や○る○こ○と○を○知○る○に○在○る○の○だ○、彼○説○く○所○の○人○に○、至○急○に○
 な○さ○ね○ば○な○ら○ぬ○私○事○あ○る○な○ら○ば○、必○ず○公○や○け○な○る○義○理○を○述○べ○、之○れ○を○示○し○て○勉○強○さ○せ○る○や○
 う○に○す○る○、先○方○の○人○は○そ○れ○が○た○め○に○、其○意○志○が○下○向○に○な○つ○た○が○、そ○れ○で○も○斷○然○と○止○め○る○こ○
 と○が○出○來○ね○ば○、説○く○も○の○は○因○つ○て○之○れ○が○た○め○に○、其○の○美○を○何○處○ま○で○も○か○ざ○つ○て○く○れ○て○、其○
 の○公○義○を○爲○さ○さ○る○こ○と○を○少○と○せ○ね○ば○な○ら○ぬ○、其○の○人○の○心○が○、實○に○高○尚○な○と○ころ○が○あ○る○け○れ○
 ど○も○、實○質○は○之○れ○に○及○ぶ○こ○と○能○は○ね○ば○、説○く○も○の○は○之○は○が○た○め○に○、其○の○過○失○を○あ○げ○、其○の○
 罪○惡○を○示○め○し○て○、其○の○過○惡○を○行○は○さ○る○こ○と○を○、多○と○し○な○け○れ○ば○な○ら○ぬ○、若○し○矜○る○に○智○能○を○
 以○て○せ○ん○と○欲○す○る○や○う○な○こ○と○あ○ら○ば○、我○は○之○れ○が○た○め○に○異○れ○る○事○の○、類○を○同○ふ○し○て○居○る○も○
 の○を○舉○げ○示○め○し○、多○く○之○れ○が○地○位○を○な○し○て○や○り○、之○れ○を○し○て○説○を○我○に○取○ら○し○む○る○や○う○に○し○

て○居○て○、我○は○佯○は○り○て○知○ら○ぬ○風○を○な○し○て○、以○て○其○の○智○を○た○す○け○て○や○る○の○で○あ○る○、又○内○々○に○、
 相○存○恤○せ○ん○と○欲○す○る○所○あ○り○て○、云○々○す○る○所○あ○ら○ば○、必○ず○美○名○を○以○て○之○れ○を○あ○さ○ら○か○に○し○て○、
 其○の○事○を○助○成○し○、而○し○て○其○の○事○を○成○せ○ば○、私○利○に○合○へ○る○こ○と○を○微○見○す○べ○き○で○あ○る○、微○見○と○
 は○、言○外○に○隠○々○し○て○、其○れ○を○し○て○思○ふ○て○之○れ○を○自○得○せ○し○む○る○を○云○ふ○、又○危○殆○に○し○て○害○を○受○
 くる○や○う○な○事○を○陳○べ○ん○と○欲○す○る○と○き○は○、其○の○世○人○よ○り○毀○誹○を○受○く○べ○き○こ○と○を○あ○ら○は○し○て○、
 其○の○私○の○患○害○を○な○す○べ○き○こ○と○を○微○見○す○へ○き○で○あ○る○、別○々○な○人○が○、與○に○行○事○を○同○じ○く○せ○る○も○
 の○を○譽○め○、別○々○な○事○が○、與○に○計○畫○を○同○じ○く○せ○る○も○の○を○規○す○に○、與○に○け○が○れ○を○同○ふ○せ○る○も○
 の○に○對○し○て○は○、必○ず○大○い○に○其○の○傷○心○す○る○こ○と○を○か○さ○り○て○や○れ○、與○に○失○敗○を○同○じ○く○す○る○も○の○に○
 對○し○て○は○、必○ず○明○ら○か○に○其○の○失○敗○な○き○こ○と○を○か○さ○り○て○や○れ○、又○彼○自○か○ら○其○の○力○量○を○多○な○り○
 と○し○て○居○る○な○ら○ば○、其○の○彼○の○爲○し○が○た○さ○も○の○を○以○て○、之○れ○を○礙○げ○て○は○な○ら○ぬ○、又○自○か○ら○其○
 決○断○を○以○て○勇○決○な○り○と○し○て○誇○ら○ば○、そ○れ○に○敵○す○る○人○を○あ○げ○て○、之○れ○に○忿○怒○さ○せ○て○は○な○ら○ぬ○、
 又○自○か○ら○其○の○計○畫○を○智○な○り○と○し○て○誇○ら○ば○、其○の○失○敗○す○べ○き○所○を○以○て○、之○れ○を○窮○迫○し○て○は○な○
 ら○ぬ○、大○に○し○て○見○る○べ○き○意○見○に○は○、拂○り○た○り○逆○つ○た○り○す○る○所○の○な○い○も○の○で○あ○る○、辭○言○の○純○
 粹○な○る○も○の○に○は○、攻○撃○す○る○も○の○も○、揣摩○す○る○も○の○も○な○い○も○の○で○あ○る○、斯○く○の○如○く○に○し○て○然○

る後、極めて智術も辯論も馳騁させることが出来る、此の道さへ得れば、人主に親近せられて疑はるゝことはない、さうして言語も亦、十分に之れを盡くすことが出来る、
 ひかし伊尹は宰となりて肉を料理し、百里奚は故意とらはれ人となりて、秦の穆公を干したのは、皆其の上の人に、干ひる所のあつたからである、此のふたりの人は、皆聖人と言はれて居る人じや、然るに猶ほ身體を使役して、進まなければならぬこと、此の如く其れ汚れたりとすれば、今吾等の如き普通の人間は、言語を以て宰虜となつてはづかしめられても、其の言語さへ聴用せられて、世の中を振救することを得れば、此れ決してよく仕ふるものゝ、耻辱とすべき所ではないのである、夫れ日をむなしくし久しきを経て、君のめぐみも既にあまねく行き届き深く計りても疑はれることなく、古義を引いて争ふても罪せられることなれば、利害を明瞭に判断して其の功を致し、是非を正直に指摘して其の身をかざり、何處までも是を以て相持して變はることなれば、此れ游説の成功したものである、

昔者鄭の武公は胡を伐たんとされた、だから先づ其の女を以て胡の君に妻はし、以て其の意を娛ませた、因て群臣を集めて問ふた、吾兵力を以て他の國を伐ちたいと思ふが、いつ

れの國を伐つたらよからう、大夫闞其思對へて曰く、左様、胡の國が伐つべきものと思ひます、すると武公は怒りて闞其思を誅戮して曰ふ、胡の國は兄弟の國じや、それに子は之れを伐つと云ふは何故ぞと、胡の君は之れをさして、鄭を以て己に親しむものとして、遂に鄭に備へぬやうになつた、そこで鄭人は胡を襲ふて、其の土地を取つた、又宋の國に富める人があつた、ある日雨が降りて牆が破れた、其の子の曰ふ、牆の破れを築き直さねば、さつと盜賊が這入るであらうと、其の隣家の人の父親も、亦注意してくれた、ところが日が暮れにから、果して大いに其の財物を亡つた、そこで其の家族共は、甚だ自分の子を智者なりとして、隣家の父親を疑がつた、此のふたりの意見は皆理に當りて居る、然るに交情の厚きものは誅戮せられ、薄きものは疑はれた、だから智術の六かしいのではない、智術の用ゐる方が、六かしいと云ふのである、故に繞朝の言は旨く當りて、晋には聖人と言はれたけれども、秦には誅戮せられてしまつた、此れは游説の士の察しなくてはならぬ所じや、(左傳に、晋、魏壽餘をして魏を以て叛むくものと僞はり、以て士會を誘はしむ、士會行く、繞朝之れに贈るに策を以てして曰く、子、秦に人なしと言ふこと勿れ、吾が謀適に用ゐられざる也とあり)

昔者彌子瑕衛君に愛寵あつた、衛國の法に、窮かに君の車に駕するものは、其の罪別さらると云ふ個條がある、ある日彌子瑕の母病んだ、人がそれをさきて、夜馳せ往きて彌子に告げた、彌子は君の命なりと偽はり、命をなめて君の車に駕し、以て出でて母を見舞つた、衛君はその事をさかれ、之れを賢として仰せられるには、孝なるかな、母の病氣を見舞ふために、其の刑をさらるゝ罪を忘れたと、異日君と果園に遊び、桃を食つて見るに甘かつた、みんな食つてしまはず、其の半分の喰ひのこしを以て君に啗はせた、君曰く、我を愛してくれるかな、其の口で味はへることを忘れて、寡人に啗はせてくれたと、彌子の色衰へて、愛情の弛むに及び、罪を君に得た、君曰ふ、是れ嘗つて我が命を矯め、吾が車に駕した奴じや、又嘗つて我に啗はせるに、その喰ひのこしの桃を以つてした奴じやと、故に彌子の行狀は、未だ始めに變じたのではないけれども、以前に賢とせられた所以も、後には罪を得るやうになつたは、愛憎の心の變じた爲めである、故に主人に愛情があれば、智が當りて益々親しみを加へ、主人に憎む心があれば、智が當らぬのに、罪せられて疎外せられる、故に諫説談論の士は、愛憎の變ずる主人の心を察して、而して後に説かねばならぬのだ、夫れ龍と云ふ蟲は、柔和にして狎らせば騎ることの出来るものじや、されど其の

喉の下に、逆さな鱗のさしわたり一尺ばかりなものがある、若し人が之れにふれることあれば、必ず人の一命を取る、人主にも亦逆鱗がある、説くものが甘く人主に説いて、よくその逆鱗にふれることなければ、善く諫説するに幾しと云ふことを得る、

第十三 和氏

此れ人主臣を御するに、忠誑を見分くる能はざれば、人臣の和氏たらざるもの、殆んと希れるなりと説破したのてある、

楚の國の人に、卞和と云ふ人があつた、玉璞を楚山の中から（璞はアラタマとて、玉の未だみがさるるものを云ふ）搜し出し、持ちて来て厲王に献上した、そこで厲王は之れを玉人に見せしむると、玉人は石じやと云ふ、王は卞和を以て己をたぶらかせるものとなし、其の左足を削きつてしまつた、厲王が薨じて、武王が位に即くに及び、卞和は又其の璞を持參して、之れを武王に獻じた、武王は玉人に之れを鑑定させた、又曰ふ、石じやと、王又卞和を以て己をたぶらかすものとなし、其の右足を削きつてしまつた、武王が薨じて、文王が位に即かれた、卞和は乃ち其の璞を抱いて、楚山の下にて哭泣し、三日三夜泣き通して、涙がつきて之れに繼ぐに血を以てした、文王は之れをさき、人をして其の故を問はしめて曰ふ、天下の削さらるるものは、随分と多いことであるが、あまへはどうして其の哭泣することの、斯く悲しいのであるかと言はしめた、卞和曰ふ、吾はアシきられしを悲しむのではない、夫の寶玉にして居て、之れを題するに石を以てし、貞士であるのに、之

れに名くるに誰を以てされたを悲しむのである、吾が悲しみの悲しさは、此れがためじやと答へた、王はそこで玉人をして其の璞を理め、遂に寶玉を得て、之れを命じて和氏の璧と云ふた、さて珠玉は、人主の之れを得るに急にする所じや、卞和が璞を獻じて、未だ美ならざる璞にせよ、未だ人主の害をなしたのではない、然るに猶ほ兩足が斬られて、寶玉が乃ち論定された、寶と云ふものを論定するには、此の如くに六かしいものじや、人主の法術に於けるも、未だ必ずしも、和氏の璧を求むるが如く、急なることではないのだ、さうしたならば、どうして群臣士民の私利を替ひを禁止されやうぞ、して見れば、有道者の誅戮せられざるは、特に帝王の璞は、未だ獻せられない譯であらう、人主が術を用ゆれば、大臣が擅断することを得ぬ、近習が敢へて重權を賣りものにされぬ、官制に法術を行へば、游民は農作に趨りてなまけるものはなく、（浮萌は游民を云ふ）浮浪の士は戰陣に臨んで一命を危くする、して見れば法術と云ふものは、乃ち群臣士民の禍殃として憎む所のものである、されば人主が、よく大臣の議に反對し、士民の誹謗を乗り越へ、ひとり有道者の言を親しみて、之れを聽用するにあらざれば、法術の士は死亡に至るまで、其の道はキツト論定されぬのであらう、昔者吳起と云ふ人は、楚の悼王に教ゆるに、楚國の風

俗を以てして曰ふやう、大臣の權は太だ重く、封君の類がはなはだ衆く、若し此の如くにして止まずんば、上は人主におし逼まり、下は下民を虐待するであらう、此れ國を貧乏にし、兵を懦弱ならしむる道である、如かず封君の子孫は、三世にして爵祿を取り上げ、百吏の祿秩をば絶滅し、急要にあらざる枝葉のやうな役人をへらし、以て選み出した練習の兵士に支給する方がよろしいと、悼王は之れを行ふて、一年ばかりにして薨せられた、すると國人はむらがり起り、吳起を四方から攻る立て、遂に其のからだを枝解してしまつた、枝解とは、手は手、足は足と、四肢を切りはなすを云ふのだ、商君は秦の孝公に教へ、十家五家と相連結せしめ、若し罪を犯すもの一人あるときは、十家若くは五家連坐するやうになせしのである、又人の罪を告ぐるものは賞を受け、告げざるものは腰斬するなどの刑があつた、それから詩經書經などを燬いてしまつて、法令のみを天下にあきらかにされた、又私門の請謁を塞ぎ、公家の勤勞に服せしめ、遊散して官を求むる民を禁じて、農作に従事し、戰闘に服役する士をあらはすやうにした、孝公は之れを行ひ、人主は以て尊貴にして安泰となり、國家は以て富んで強くなつた、八年にして孝公は薨せられ、商君は國人の怒りにふれ、遂に秦に車さきにされて死んだ、楚で吳起を用ゐるならば、國は削られて亂れて居たらう、秦が商君の法を行つた爲めに、富んで且つ強くなつた、二子の言ふ所は、既に理に當て居る、而るに吳起は枝解され、商鞅は車裂されたは何故であらうか、大臣が法に苦るしんで、細民が治を悪くんだからである、當今の世は、大臣は重權を貪ほり、細民は亂虐に安心して居ること、秦楚の風俗よりも甚だしい、然るに人主中に、悼王孝公の如く聽用する人がなくては、法術の士、どうして能く二子の危險を蒙むることを得んやじや、さうして自己の法術を天下にあきらかにせんやじや、此れ世の中が亂だれて、霸王のなき所以である、

第十四 姦切弑臣

此れは、人主たるものが、法術を身にせざれば、奸姦のために、切弑の災を取るものじやと云ふことを、説き
道べられたのである、

凡そ姦邪の臣は、皆人主の心に順ひ、以て親しみて寵幸せらる、勢力を取らんとするもの
である、是を以て人主の善とする所は、姦臣は従つて之れを譽め、人主の憎む所は、姦臣
は、因て之れをそしる、凡そ人の大體は、取捨する所同じきものは、相是とするものであ
る、取捨する所異なるものは、相非とするものである、今人臣のほむる所は、人主の是と
る所である、此れ之れを同じく取ると云ふ、人臣のそしる所は、人主の非とする所である、
此れ之れを同じく舍てると云ふ、夫れ取る所と舍つる所と合つてゐるのに、相與に逆らつて
ゐるものは、未だ嘗て聞かぬ所じや、此れ人臣の信幸せらるゝ所以の道である、
夫れ姦臣と云ふものは、人主に信幸せらるゝ、勢力に乘じ、毀譽を以て群臣を進退することを
得るものである、然るに人主は、術數があつて之れを制御するのでもない、參酌驗査して
之れをつまびらかにするのでもない、必ず姦の己の心に合へる所を以て、今の言語を信ぜ

んとするのである、此れ幸臣の人主を欺むきて、私を成すことを得る所以である、故に人
主は必ず上に欺むかれて、人臣は必ず下に重ぜらるゝものじや、此れを主命をほしいまゝ
にする人臣と云ふのである、國に主命をほしいまゝにする臣があれば、群下は其の知力を
つくして以て、其の忠心を陳ぶることを得ぬものじや、百官の役人共は法令を奉じて、其
の功を致すことを得ぬものじや、
何を以て之れをあきらかにするか、夫れ安泰にして利益のあるものには就き従へ、危殆に
して損害のある所は逃げ去るは、此れ人の情なのである、今人臣となつて、力をつくして
以て功を致し、智をつくして以て忠を陳ぶるものは、其の身困しんで其の家がまづしく、
父子は其の害に罹ると云ふに、姦利をなして以て人主の耳目を蔽ひ、財貨を行つて以て貴
重の臣に奉事するものは、其の身が尊く其家が富み、父子は其の恩澤を被むりて居ると云
はゞ、世間の人がどうしてよく、安泰にして利益のある道を去りて、危殆にして損害のあ
る處に就かんやである、國を治むるに此の如く其れあやまつてゐる、而るに上のもものは下
のものゝ姦なく、役人共の法令を奉ずることを欲するは、其の得られぬことは亦明瞭なこ
とじや、故に左右にある人々は、いくら貞信でも、以て安利を得られぬと云ふことを知つ

て居るから、必ず曰ふてあらう、我は忠信を以て上に事へ、功勞を積んで安泰ならんことを求むるのだが、是れはちやうど、盲目が黑白の情を知らんとするやうなものじや、必ず期待されぬことじや、若し道化を以て正理を行ひ、富貴にも趨らずして、上に事へて安泰を求むるは、是れ丁度聲チヤウソウのものが、清濁の聲をつまびらかにせんと欲するやうなもので、いよく期待されぬことじや、此の二つのものは到底安泰を得られぬことじやとすれば、どうしてよく相一致共同して主上の明を蔽ふて姦私を爲し、以て重人の氣に適するやうにすることなしとされやうや、此れ必ず人主の義などを顧みては居られぬこととなる、其の百官の吏も、亦方正の以て安泰を得べからざることを知つてゐるから、必ず曰ふてあらう、我清廉を以て上に事へて安泰を求むるは、規矩がなくて方圓をつくらんとするやうなものじや、必ず期待されぬことじや、若し法令を守りて朋黨せざるを以て、官を治めて安泰を求むるとせば、是れ丁度足チヤウソクを以て、頂を搔かんとするやうなものだ、いよく期待されぬことである、ふたつのものは到底得られぬ、どうしてよく法を廢し、私を行ひて以て、重人の心に適するやうにすることなからんや、此れ必ず君上の法を顧みぬこととなる、故に私を以て重人のためにするものは衆くして、法を以て君に事へるものは少ない、是を以

て人主は上に孤獨にして居て、臣下のものは下に黨を立て、居る、此れ田成の簡公を弑した所以である、非道なる地位に居て、衆くの人々の口から讒言せられ、當世流俗の言語に惑溺して、威權の嚴たる天子にあたりて、身の安泰を求めんと欲するは、幾んど亦難きことではあるまいか、此れかの智術の士の、死ぬるまで世の中にあらはれざる所以であらう、楚の莊王の弟春申君に、愛妾があつて余と曰ふた、春申君の正妻の子を甲と云ふた、愛妾の余は、春申君の其の正妻を棄てんことを欲し、因て自から其のからだにきずをつけ、春申君に見せて泣いて曰ふた、君の愛妾たることを得たは幸甚じや、されど夫人の意にかなふやうにすれば、君に事ふる所以ではない、君の心にかなふやうにすれば、夫人に事ふる所以ではない、妾の身はモト不肖である、力は逆も二主にかなふやうにすることは出来ぬ、其の勢ひ共にどちらへもかなふことはならぬ、其の夫人の所において死せんよりは、君の前で死を賜ふた方がましてある、願くば君必ず之れを察せよ、人の笑ひの種となりてはならぬとやつた、春申君はその言に因り、愛妾余のいつはりのコトバを信じ、それがために正妻を棄て、しまつた、愛妾の余は、又も甲を殺してからに、自分の子を以て後嗣となさんと欲し、因

て自分で其親身衣の裏を裂き、(親身衣は、身に近きツギを云ふ)それを以て春申君に示して泣いて曰く、余の君の寵幸を得て居るは、随分と日の失しきことである、甲の知らぬ筈がない、今無理に余に戯むれんとした、余のために之れを争ふて、余の衣を裂くに至つた、此れ子としての不孝、此れより大なるものはないと諷した、春申君は怒りて甲を殺してしまつた、故に正妻は愛妾余のいつはりを以て棄られ、さうして其の子は又之れを以て死んでしまつた、是によりて之れを観れば、父の子を愛するの情は、誹毀を以て害することは出来る、人君と人臣の相くみするや、父子の親しみある譯ではない、而るに群臣の毀言は、特に一人の愛妾の、口位なものではない、何にもかの聖賢方の、戮死したのを怪しむに足らぬ、此れ商君の秦に車裂された所以じや、呉起の楚に枝解された所以じや、凡そ人臣なるものは、罪があつても固より誅せらるゝことを欲せぬ、ところが功なきものも皆身の尊顯ならんことを欲して居る、而るに聖人の國を治めらるゝや、賞は決して功なきものに加へず、誅は必ず罪あるものに行ふ、して見れば術數あるものゝ人臣たるや、固より左右姦臣の忌害とする所じや、明主でなくては、迎も聽用する所ではない、夫れ有術者の人臣たるや、法度術數の言を效すことを得る、上に主法をあらかにし、下

は姦臣を困しめて、以て人主を尊くし國家を安んじて居る、是を以て法度術數の言を、前に效すことを得ば、賞罰は必ず後に用ゆるやうになる、人主が誠によく聖人の術に明らかにして、世俗の言に拘繫せられず、名實に循つて是非を定め、(名に循つて實を責むるは、君の事なり、法を奉して令を宣ぶるは、臣の職なり)參驗に因りて言辭を審らかにするやうにする、さうすれば左右近習の臣も、偽詐の以て安泰を得られぬと云ふことを知るから、必ず曰ふであらう、我姦私の行ひを棄て去り、力を盡くし智をつくして、以て人主に事へずして、乃ち相與に一致共同して相助け合ひ、妄りに毀譽して安泰を求むるは、是れ丁度千鈞の重サあるものを負ひて、不測の淵に落ちり、以て生さんことを求むるやうなものじや、必ず期待せられぬことである、百官の役人共も亦、姦利を爲すの安泰を得べからざることを知つて居る、だから必ず曰ふであらう、我清廉方正を以て法令を奉せず、乃ち貪りて汚らはしき心を以て、法を枉げて以て私利を取つて居るは、是れ丁度高き陵のいたゞきになり、峻はしき谿の下に墮ちて、生さんことを求むるやうなものじや、必ず期待されぬことである、國家安危の道は、此の如く其れ明瞭である、左右のもの共がどうして能く、虚言を以て人主を惑はされやうや、百官はどうして敢へて、貪漁を以て下に居られやうを、

(貪漁とは、貪りてアサリまはるを云ふ)是を以て臣下は其の忠義を陳ぶることを得て蔽はれることなく、下民は其の職業を守ることを得て、怨みることはない、此れ管の齊を治めた所以である、商君の秦國を疆よくした所以である、是れによりて之れを見れば、聖人の國を治むるや、モト人をして、我を愛せねばならぬやうにする道があるのだ、さうして人の愛を以て我がためにするを恃まぬのだ、若し人の愛を以て我がためにするを恃むときは、實に危険である、吾の爲めにせざるべからざるを恃むものは安全である、

夫れ君臣と云ふものは、骨肉の親しみのある譯ではない、正直の道で、利を得られる時は、臣は力をつくして人主に事へ、正直の道で、安全を得られぬときは、臣は私を行ひて上に干ひる所がある、明主は之れを知つて居る、故に利害の道を設けて以て、天下に示されたのである、是を以て人主は、口に百官を教へられることもなく、目に姦表を索めらるゝこともないが、併し國は已に治まつて居る、人主は、其の目が離婁の如きあきらかなものではない、其の耳が師曠の如きさときものでもない、目は必ず其の數に任せずして、目の力を待ちて明を爲すときは、見る所の範圍が少ない、是れ物に蔽はれざるの術である、耳は必らず其勢に因らずして、耳の力を待ちて聰をなすときは、其の聞く所が至りて少ない、

是れ物に欺むかざるの道である、明主は、天下をして己の視をなさざるを得ざらしめ、天下をして己の聰をなさざるを得ざらしむる、故に自己の身は深宮の中に在りて、其の明が四海の内を照らして、天下が蔽ふことも出来ず、欺むくことも出来ぬは、何と云ふ譯であらう、闇らくして亂るゝと云ふ道が廢されて、聰明の勢が興きたためである、故に勢にまかせるものは國が安全で、其勢に因ることを知らざるものは、國が危殆である、古へ秦の風俗は、君臣は法を廢して私利にばかりついて居た、是を以て國は亂れ兵は弱くして、人主は卑しかつたのだ、商君は秦の孝公に説き、法令を變じ、風俗を易へ、公道をあきらかにし、姦を告ぐるものを賞し、末作(商業にばかり力を致して、耕作を勤めざるを云ふ)にうき身をやつして居るものを困めて、本事に力をつくすを利とするものじやと云ふことを以てした(本事とは、農耕を云ふ)此の時に當り、秦の人民は、故の風俗の、罪があつても免がるゝことを得べく、功がなくても尊顯なることを得べきに習ひ、新法令を何んとも思はなんだ、故にかるゝしく新法を犯すものが多かつた、是に於いて法を犯すものは、其の誅罰は重くして且つさつとくる、之れを告ぐるものは、(姦を告ぐるもの)其の賞は厚くして且つ信實じや、故に姦をなせるものは得ざることなく、刑罰を受くるものが衆い、

下民はにくみ怨らんで、多くの過惡が日々に聞えてくる、されど孝公は人の言ふことをきかず、遂に商君の法を行つた、下民は後に至りて、有罪の必ず誅せらるゝことを知つて、人の姦を告ぐるものが衆くなつた、故に下民は犯すものがなくなつて、其刑を加はへる所がなくなつた、是を以て國が治りて兵がよよく、土地が一統して人主が尊とくなつた、此れ其の然る所以のものは、人の罪をかくすの罰が重くして、人の姦を告ぐるの賞が厚いからである、此れも亦天下の人々をして、必ず己が視聽に視聽丈のはたらきを爲さしむる道なのである、至治の法術は既にあきらかになつた、而るに世の學者は之れを知らぬ、且つ夫れ世の愚學者は、皆治亂の實情を知らぬ、だから多言妄語して、(誦は多言の貌、諛は妄語の貌)多く先古の事をそらんじ、以て當世の治を亂して居る、智慮はあれども淺近にして、弊井にあつる殃を避くることが出來ぬ、又妄りに有術の士をそしりて、三文の價へのないやうに云つて居る、だから其言を聽用するものは危殆に、其の計略を用ゆるものは亂れる、此れ亦愚の至大なるものにて、患ひの至甚なるものである、俱に有術の士と、談説の名があれども、實は相去ること千萬里にも及んで居る、此れ其の名目は同じであるけれども、實物は異なる所があるのである、夫の世の愚學の人を、有術の士に比較するに、

ちやうど蠅蟻を大陵にくらべたやうなものじや、其の相去ることは遠い、さうして聖人は、是非の實を審からに考へ、治亂の情を深く察する、故に其の國を治むるや、明法を正たしくし、嚴刑を陳べて將さにそれを以て、群生の亂を救ひ、天下の禍を去らんとするのだ、そらして強者をして弱者を凌がしめず、衆族をして寡黨を苦しめず、耆老は志を遂ぐるを得、幼孤は年を長ずることを得、邊境は人に侵さるゝことなく、君臣は相親しみ、父子は相保持して、死亡繫虜せらるゝの心配はない、此れ亦治功の至厚なるものである、愚人は此の本意を知らず、かへつてこれを以て暴制として居る、愚者はモトヨリ治を欲して居て、其の治まる所以を惡むものである、危きを惡くんで、其の危き所以を喜ぶものである、何を以て之れを知つたか、夫れ嚴刑重罰は下民の惡む所じや、而して國の治まる所以は此れである、百姓をあはれんでやつて、刑罰を軽くするものは、下民の喜ぶ所である、而して國の危き所以は此れである、聖人は法を國に爲す人じや、必ず世俗に逆らつても、道徳に順ふものじや、之れを知るものは、義に同意して世俗に離れる、之れを知らざるものは、義にはなれて世俗に同意する、併し天下に之れを知るものが少ないからして、義と云ふものも非とせらるゝのじや、世の學術の士は、人主に説くに、威嚴の勢に乗じて、姦叢の臣

を困むると言はず、みな仁義惠愛のみと云ふて居るばかりじや、世主は仁義の名を美なりとして、其の實物を察せぬ、是を以て大なるものは、國亡び身死するの厄にあひ、小なるものは、土地削られ君主いやしめらるゝの災を見る、何を以て之れをあきらかにする、夫れ貧乏ものに施與する者は、世間の所謂仁義じや、百姓をあはれみ、誅罰を加ふるに忍びざるものは、世間の所謂惠愛である、夫れ貧困者に施與することありとすれば、功なきもの賞を得ることとなる、罪あるものに、誅罰を加ふるに忍びずとすれば暴亂のもの止まざる心配がある、國に功なくして賞を得るものあれば、下民は、外は敵に當り首を斬ることをせず、内は、力を山野につくして、疾く耕作することを急にせぬやうになる、のみならず、皆貨財を行ひ、富貴を事とし、私の善事をなし、ほまれを世に立て、以て、尊官厚祿を取らんと欲する、故に姦私の臣はいよく衆くして、暴亂の徒がいよく勝つてくる、滅亡せずして何を待たるべきぞ、

夫れ嚴刑は、下民の畏怖する所である、重罰は、下民の憎惡する所である、故に聖人は其の畏るゝ所を陳べて、以て其の姦をなすを禁ずる、其の憎む所を設けて、以て其の姦をなすを防ぐ、是を以て國內が安平にして、暴亂が起らぬ、吾是を以て、仁義惠愛の用ゆるに足らざることをあきらかにし、嚴刑重罰の國を治むるに足れることをあきらかにす、極策(馬鞭)の威力を借ることなく、銜轅(馬のちもがい、くつわを云ふ)の防備をかるゝこと

となければ、造父の如き良御者でも、馬を服従させることは出来ぬ、規矩の法式と、繩墨の端正とがなければ、王爾の如き名匠でも、方圓を成すことは出来ぬ、威嚴の勢力と、賞罰の明法とがなければ、堯舜といへども、治平を爲すことは出来ぬ、今世主は皆、重罰嚴誅を輕んじ釋て、愛惠のみを行つて居るから、霸王の功も亦期待すべからざるることなる、故に善く主たるものは、賞を明らかにし利を設けて之れを勸め、下民を使ふに功賞を以てして、仁義と云ふ名目で人に物を賜はぬ、刑を嚴にし罰を重くして之れを禁め下民を使ふに罪誅を以てして、愛惠を以て其の罪をゆるさぬ、是を以て功なきものは賞を望まずして罪あるものは免るゝを幸はぬ、犀車(堅車)良馬の上に身を託すれば、陸上にては坂阻の患ひをも、容易に犯すことが出来る、舟の安全に乗り、楫の利便を手に入れば、水上にては江河の難をもわたることが出来る、法術の數を操りて、重罰嚴誅を行ふときは、以て霸王の功を致すことが出来る、國を治むるに法術賞罰あるは、猶ほ陸行に犀車良馬あり、水行に輕舟便楫あるやうなものじや、之れに乗るものは遂に其の目的を成すことが出来る

伊尹は之れを得た爲め、殷湯は以て王となり、管仲之れを得た爲め、齊桓は以て覇となり、商君は之れを得てからに、秦は以て強國となつた、此三人のものは、皆霸王の術に明らかに、治強の數につまびらかにして、世俗の言に牽引せられぬからである、當世明主の意にかなふときは、直ちに布衣の士に任命して、立どころに卿相の功をなさしむるやうにする、位に居て國を治むれば、人主を尊くし、土地を廣むるの事實がある、此れ之れを貴重するに足れる臣と云ふのじや、湯は伊尹を得て、百里の地を以て直ちに天子となつた、桓公は管仲を得て、立どころに五霸の主となつた、さうして諸侯を九合し、天下を一匡する大功を奏した、孝公は商君を得、土地は以てひろく、兵士は以て強くなつた、故に忠臣あるものは、外に敵國の心配がなく、内に亂臣の憂ひがなく、長く天下を安んじて、其の名が後世にまで傳はる、所謂忠臣である、夫の豫讓の智伯の臣たるが如きは、上は人主に説いて、之れをして法術度數の理を明らかにし、以つて禍難の心配を避けしむることが出來ず、下は其人衆をうまくひきまはして、以て其の國を安んずることが出來ず、襄子の智伯を殺すに及び、豫讓は乃ち自からイレンズミ（鯨）し、ハナキリ（刺）て、其のかほかたちをやぶり、以て智伯のために襄子に仇をかへさふうとした、是れは形ちを殘ひ身を殺して、

以つて人主のためにするの名があつて見たところで、其の實を云へば、智伯の身に利益あること、秋に於ける獸の、毛の末ほどもない、此れは吾の下としていやしむ所である、而るに世の人主と言はれる人は、みな之れを以て患となして、其の義を高しとしてほめて居る、古へに伯夷叔齊と云ふものがあつた、周の武王は之れに讓づるに天下を以てしたが、受け取らぬ、そして二人は首陽の陵上に於いて餓死してしまつた、此の臣の若きは、重誅をも畏れぬ、重賞をも利とせぬ、罰を以て禁ずることはならぬ、賞を以て使ふこともならぬ、此れ之れを無益の臣と云ふのだ、だから吾は其の所爲を少として、去る所の人である、而るに世間の人主は其所爲を多として、之れをたづぬ搜して居る、世の諺にも云ふてある、癩病やみが國主の不幸を憐れひと、此れ人主に對して、實に不恭千萬な言語である、去りながら、古へには虚空なるコトツザは一つもない、この所を深く察しなければならぬ、是れは世間の人主の、劫殺されたり死亡したりするは、癩病のものにも劣つてゐると云ふことを、言ふたのである、世間の人主に、法術と云ふものゝ、其の臣下を制御するものがない、長年をして、おがたかたちが立派でも、大臣は猶ほ、勢力を得て事を思ふまゝにし、決断をつかさどつて、各々其の私事の至急なるものをしやうとしてゐる、さうして恐

る、所は、父兄や豪傑の士が人主の力を借りて、自己の爲す所を禁止したり、又誅戮を加へたりすることを恐れる、故に賢にして長者をば弑してからに、幼弱にして事を辨せざるものを立て、正しき嫡子を廢して、不義な妾腹の子などを立てやうとする、故に春秋に之れを記載して云ふ、楚の王子圍、將さに鄭の國に使聘たらんとした、未だ國境を出でざるに、王の病氣づいたと云ふことをきき、直ちにかへつてきて、因て内に入りて病體を問ひ、因て其の冠のヒモを以つて、王を絞りて之れを殺してしまつた、さうして自分がひとり立つて國王となつた、又齊の崔杼の妻は美であつた、而るに莊公は之れに通じて、しばしば崔氏の室に如つた、ある日公往くに及び、崔子の徒賈擧と云ふもの、崔子の與黨を率ひて、公を攻めた、公は室の内に逃げ入つて、之れと國を分けやうと云ふた、崔子は許さぬ、宗廟内にて自刃せんと請ふた、崔子は又さかぬ、公はそこでかけ出して、北方の牆を越へた、賈擧は公を射て、其の股にあてた、そこで公は牆より墜ちた、すると崔子のナカマは、戈を以て公を斫りて之れを死した、さうしてその弟景公を立て、齊に王たらしめた、近代に見る所では、李兌の趙に用ゐらるゝや、主父を砂丘に餓して何ひとつ喰せぬ、百日かゝつて死んだ、綽齒の齊に用ゐらるゝや、其の君湣王の筋を抜き取り、之れを宗廟の梁にかけさ

せた、一晚にして死なれた、斯く世の人主と云ふものは不幸だ、だから癩病はいやな病氣で、はれたり、くさつたりして、實に見られぬけれども、上は春秋の出來事(子圍、崔杼)に比するに、未だ頸を絞められるの、股を射らるゝのと云ふ悲劇に至らぬ、下は近世の事にくらべるに、未だ餓死するの、筋を抜かれて死ぬのと云ふことに至らぬ、故に劫殺死亡の君は、此れ其の心の愛懼と、形の苦痛とを思へば、必ず癩病者より甚だしき愛懼苦痛あるに相違ない、此に由りて之れを見れば、癩病やみが帝王の不幸を憐れむと云ふてもよからう、

第十五 亡徵

此れ邦國の亡徵四十七を擧げて、人主に注意を興へたるもの、原注に云ふ、凡そ四十七亡徵にして、末數語を以て之れを結束す、亦古今の奇觀なりと、陳深云ふ、前排後總、體法甚だ奇と、

凡そ人主の國が小であるのに、大臣の家が大きかつたり、人主の權が輕いのに、大臣の權が重きものは、亡ぶべきものじや、法令禁制を簡略にして、智謀思慮のみを務めしたり、封内を荒廢させて、隣邦の應援ばかりを恃みとして居るものは、亡ぶべきものじや、群臣が學問をしたり、卿の適子が辯論を好んだり、商賈が國外に財を積んで、小民の國內に困苦するものは、亡ぶべきものじや、宮室、臺榭、陂池を好み、車服、器玩の好きを事とし、百姓をつからしたり、貨財をちらしたりするものは、亡ぶべきものじや、時日を用ゐて占侯したり、鬼神に事へて福を求めたり、卜筮を信じて祭祀を好んだりするものは、亡ぶべきものじや、多くの人のコトバを以て參酌驗商せず、一人を用ゐて門戸となすものは、(出入進退すべて一人の言に由るを言ふ)亡ぶべきものじや、官職を求むるときは重人につき、て求むべく、爵祿を得るには貨財を以て得べきものは、亡ぶべきものじや、心がゆるくし

て成算なく、グニヤクして果斷なく、好惡のさまりなくして、一定せる立場のなきものは、亡ぶべきものじや、むさぼり取りて厭くことなく、利益に近づきて得ることばかりを好むものは、亡ぶべきものじや、みだりに刑罰を行ふことを喜んで、法を用ゆるに周密ならず、辯説を好んで其の用途を求めず、うるはしくかざることにばかり耽けりて、其の功果を顧みざるものは、亡ぶべきものじや、淺薄にして何處からも見易く、物事を人にもらして藏することなく、周密に注意することが出來ずして、群臣の語を甲から乙、乙から甲へと通ずるものは、亡ぶべきものじや、狼戾剛情にして人と和せず、人の諫めにもどりて勝つことを好み、社稷を顧みずして輕動し、又自から信じて疑はざるものは、亡ぶべきものじや、實際ある國々の救援を力にたのみて、近隣の國々を馬鹿にし、強大なる味方の救助を估みて、我に迫まる所の國を輕侮するものは、亡ぶべきものじや、たび(羈旅)の人や、かりすまゐ(僑士)して居る人士は、其の輜重や妻子をば、大抵國外においてからに、其の身はかり來て居るものが多い、ところかその人々か、上は國家の謀計に關係して居る、又下は下民の事件に干與して居る、斯く無責任な人々が國事にたちさはつて居るやうな國は、亡ぶべきものである、人民は其の宰相のみを信用して、下のもの一體に、其の人主を

心よく思はぬものがある、而るに人主は其の宰相を愛し且つ信じて、之れを廢することの出来ぬものは、亡ぶべきものじや、自己の境内に居る傑物をば信用せずして、自封外の士ばかりをさがし、求め、功伐の有無を以て人分をこゝろみずして、好んで名聞ばかりを以て人をあげさげし、たびから來た人ばかりが貴くなつて、古くから仕へて居るものを陵ぐやうな國は、亡ぶべきものじや、其の正妻の出たる嫡子をかるしめ、妾腹の庶子がこれと抵抗し、あと取りの太子が未だ決定せぬのに、人主の死去するやうな國は、亡ぶべきものじや、心もちが大きくて、あしきことがあつても後悔することなく、國內が亂れて治まらなくても、自分ひとりにはえら物のやうに思つて居る、我が境内の資力を料らずして、其の隣國の敵ばかりをあなどりて居るものは、亡ぶべきものじや、國が小さいのに卑しき所に居らず、兵力が少ないのに、強敵を畏れず、禮節がなくなつて居て大なる隣國を侮り、物をむさぼり理にもどりて居ながら、交際の術に拙劣なるものは、亡ぶべきものじや、太子が已に立ておかれて、強大なる敵國から女をめぐりて后妻として遣れば、太子の位置が甚だ危険じや、斯くの如き場合に臨めば、群臣は大抵思慮をかへる、斯くの如きものは亡ぶるものじや、怯懦で物をそれして、守る所の我慢が弱はく、はやく機を見ても心が柔和懦

弱で、決断すべき所のあることを知つても、敢然と之れを行ふことの出来ぬものは、亡ぶるものじや、出亡して國を去つた人主は國外にあつて、未だ國にかへらぬのに、その國では更にあたらしき君を置いて人主と仰ぎ、外に出て人質となつた太子が未だかへつて來ないのに、人君が外の子を立て、太子とするやうな國は、キツト國民が二心をいだく、國民が二心を抱くやうな國は、亡ぶるものじや、大臣をば其の威を挫きてはづかしめておきながら、其の身をば押れ近かしめるやうにする、又小民をば刑戮を加へて苦しめておきながら、無關矢鱈に虐使する、そこで臣民は心のうちに忿怒をいだき、耻辱を思ふて大不平であるところへ、かさねく之れをやつては、きつと忿怒と慚愧のあまり、國賊の臣が生じてくる、國賊の臣が生じてくるから、そこで亡ぶるやうな破目になるのだ、大臣の威權が兩方とも重くて、互いに權を争ふやうなことがあつたり、人主の父兄が衆く居て勢力がつよかつたり、内には黨與が居、外には援兵があつて、互いに政事と威勢を争ふやうなことは、亡ぶるものじや、はしためや妾のことがきき入れられ、愛玩弄臣の智慧が用ゐられて、外のものゝは怨み、内ものは悲しむにもかゝはらず、しばしく不法なことを行ふものは、亡ぶべきものである、大臣をあなどりかるしめ、父兄に無禮を加へ、百姓をくるしめ

つからし、罪なりものを殺戮するものは、亡ぶるものである、好んで私智を以て法令を曲げ、時に私情を以て公事に難へ法禁がしばしばかり、號令がたびく下るやうな國は、亡ぶるものである、土地にかためなく、城郭が兇惡である上に、たくはへと云ふものがなくて、財物が寡なく、守る準備も戰ふ用意もなく居て、かろくしく他の國を攻伐するものは、亡ぶべきものである、宗種族類に長命のものなく、人主はしばしばかりて位につき、嬰兒が君主となりて大臣が制令を思ふまゝにし、たびの人士をあげて私黨をたて、しばしば土地を削いで以て交誼にあつからんことを待てるものは、亡ぶべきものである、太子が尊顯にして、私徒屬類が衆くして疆く、大國の交際するものが多くして、威勢がはやく具はるものは、亡ぶべきものじや、心がせまくし、性急な上に、かるはづみにして動き易く、發心の躁急にして恐りやすく、且つ前後の如何をはからざるものは、亡ぶべきものじや、人主がむやみに忿怒して、好んで兵を用ゐて他と勝負を争ひ、本の教へをすて、戰攻をかるくしくするものは、亡ぶるものじや、貴人が互いにそねみ合ひ、大臣の權力ばかりさかんで、外は敵國の力を藉り、内は百姓をくるしめてからに、それに因て自己の怨みある仇を攻むるに、人主之れを誅戮せざるものは、亡ぶるものじや、主君は馬鹿であ

るのに側室が憐憫で、太子の威勢がかるいのに、妾腹の子が之れに抵抗し、官吏が弱くして人民が桀傲じや、此の如きものは、其の國が騒々しきものである、其の國の騒々しきものは、亡ぶるものである、忿怒の心をかくしてからに外にあらはさず、罪の個條をかけて國內に知らせておきながら之れを誅せず、群臣をしてひそかに憎くんで愈々心配せしめながら、久しく其の誅すべきや否やを知らざるやうなものは、亡ぶるものじや、軍隊を出して大將を命ずるに其の權が甚だ重く、邊地の守備を任命するに其の責任甚だ尊く、制度を専らにし命令をほしいまゝにし、たゞちに自己の思ふ所を行つて、請ふ所なきものは、亡ぶべきものじや、夫人が淫亂で太后は（主母は人主の母と云ふ心）けがれた行ひがあり、外の男も内の女もませせになつて、男女の區別なきに至るを、兩主と云ふのだ、國に兩主あるものは、亡ぶべきものじや、夫人はいやしき所からあがつたのに、婢妾は貴き家から出て、太子は卑くして（母いやし、故に太子までいやしめらる）妾腹の子が尊く、宰相などの權がかるくして、取り次ぎ役の如きもの、任の重き國がある、此の如き國は、内官と外官との中あしきものじや、内外官人のなかあしきものは、亡ぶるものじや、大臣の地位が甚だ貴くして、之れに徒黨せるナカマが衆くして勢ひ強く、人主の決斷をふさぎとど

めて、かさねく國勢を思ふまゝにするものは、亡ぶべきものじや、私門から出て官吏たるものは重く用ゐられ、軍馬府の世官たるものは榮え、郷曲に於ける善事は世にあげられ、官職を奉ずるもの、勤勞は却つて廢せられ、私のやりかたを貴んで、公のテガラを賤しむものは、亡ぶべきものじや、公家は空虚にして何に一つないのに、大臣は充實にして諸事潤澤である、正戸として、本籍の人民は貧乏であるのに、寄留のものは富裕じや、耕作したり戦闘したりする士人は困窮して居るのに、末作として、商賣を職として、末利を得ることのみを事として居る商民は、利益を得て居るものは、亡ぶべきものじや、大利益のあるを見て、之れに趨むくことをせず、禍災の起る端緒が聞えても、之れを備ふることをせず、戦争したり防禦したりすることには淺薄にして、務めて仁義を以て自から外面を飾りて居るものは、亡ぶべきものじや、人主たるべき人の孝行をせずして、匹夫下郎のするやうな孝行を慕ひ、社稷の利益となることを顧みずして、主母即ち人主の母后の令をさし、女子國に行ひられ、宦官の如き刑餘のものが政事を用ゆるやうな國は、亡ぶべきものである、ことばはさはやかであるけれども、法則に合はず、心が智識に富んで居るけれども、術數がなく、人主は才能が多くしてゐて、法度を以て事に従はざるものは、亡ぶべきもの

である、あたらしく仕へたものは進み出て、故きなじみの人は退職する、馬鹿なものは事を用ゐて、賢者にして善良なるものは伏しかくれ、功勳のなきものは貴くして、苦勞して居る人々は賤めらる、斯くの如くであるとな下民が怨む、下民が怨むやうになると、亡ぶるものじや、人主の父兄や大臣は、其の秩祿功に過ぎて、冠服は等級を越へたものを着用し、宮室も供養もあまりに奢侈に過ぎて居るのに、人主がこれを禁止することなきときは、臣下の心もちごりに長じて、窮極と云ふものを知らなくなる、臣下のものが足ることを知らなくなれば、亡ぶべきものじや、公婿へ人主のむすめむこや公孫の人々が、普通の人民と里門を同ふして住んで居りながら、むやみに隣家近所のものに對し、威張りちらすやうなことあつては、亡ぶべきものじや、滅亡の徴効あるものだからとて、必ず滅亡するとは言はぬ、其の滅亡すべきものじやと言ふのじや、

夫れふたりの帝堯があつては、相王たることが出来ぬ、ふたりの夏桀があつても、相滅亡することは出来ぬ、王者の滅亡する機會と云ふものは、必ず其の治亂、其の疆弱の、相かたよる所である、木の折れるは、必ず蠹と云ふムシが心を通して居る、牆の破壊するや、必ず隙間が通つて居る、されど木にムシが喰ひ入つても、疾風がなければ折れることがな

い、艦に間隙があつても、大雨がなければ壊れぬ、萬乗の人主に、能く術數を用ゐ、法令を行ひて、以て滅亡の徴効ある人君の、風雨となるものがあれば、其の天下を兼併するとは六かしいことではない、

第十六 三守

此れ國密を守りて言を漏らすこと勿れは一守、獨威獨福を守りて他人の毀譽を聽かずは二守、守りて自から攻を觀らし、大臣に移すこと勿れは三守、以上をたくみに説明したるものじや、

人主は三つの守るべきものがある、此の三つの守りが完全なれば、國が平安で、身が繁榮じや、三つの守りが完全せざれば、國が危殆で、身があぶない、何を三守と云ふかと云へば、人臣に、當路大臣の過失を議し、事を用ゆるときの過誤を議し、臣下を擧用するときの情實を議するものがあるに、人主は其の議を心のうちにおさめ置かずして、之れを近習や才能ある幸臣に漏らし、人臣の何事をか言はんと欲するものをして、敢へて下は近習能人の心に適合せしめざれば、乃ち上は人主に聞達すること能はざらしむるやうするを云ふのた、して見ると端言直道の人、人主に見ゆることが得られずして、忠直の臣は日にうとましくなり、人を愛しても、ひとり其の愛する人に利することは出来なくなる、人にほめられるのを待つて、而して後に之れに利してやる、人を憎んだからと云ふて、ひとり之れを害することは出来ぬ、あしきことをするのを待つて、而して後に之れを害するのである、したならば人主に威權と云ふものがなく、重みが左右の人にあるやうになる、人主が

若し自から法術を執るの勞苦を憚り惜み、群臣をしてよりあつまりて事を執らしむれば、群臣はそれに因つて權柄を傳へ、圖籍を移し、人を生殺するの機と、物を手奪するの要をして、大臣の手に在らしむるやうにする、此の如きものは臣下に侵犯される、此れを三守完全ならずと云ふ、三守の完全ならざるはちびやかされたり、殺されたりする徴効であるのだ、

凡そ切に三種ある、明切、事切、刑切と云ふ、人臣に大臣の尊みがあつて、外は國家の要務を執り、以て群臣を自己の下地となし、内外の事をして、已にあらざれば行ふことを得ざらしめた、だから賢良な士があつても、大臣の意に逆ふものは、キツと禍があるが、大臣の心に順ふものは、必ず幸福がある、さうしたならば、群臣は敢へて人主に忠をつくし、國家のことを心配して以て、社稷の利害を争ふことをしない、人主はいかに賢者でも、自分ひとりですべてを計畫することが出来ぬのに、人臣が敢へて人主に忠義をつくさぬならば、其の國は亡國となるであらう、此れを國に臣がないと云ふのだ、國に臣がないからと云ふて、豈に郎中が空虚でからに、朝臣の鮮少なることを云ふことならんや、群臣が封祿を大切にし、交際を大事にし、私のことばかりをやつて、公の忠義を致さぬのを、明切と

云ふので、龍を賣りものにし、權を思ふまゝにし、外難を矯言して以て、國內を喝制し、禍福得失の形勢を危言して以て、人主の好惡にもねり、人主は之れをさゝ入れ、身を卑くし國をかくろくし、以て之れにモトテをつゞける、若し事が敗れたときは、人主と其の禍を二分するが、若し功を成したときは、自分ひとりて之れを専らにする、もろく事を用ゆる人々は、心を一にしことばを同ふして、以て其の美を語るときは、たとへ人主に其の惡事を言ふものがあつても、之れを信用せぬ、此れを事切と云ふのだ、

守司(訟獄を司どる) 圜圍(ひとや) 禁制(法律) 刑罰の如きものに至るまで、人臣が之れをほしいまゝにして、人主のさしづを受けぬを、刑切と云ふのだ、三守が完全せざれば、三切のものが起つてくる、三守が完全してくれば、三切のものが中止する、三切が中止閉塞すれば、即ち王たることが出来る、

第十七 備内

此れ父子夫婦骨肉の相近き間に於ける、防備を述べたるものである、是れは孔孟の言ひ及ばざる所である、韓非の韓非たる所は、正さにこゝにあるのだ、古來悖理の說など云ふて、之れを攻撃して居るは、抱腹絶倒のことではなからうか、若し孔孟の如き教育を飽くまでも引きつゞけば、我等も又清國人民と蹄を同じくするやうになるであらう、豈に戒しむべきことではあるまいか、

人主の心配する所は、妄りに人を信用するにあるのだ、人を信用すれば、人におさへつけられる、人臣の其の主君に於けるは、骨肉の親みのある譯ではない、勢力にしばらくつられて、事へざるを得ずして事ふるのだ、故に人臣たるものは、其の主君の心を窺ひ見て、須臾も休むときはない、而るに人主は之れを思はず、なまけで且つおごりて、其の上に立ちて居る、此れ世に君を却かしたり、弑したりするものある所以である、人至となつて大いに其の子を信用すれば、姦臣は其の子につけ込んで、其の私曲を成就させることを得、故に李兌は趙王に傅として、主父を餓死させた、人主となつて大いに其の妻を信用すれば、姦臣は其の妻につけ込んで、其の私曲を成就させることを得、故に優施は麗姫につき、申生を殺して奚齊を立てた、夫れ妻の位近密なるものと、子ほど親昵せる

ものとを以てさへ、尙ほ信用すべきからざるものとすれば、其の餘のものに、信用すべきものはひとつもないのだ、

且つ萬乗の主にあつても、千葉の君にあつても、后妃若くは夫人の適子の太子たるものは、或は其の君のはやく死なんことを欲するものがある、何を以て其の然るを知れるかと云ふに、夫れ妻は骨肉の恩あるものではない、愛すれば親しくなるが、愛せざれば疎くなる、故に古語に斯云ふことがある、其の母好せらるれば(愛せらるればの意)其の子抱かると、して見れば其の反對に、其の母悪まるれば、其の子釋てらると云ふことがあるに相違ない、丈夫(オトコ)と云ふものは、年五十になつても色を好むの心は懈らぬものじや、而るに婦人と云ふものは、年三十になれば美色が衰へてしまふ、衰美の婦人を以て好色の丈夫に事ゆるのであるから、其の身は疏んぜられて賤しめられ、其の子の主たることを得ざるを疑ふやうになる、此れ后妃夫人の其の主君の死ぬるのを冀望する所以である、唯其の母が后となつて、其の子が人主たれば、命令は行はれざる所なく、制禁は止まざる所はなく、男女のたのしみも先君の時代に滅殺せず、萬乗の政權をほしいままにして疑がはぬ、此れ醜毒や扼味の(醜毒は毒害を云ひ、扼味は、暗中に縊殺するを云ふ)潜かに用ゐらるゝ所

以てある、故に挑左春秋に曰ふ、人主の疾病を以て死去するものは、すべての死去に對して
 半分に居ることは出来ぬと、(殺害せらるゝもの多きを云ふ)人主が此の理由を知らざれば、
 多く騷亂のモトデをつくる、故に曰ふ、主君の死去を利益とするもの衆ければ、人主は實
 に危殆じや、故に王良は馬を愛し、越王勾踐は人を愛した、是れは戰鬥に臨んで、與に馳
 せたり戦つたりさせるとある、醫師は善く人の傷口を吮ひ、人の血を含むは、骨肉の
 親あつて爾するのではない、利益の加はる所が、こゝにあるためである、だから與人の與
 をつくるときは、人の富貴ならんことを欲するものじや、匠人の棺をつくるものは、人の
 天死せんことを欲するものじや、是れは與人は仁にして、匠人の賤なるためではない、人
 が富貴ならねば與が售れぬ、人が天死せざれば棺の賣れぬためである、人情から云へば、
 人を憎んで死を欲するのではない、自己の利益は、人の死ぬのにあるためである、故に后
 妃夫人太子のナカマが出来あがつて、主君の死ぬるのを欲するは、主君が死なざれば、自分
 等の勢力は重くならぬためである、其の情は君を憎んで死を欲する譯ではない、自分の利
 益は、君の死去するにあるためである、だから人主たるものは、自分の死去するのを利益
 として居るものゝ上に、心を加へて深く考へねばならぬ、故に日月の外まはりを量氣の圍

むことがあつたならば、其の賊が内に在るものと思ひ、嚴重に其の憎む所のものに備へ、
 禍は愛する所にありと感じ、十分に戒めよと、

是の故に明主は、參酌せざる事を擧行せぬ、常の物にあらざるものを食せぬ、遠くにある
 ものゝ音をきいて、近き所のものをばよく視、以て内外にあるもの共の過失を審ひらかに
 し、言語の同異を省みて、以て朋黨の區分を知り、參伍の驗を並舉して、以て陳述せる言
 語の實効あるを責め、後の方を執りて前に應じさせ、法令を按じて衆を治め、衆事の端緒
 は相參して觀るときは、士に幸にして得る賞なく、賞に等を踰へて行はるゝものなく、殺
 されるものは必ず罪に當り、罪あればキツト赦さるゝことなければ、姦邪のものがあつて
 も、其の私を容るゝ隙がない、

徭役とて、人民を使役することが多ければ、人民はひどく苦しむ、人民がひどく苦めば、
 權勢あるものは之れを利用して、物興するやうになる、權勢あるものが勃起すれば、復除
 が重くなる、復除が重くなれば、貴人が富裕になる、人民を苦しめて貴人を富し、權勢を
 起して人臣に假借するは、天下の長利であるまいと思ふ、故に曰く、徭役少なければ人民
 安く、人民が安ければ下に重權なく、下に重權がなければ權勢が消滅す、權勢が消滅すれ

ば其の徳は自然に上にあるやうになる、夫れ水の火に勝つは、亦明瞭なことであらう、而るに釜だの鬲だのと云ふものが之れをへだつれば、水が煎つまりて其の上につきてしまふに、火はますます其の下にもえて居ることが出来る、すると水の火に勝つ所以のものをなくしてしまふこととなる、今夫れ法治を以て姦邪を禁ずるも、未だ此れよりあきらかなこととはない、されど守法の臣が釜鬲のやうな行ひをなせば、法がひとり人主の胸中にあきらかなばかりで、下にひろく行はれることはない、そうすれば其の奸を禁ずる所以のものをなくしてしまふ、

上古の傳言によつて見るも、春秋に記する所を見るも、法令を犯したり、叛逆を爲したりして、以て大奸を成すものは、未だ嘗て尊貴の人臣から興らないことはない、而るに法令の具備せる所以も、刑罰の誅戮する所以も、常に卑賤のものにばかり行はれる、是を以て其の人民は絶望して、上に告愬する所はない、大臣は互に一致共同して、上の耳目を蔽ふて一となり、内所では極なかよしてあるのに、うはへは悪みあつてるやうにして、以て私曲なきことを見せしめる、さうして互いに耳となり目となりて、以て主君の間隙ばかりを候ふて居る、人主は耳目を掩蔽せられて、外事を聞き得る道はない、人主の名のみあつ

て、人主の實物がなく、人臣は法令を専らにして之れを行ふ、周の天子は是れてあつた、偏へに其の權勢を臣下に借せば、上の人と下のものと位地をかへてしまふ、此れ人臣に借すに、權勢を以てすべからざることを云ふたのである、

第十八 南面

此れ人主の憂ひは、人を信ぜざるにありと云ふことを述べたのである、孫臏曰ふ、通篇みな臣を御するを説く

と、
人主の過失は、自己の責任なる刑徳の二柄を以て、臣下の手に在らしむるにあるのだ、又必ず反つて其の任ぜざる所の他臣を以て、之れが監督に備ふるにあるのだ、此れ其説が必ず其の任ずる所のものと、讎となすことを恐れて、之れと反抗させやうとの心持であるであらうが、人主は反つて其の任ぜざる所の監督に、あさへつけらるゝものである、今與に人に備ふる所のものは、前日の備ふる所のものであつた、人主が法令をあきらかにして、大臣の威を制することが出来なくては、小臣共の我に對しての信用を、得る所の道がなからうと思ふ、人主が若し法令をすて、臣を以て臣をおさへるの員に備なゆれば、相愛し合ふものは、一致共同して相ほめる、相憎むものは朋黨して相そしりあふ、わるく云ふものと、ほめるものと、こもく争ひあへば、人主はさつと、惑亂するやうになる、人臣たるものは、名譽と請謁を得るにあらざれば、進んで仕官を取られぬ、法令に背き制度を専らにしなくては、威力を人に示めずことばならぬ、忠信の假面をかりなくては、何事も禁

止せらるゝ心配がある、此の三ツのものは、人主の心をくらし、法令をやぶるの資料である、

人主は人臣を使ふに、その人間に知能があつても、法令に背いて制度を専らにさせることを得ぬ、賢行があつても、功のあるものを踰して勞を先きにすることを得ぬ、忠信があつても、法をすて、過失を禁止せぬ譯にゆかぬ、此れこれを明法と云ふのだ、人主は、事に山つて誘惑せらるゝものがある、言を以て壅塞せらるゝものがある、二ツのものは察しななくてはならぬ、人臣の容易に事を言ふものは、キツトたすけを求め、事を以て人主を誣ゆる、人主は之れに誘れて察せず、因て之れを多なりとしてほめるときは、是れ人臣が反つて事を以て人主を制抑することとなる、是の如きものをばこれを誘と云ふのだ、事に誘するものは、憂患に苦しむものである、
其の言をすゝむるときは少と云ふたに、其の費用を退くることは多大である、是れ言小にして功大なりと云ふとも、其の言を進むるに信實でない、かの信實ならざるものは、必ず罪せらるゝことがあり、功あるものは必ず賞せらるゝものとすれば、群臣は敢へて言をかざりて、人主をくりますやうなことはない、人主たるの道は、人臣をして、前の言は後に

たゞひさせず、後の言は前にふたゞひさせぬやうにするにあるのだ、若し前後の言に相違のあるときは、事に於いて功があつても、必ず其の罪に伏させる、之れを任下と云ふのだ、人臣が主君のために事を設備しながら、其の人のそしりを受くるを恐るゝときは、先づ説を出だし言を設けて曰ふ、是の事を彼是議するものは、事の行はるゝを妬むものであると、そこで人主は是の言を胸中におさめおきて、更らに群臣の言ふ所をさかぬ、群臣は是の言を畏れ、敢へて事の可否を議することをしない、此の人主の威勢を二分するものゝ用ゐらるゝときは、忠臣の言はさかぬせずして、譽臣の言ばかり獨り任用される、是の如きものは、之れを言にふさがれると云ふ、言にふさがれるものは、人臣に制せられるものじや、人主たるの道は、人臣をして言の責と、又不言の責とあることを知らしめねばならぬ、言に首尾なく、辯に參驗のなきものは、此れ言の責めあるものじや、不言を以て責任をさけて、重位を大切に持するものは、此れ不言の責めあるものじや、人主の人臣をして言はしむるものは、必ず其の言の端を知り、以て其の實用を責め、虚言せしめぬやうにする、不言のものに對しては、必ず其の取舍する所を問ひ、以て之れが資級とすれば、人臣は敢へて妄言せぬやうになる、又敢へて黙して言はぬこともない、何故となれば、言默共にみな

責任があるからである、人主事を爲さんと欲するに、其の事の端末(首尾)に通ぜずして、唯其の爲す所あらんと欲する意あることを明らかにせば、其所爲は利を得ず、必ず害を以て反應してくる、此の如きものは、道理に任じて利欲を去るのじや、凡そ事をあぐるに道がある、其の入ること多くして、其の出づること少きものを計り、爲さしむべきである、惑ふ所ある人主はさうでない、其の入るを計りて其の出づるを計らぬ、出づること其の入るに倍すといへども、其の害を知らぬときは、是は名は得ても、實は亡ふて居るのじや、是の如きものは、功が小にして害が大じや、凡そ功と云ふのは、其の入ること多くして、其の出づることの少きを、乃ち功と言ふのだ、今大に費消したものに罪がなくて、少しく得たものが功ありとすれば、人臣は大費を出して小功を成すやうになる、小功成りても大費あれば、人主も亦害を受くるではないか、治術を知らざるものは、必ず曰ふであらう、古俗を變じてはならぬ、常法を易へてはならぬと、變と不變とは、聖人のさくを好まざる所じや、聖人はたゞ治と云ふものばかりを期して居る、して見れば、古俗の變ぜぬのも、常法を易へぬのも、たゞ其の變易すべきと、變易すべからざるのふたつにあるのだ、つまり變易して可なるものは變易し、變易して不

可なるものは變易せぬと云ふことになるのだ、伊尹は夏の弊法を其のまゝにして、殷の政治を變ぜなんだ、太公望は殷の弊法に因り従つて、周の政法を變ぜなんだ、さうしなければ、殷湯周武は王たらぬのであつた、管仲は齊の法令を變ずることなく、郭偃は晉の政事を變ずることなかつた、さうしなければ桓公も文公も、天下に覇たらぬのであつた、凡そ人の古俗を變ずるのをはぶかるは、人民の安んじて居る所を易ゆるを憚かるのだ、夫れ古を變ぜぬものは、亂亡のあとを襲ぐものじや、人民の心になふやうにするものは、姦邪の行ひをほしいまゝにさせるのだ、人民は愚蒙にして亂を致すことを知らぬ、人の上たる人は怯懦にして、古俗を更め易へることは出来ぬ、是れ治術の失體せるものである、

人主が明にしてよく治術を知り、嚴にして必ず之れを行ふやうにする、故に一時は民心に拂つても、キツト其の治績を立てることが出来る、其の説は商君鞅の内外篇に精しくある、始め民心に恃つて治を敷くときは、鐵交重盾をつけてからは、あらかじめ人民の迫害に備ふるまでである、だから郭偃の始めて治を布くや、文公に官卒があつて不虞に備へた、管仲の始めて治を布くや、桓公に武車があつて不虞を戒めた、是れはみな人民の迫害に備へたのである、是を以て愚蒙憚情の人民と云ふものは、小費を出すを苦しんで大利を失ふ

ものじや、故に養虎は阿勝を受けて、小變をいまして、長便を失ふた、故に鄒賈は、載旅を非とし、亂に狎習して治にかたちつた、故に鄭人は歸ることが出来なんだ、(養虎鄒賈の事跡は、まるで傳はらぬ、故に如何なることを云へるか、更らに説明の仕方がない、讀者よろしく判断せよ)

第十九 飾邪

此れ人主法度を立て、以て臣を御せず、法度の臣を用ゐて以て法を行はずして、姦臣にきいて以て法を亂り亡を
取ることか述べたる所じや、孫臏曰ふ、韋法絶めて精防なりと。

龜を鑿り筭を數へて（吉凶をうらない見るを云ふ）吉凶をうらなつて見たら、其の兆は大
吉であつた、そこで兵を起して以て燕を攻めたは趙の國である、龜を鑿り筭を數へて吉凶
を卜して見たら、其の兆大吉を得た、そこで兵を起して趙を攻めたは燕の國であつた、劇
辛（人名）の燕王喜に事ふるや、少しも功なくして燕の社稷が危殆になつた、鄒衍の燕に事
ふるや、些の功なくして國道が絶ちさられてしまつた、趙代（趙王代の地を併はす、故に
趙代と云へり）王は先きに意を燕に得、後に意を齊に得た、（是れは龐煖に燕を鑿らせて劇
辛を殺したること、秦を攻めて克たず、齊を攻めて饒安を取つたことを云ふのであらう）
そこで其の國はみだれて居りながら、高言して外面をかざり、自から思ふには、秦の國と
はりあふて、下らぬは趙の國じやと、（提衡は平等の意）趙でうらなつた龜は神にして、燕
の龜は人を欺むいたのではない、趙でも亦嘗つて龜を鑿り筭を數へて、北の方燕の國を伐

ち、將さに燕を切かして以て、秦の兵をむかへやうとするが、吉凶は如何とうらなつて見
ると、其の兆が大吉である、そこで始めて魏の大梁を攻めた、而るに秦は上黨に出て、そ
の兵盤に至りて六城抜かれ、陽城に至ると秦は鄴を抜いた、趙の將龐煖は兵をひいて南行
すれば、彰の地は盡く秦の有となつて居た、（彰は河漳の漳なるべし、何故となれば、彰と
云ふ地名なきゆゑなりと云ふ、されど是れ等の書は、道理を研究する書にして、事實を取
り調べるものにあらず、故に事實の穿鑿の如きは、之れを放棄して可なり）臣故に曰く趙
の龜は燕に遠見なかつたけれども、且つよろしく秦に近見すべき筈である、秦は其の大吉
を以て、土地をひらいたと云ふ實利があつた上に、燕を救援したと云ふ名譽まで得た、趙
は其の大吉を以て、土地は削られる、兵士ははづかしめられる、國王は意を得ずして死す
ると云ふ凶があつた、又秦の龜は神であつて、趙の龜は人を欺むいたのではない、

初時に魏の國では、數年の間兵を東方に向けて、攻めて陶衛の地をみな取りつくした、數
年の間その兵を西方にむけて、終いにそれを以て其の國をなくしてしまつた、此れは豊隆
（星名）五行（天の五星、氣を五行に運らすと說苑に見ゆ）太乙（紫微太帝坐）王相（五行に孤
虛の時あり、旺相の時ありと饒雙峯は云へり）攝提（大角は天王の帝廷、其の兩方各三星

あり、鼎足之れを勾す、攝提と云ふと、天官書に見ゆ、六神（一上將、二次將、三貴相、四司命、五司中、六司祿と、天官書に見ゆ）五括（五横に作るべしとあり、黄帝曰ふ、月五横を犯せば、中貴人喪あり、大將軍道絶ゆと）天河（星名）般槍（星名、兵亂の祥となす、吉星にあらず）歳星（木星）などの星が、數年の間西方にあつた譯ではない、又天缺（星名）弧逆（星名）刑星（太白）熒惑（星名）奎（封豕とて星名）台（凶星の名）の凶星が、數年の間東方にあつた譯でもない（支那には古來かゝる迷信ありしなり、戰爭に勝つも負けるも、星を侵すに山れりなどの議論ありし、笑ふべきの甚だしきにあらずや）故に曰ふ、龜策に祈りて鬼神に吉凶をさいても、あげてみな勝つには足らぬ、星辰五行の左右向背を見て、専心に戰爭に従事するには足らぬ、而るに之れをたのみにして、戰爭に勝てるものとなすは、これより大なる馬鹿ものはない、

古の先王は、力を下民と親昵することに盡くしたものだ、それから法術をあきらかにすること、意を用ゐたものである、かの法術が明らかであれば、忠臣は歡んで忠義をつくす、刑罰がキツト正しく行はるれば、奸邪の臣が惡事を思ひ止まる、忠臣がすゝみ邪臣が止んで、土地ひろく人主尊きものは、秦の國である、群臣が朋黨を立て、一致協同し、以

て正道をかくし私曲を行つて、土地は削られ人主のいやしきものは、山東の諸國是れである、みだれて弱きものは滅亡するは、人間の常性である、治まりて強きものは王者となるは、古のみちである、越王勾踐は、大明（龜名）の龜をたのみ、吳と戦つて勝たず、自己の身と臣下のものと、共に入りて吳王の宦官となつた、ゆるされて國に反へりてから、龜をば棄てししまひ、法令を明らかにし人民を親しみ、以て吳に返報したところて、吳王夫差はトリコとなつた、故に鬼神を恃んで力にするものは、法術を馬鹿にしてならぬ、諸侯を恃んで力にするものは、其の國を危殆にする、曹は齊を力にして宋の云ふことをさかず、齊は荆を攻めて宋は曹を滅ぼしてしまつた、荆は吳を恃んで齊の云ふことをさかず、越は吳を伐つて齊は荆を滅ぼした、許は荆を恃んで魏の云ふことをさかず、荆は宋を攻めて魏は許を滅した、鄭は魏を恃んで韓にさかず、魏は荆を攻めて韓は鄭を滅した、今韓は國は小にして大國を力にして居る、人主は大國を恃んで心なまけ、たゞ秦の命令にばかり従つて居る、魏は齊と荆とを恃みて其の用をなし、それがために小國はいよく滅亡してしまふ、故に人の力を恃んでは、それを以て土地をひろむることは出来ぬ、而るに韓では少しも其の所以を知らぬ、荆は魏を攻むるがために、兵を許鄴に加へた、齊は任扈

を攻めて魏の土地を削つたが、それを以て鄭を存立するには足りなんだ、而るに韓では少しも之れを知らぬ、此れは皆、其の法禁を明らかにして以て、其の國を治むることをせず、外の國を力に恃んでからに、其の社稷を滅ぼしてしまふのである、臣故に曰ふ、法治の理に明らかなれば、國が小でも富み、賞罰が敬信であれば、下民がすくなくとも強い、賞罰にきまりがなければ、國が大でも兵が弱い、兵が弱ければ土地は其の土地でない、人民は其の人民でない、土地がなく人民がなくては、堯舜の如き聖主でも王たることは出来ぬ、夏殷周三代の君も疆きことは出来ぬ、人主の方でも過失を以て予へ、人臣の方でも徒手を以て取り、法律をば捨て、用ゐずして、先王のことばかりを言ひ、古の治功に明らかなるものを以て人物としてこれを用ゐ、之れに任ずるに國政を以てして居る、臣故に曰ふ、是れ古の功あらんことを願ひ、古の賞を以て今の人を賞するものじやと、人主はこれを以て功なきものに予へ、臣はこれを以て徒手で取つて居る、人主が過失で予ふれば、下臣はこれをぬすみて幸いとして居る、臣が徒手でこれを取れば、功が少しも尊く見えぬ、功のないものが賞を受ければ、財貨が匱乏して人民がうらむる、貨財が匱しくして人民がうらめば、人民は力をつくすことをせぬ、故に賞を用ゆるに過まつものは、民心を失ひ、刑を

用ゆるにあやまつものは、下民が畏れぬ、賞があつても忠をすゝむるに足らず、刑があつても邪を禁ずるに足らねば、國がいくら大きくても、必ず危殆となるものである、

故に曰ふ、(以下十過篇に出づるところあり、故に直譯す)小知は事を謀らしむべからず、

小忠は法を主らしむべからず、荆の恭王晋の厲公と鄢陵に戦ふ、荆の師敗れ、恭王傷く、戰酣にして司馬子反渴して飲を求む、其友(十過篇此の二字なし、なきを以て是となす)堅穀陽卮酒を奉じて之れを進む、子反曰く、之れを去け、此れ酒也、堅穀陽曰く、非なり、子反受けて之れを飲む、子反人となり酒を嗜む、之れを甘しとして之れを口に絶つこと能はず酔ふて臥す、恭王復た戰はんと欲して事を謀る、人をして子反を召さしむ、子反辭するに心疾を以てす、恭王駕して往き之れを視る、幄中に入り、酒臭をさいて還へる、曰く、今日の戦ひ寡人目親しく傷つく、恃む所のものは司馬のみ、司馬又此の如し、是れ荆國の社稷を亡して、吾が衆を恤へざる也、寡人與に復た戦ふなしと、師を罷めて之れを去る、子反を斬り、以て大戮を爲す、故に曰ふ、堅穀陽の酒を進むるや、以てわざ／＼子反を惡するにあらざる也、實心に以て之れを忠愛して、適々以て之れを殺すに足りしのみ、此れ小忠を行つて大忠を賊するなり、故に曰ふ、小忠は大忠の賊なり、若し小忠をして法を主

らしめば、必ず將さに罪を赦さんとす、罪を赦して以て相愛むは、是れ下を安んず、然り而して治民に妨害するものなり、(是れまで十過篇にあり、故に直譯し置く、魏の國の、方さにあきらかに法度を立て、憲法に従ひ、法令のよく行はる、時に當り、功あるものは必ず賞せられ、罪あるものは必ず誅せられ、疆きことは天下のみだれたるを匡し、威は四方の隣國にまで行はれた、法令がゆるみ、施予がみだるに及び、國が日に削られてしまつた、趙の方さに法令明らかに、國律従ひ、大軍の準備せる時にあたり、人民は衆く兵士は強く、土地を齊燕二國に向つてひらいて往つた、國律がゆるみ、用ゆるものが力なきに及んで、國が日に削られてしまつた、燕の方さに法令明らかにして、法を奉ずるものが審精に、何事も官にて決斷し得た時にあたりては、東の方は齊國を縣にし、南の方は中山の地をつくして皆燕の所有にした、法を奉ずるものが已に死亡して、官人の決斷が用ゐられず、國王の左右のものがこもこ争ひ、議論が其の下のものに従ふやうになつては、兵は弱くして土地は削づり取られ、國は隣國の敵に制御せらるゝやうになつた、故に曰ふ、法令にあきらかなるものは強く、法令をあなどりかろしめるものは弱はし、強弱の理合は此の如く其れ明瞭じや、而るに世間の人主はこれを行はぬ、國の衰亡するもの

多きも當然なことである、古語に曰ふに、家に常の職業があれば、飢歲といへども餓へず、國に常の法令があれば、危殆といへども亡びぬと、夫れ常法を捨て、私意に従へば、臣下のものが智能をかざるやうになる、臣下が智能をかざるやうになれば、法禁が行はれぬやうになる、是れ妄意の道が行はれて、治國の道が廢れてくるのである、治國の道は、六かしいものではない、法令を害するものを除き去れば、智能に惑ふこともなく、名譽にだまされることもない、昔者帝舜役人をして鴻水(洪水)を決解せしめた、ところが命令にさきだつて功があつた、而るに舜は之れを殺してしまつた、夏の禹王が天下の諸侯を會稽の上に朝會させたことがある、すると防風の君は約におくれて來た、禹は之れを斬りてしまつた、此れに由つて之れを見れば、命令に先きだつものも殺し、命令におくれるものも斬られる、して見れば古昔は、令に従ふことを貴とんだものと見ゆる、故に鏡がきよらうが何事もなければ、美惡が従つて比較される、衡がたいしく何事もなければ、輕重が従つて載せてはかることが出来る、夫れ鏡を動搖させたならば、明を爲すことを得ぬであらう、衡も動搖させたならば、正をなすことを得ぬであらう、法令と云ふものも是れと同一じや、故に先王は道徳を

以て日常守るべきものとなし、法令を以て治を爲すの本として居る、本か治まるものは名尊く、本の亂れるものは名絶つ、凡そ知能明通にして因る所あるものは行はれ、因る所なきものは止んで行はれぬ、故に智能がたゞひとつであつて、因る所なきときは、人に傳ふることは出来ぬが、法と云ふものに因り従ふときは萬全である、智能には過失が多いものじや、夫れ衡^{ハカ}にかけて見れば、平均と云ふものが知れる、規^{ツギ}を設けてあるから、圓と云ふことが知れる、是れは萬全の道じや、明主は人民をして、道のアトなる法術に隨はせ、其の範圍内にあらしむるやうにするから、故に安佚にして居て功があるのじや、規^{ツギ}を釋て、手巧にまかせ、法をすて、智能に任せたりするは、是れ惑亂の道である、亂主は人民をして智能にばかりはげませて、道のアトなる法術によることを知らぬから、勞苦しても更らに功がないのじや、
 法禁を放棄して請謁をさくと云ふと、群臣は上に居て官を賣りて、下に居て賞を受取るやうになる、是を以て利益は私家に在りて、威力は群臣の手にあることとなる、故に人民に力をつくして主君に事へやうとする心がない、さうして務めて交際を上位にある人に結ぶ、人民が上位にある人と交際するを好めば、貨財が上の方へ向つて流れ去る、さうして辯説

にたくみなものが用ゐられるやうになる、是の如くになると、功のあるものはいよく少くなく、姦臣がいよく進んで、材臣が退き去れば、人主は惑ふて行ふ所を知らぬやうになる、人民もより聚りて従ふ所を知らぬやうになる、此れ法禁を廢して功勞あるものをあとにし、名譽のものをあげて、請謁のみをさし入れる過失である、
 凡そ法令を敗ぶる人は、必ず詐術を設け、物にかこつけて以て親しみを求め、又好んで天下の希れにある所のものを述べて、人主の氣に入るやうにする、此れ暴君亂主の惑溺する所以である、人臣賢佐の上を侵すことをする所以である、故に人臣が、伊尹管仲の功を稱するは、法に背き智を飾るの資料とするのだ、比干伍子胥の忠義にして殺されしことを稱するは、疾争強諫するときの口實となるのだ、夫れ上は賢明なる湯王や桓公を稱し、下は暴亂なる殷紂や吳王夫差を稱するは、固より類を取るべからざることじや、是の如きものは、主君の法令を立て、以て國是となすを禁ずるやうなものじや、今人臣は、其の自分一個の私智を立て、法令を以て非となすものが多い、邪を以て智となしたり、法を乗り越して私智を立てたりするものがある、是の如きものは、人臣として居て人主を禁制するの道である、

明主たるの道は、必ず公私の區分を明瞭にし、法令制度をハッキリとさせて、私恩を棄て去るにあるのだ、夫れ令すれば必ず行はれ、禁ずれば必ず止むものは、人主の公義である、必ず其の私義をやつて、朋友に信ぜられるやうにし、賞のためにも勸まず、罰のためにも沮まずと云ふは、人臣の私義であるのだ、私義が行はるれば國亂れ、公義が行はるれば國治まる、故に公私に區分がある、人臣に私心もあれば、公義もある、修身潔白にして、公を行ひ正を行ひ、官に居て私曲なきは、人臣の公義である、行ひがけがれ欲心をほし、身に安んじ家を利するは、人臣の私心である、明主が上になれば、人臣は私心を去りて公義を行ふ、亂主が上になれば、人臣が公義を去りて私心を行ふ、故に君臣は互いに心を別々にして居る、人君は計略を以て臣を畜つておく、人臣は計略を以て君に事へて居る、是れでは人君と人臣が、かはりく計つて居るのじや、身を害して國に利することは、人臣はせぬ、國を害して臣下に利することも、國君はやらぬ、臣の内情を云へば、身を害しては利する所がない、君の内情を云へば、國を害しては親しむ所はない、君臣はつまり計略を以て相合ふてゐるやうなものじや、かの艱難に臨めば必ず一命を棄て、智をつくり力をつくして其の事に従事するに至りては、法のために之れをなすのである、故に先王は

賞與を明らかにして以て之れを勸め、刑罰を嚴びしくして以て之れをおどしつける、賞與と刑罰があきらかになれば、民が必ず死力をつくす、民が死力をつくせば、兵が強く主が尊くなる、刑賞が視察されぬと、人民が功なくして居て賞を得るを求め、罪があつて居る罰を免るゝことを幸へば、兵が弱くて主が卑しめられる、故に先王の賢佐は、力をつくし智をつくして國のためにはたらく、故に曰ふ、公私の區分は明らかにせねばならぬ、法禁の施行はあきらかにせねばならぬと、先王は之れを知つて居る、だから苟且に附せらるゝことではない、

第二十 解老

申韓の學は、老子から出て居るから、解老を作つて、道德の用を發揮されたのである、儒者共は、元來仁義道德の心を以て、老子や韓非を解せんとするから、正當なる解釋を得られぬのである、老莊申韓の學は、儒者の道とは根本的に相違して居るから、讀者も其の心して解されんことを望む、

德は内を云ふのだ、得は外を云ふのじや、上德は德あらずとは、其の神が外に淫放せずして、内に安んじ居るを云ふのである、神が外に淫放せねば、其の身が安全である、其の身の安全なるを、德と云ふのである、德と云ふのは、身に得る所のあるを云ふのじや、凡そ德と云ふものは、無爲を以て集つてくる、無欲を以て成り立つ、不思を以ておちつく、不用を以てかたくしまる、之れを爲さんしたり、之れを得やうと欲したりすれば、德が其の身内に含ることがない、德が身内にやどらねば、身體安全たることを得ぬ、之れを用ゐやうしたり、之れを思はんとしたりすれば、得る所がかたくしまらぬ、かたくしまらぬければ、功がない、功がなければ、德とする心が生じてくる、德とする心が生じてくると、德と云ふものがなくなる、德とする心がなければ、有德と云ふものになつてくる、故に曰ふ、上德は德あらず、是を以て德ありと、

無爲と無思との虚たるを貴ぶ所以のものは、其の意の制抑せらるゝ所なきを云ふのである、夫れ無術なるものは、故意に無爲無思を以て、虚を爲すものである、夫れことさらに無爲無思を以て虚となすものは、其の意は常に虚と云ふことを忘れぬ、是れ虚をなすために虚に制せらるゝこととなる、虚と云ふものは、其の意のいづかたよりも、制せらるゝ所なきを云ふのである、今虚をなすために制せられて、神をいためることゝなると、是れ虚ならざるものとなる、虚者の無爲たるや、無爲を以て有常としない、無爲を以て有常としないから、則ち虚であるのだ、虚であれば德がさかんである、德がさかんであれば、之れを上德と云ふのだ、故に曰く、上德は無爲にして居て、爲さざる所なきものじやと、

仁者とは、其の中心から、欣然として人を愛するを云ふのである、其の人の幸福あるを喜んで、人の殃禍あるを悪くむものじや、是れは心の止む能はざる所から生出するのである、其の報酬を求むるためではない、故に曰く、上仁は之れを爲して居て、以て爲すことのないのを云ふのであると、

義と云ふものは、君臣上下の禮儀である、父子貴賤の差等である、知交朋友の應接の道である、親疎内外の分際の方法である、臣が君に事ふるにもよろしく、下は上になつくにもよ

ろくしく、子が父に事ふるにもよろしく、賤が貴を敬するにもよろしく、知交朋友の相助け合ふにもよろしく、親しきものは内にして、疎きもの、外なるにもよろし、義と云ふものは、そのよろしきにかなふを云ふのじや、よろしふして之れをする、故に曰ふ、上義は之れを爲して、以て爲すことあるのじやと、

禮と云ふものは、中情を外面に形顯する所以のものを云ふのである、群義のかざりたてられたものである、君臣父子の相交はる法である、貴賤賢不肖の相別かる、所以である、中心に懷ふて居つても、之れを人にさとらせることは六かしい、故に疾趨(とくはしる)卑拜(あたまをひく)して拜する)して之れを明らかにするのだ、實心に愛して居ても、之れを人に知らずることは容易でない、故に好言(よきことば)繁辭(あしやべりする)して之れを信ぜられるやうにする、禮と云ふものはうはべをかざりたて、内心に思ふ所を人にさとらす所以のものじや、故に曰く、禮は中情を以て、外にあらはすものであると、凡そ人の外物のために動くのは、其の身をあさむるの禮であると云ふことを知らぬ、衆人の禮をするのは、それを以て他人を尊敬するのだ、故に時には勸んで之れをなし、時には衰へてやらぬこともある、君子の禮を爲すのは、それを以て其の身のためにするのだ、故に之れ

を神にするとして、誠心を以て禮をなすを、上禮とするのだ、上禮は精神から出たものじや、衆人は之れをふたつにする、(時に勸み時に衰ふ)故に相應ずることが出来ぬ、故に曰く、上禮は誠心誠意を以て之れをなせども、而かも之れに應ずるものはないと、衆人はたゞ二心を抱いて、禮をふたつにするが、聖人は何處までも恭敬をふんで、手足の禮をつくして衰ふることをしない、(雖は、惟と同じく、たゞと訓ず)故に曰く、臂をかゝげて之れを仍き、強いて禮を行はせるやうにすると、

道と云ふものは積みかさなることがあるが、徳と云ふものにはテガラがある、徳と云ふものは、久しく道を行つた功である、功には實物がある、實物には光明がある、仁はつまり徳の光明じや、光明には澤がある、澤には事がある、義は人の事である、事には禮と云ふものがあつて、禮には文飾と云ふものがある、つまり此の禮と云ふものは、義の文である、故に曰く、道を失つて而して後徳を失ひ、徳をなくして後仁をなくし、仁をなくして而して後義をなくし、義をなくして而して後禮をなくすと、

禮は内情をあらはすがために貌するものである、文は質をかざりてうるはしくするためにつけ加ふるものである、夫れ君子は中情を取りて外貌を去り、質朴を好んで文飾を惡むも